

# 参議院法務委員会議録第六号

第九十四回

昭和五十六年五月二十一日(木曜日)

午前十時三分開会

委員の異動

四月二十三日

辞任

近藤 忠孝君

補欠選任

宮本 順治君

五月七日

辞任

戸塚 進也君

補欠選任

塙田十一郎君

五月八日

辞任

戸塚 進也君

補欠選任

塙田十一郎君

五月十二日

辞任

宮本 順治君

補欠選任

近藤 忠孝君

五月十三日

辞任

近藤 忠孝君

補欠選任

宮本 順治君

五月十六日

辞任

近藤 忠孝君

補欠選任

玉置 和郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

鈴木 一弘君

大石 武一君

上條 勝久君

寺田 熊雄君

藤原 房雄君

白井 莊一君

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十六日、玉置和郎君が委員を辞任されました。

○商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○参考人の出席要求に関する件

本日の会議に付した案件

○商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(一一一一)

主が株主総会における議題の提案をすることがで  
きるとの制度を新設すること等により、株主の權  
限を強化するとともに、いわゆる総会屋の排除を

図るために、株主権の行使に關して会社がする利益  
の供与を禁止し、その利益の供与を受けた者はこ  
れを会社に返還しなければならないものとする

とともに、これに違反して会社の計算でそのようない  
利益の供与をした取締役等は刑罰に処することと  
しております。

第三は、監査役の監査権限を充実強化するた  
め、監査役は、取締役が法令または定款に違反す  
る行為をし、またはするおそれがあると認めるとき  
は、取締役会に報告しなければならないものと  
し、必要があるときは、取締役会の招集を請求す  
ることができるものとし、また監査役の報酬及び  
監査費用を確保するための規定を設ける等の改正  
をすることとしております。

第四は、会社の業務及び財務の内容の株主及び  
会社債権者への開示を強化するため、営業報告書  
及び監査報告書の記載内容の充実を図ることとし  
ております。

第五は、会社の資金調達を容易にするため、会  
社は、新株の引受権の付された社債を発行するこ  
とができることとしております。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に  
関する法律につきましては、第一に、大規模の会  
社の計算書類が不正に作成されることによつても  
たらされる社会的な影響の大きさにかんがみ、一  
定規模以上の会社は、会計に関する専門家の監査  
を受けることが適当であると考えられるので、会  
計監査人の監査を実施する大規模の会社の範囲

を、資本の額が五億円以上又は負債の合計額が二  
百億円以上のいづれかに該当するものに拡大する  
こととしております。

第二は、このような大規模の株式会社につきま  
す。

しては、会計監査人は、株主総会において選任するものとしてその地位を強化し、また監査役は二以上でなければならないものとし、そのうち少なくとも一人は常勤の監査役でなければならぬものとして、監査制度の一層の強化を図ることとしております。

○委員長(鈴木一弘君) 以上で趣旨説明の聴取終わりました。

○寺田熊雄君 質疑のある方は順次御発言を願います。

改正法案として提案させていただいたわけでございまして、同時に、残された問題につきましては引き続いて審議を法制審議会にお願いをいたしまして、そうしてなるべく早く国会に提案の運びをして、こういう考え方でおるわけでございます。○寺田熊雄君 民事局長は何か補足する点はない

○政府委員(中島一郎君)　今回の改正項目の一つに、株式制度の合理化というものがございます。具体的に申しますと、株式単位の引き上げというようなことでござりますけれども、これは前回の国会の附帯決議におきましても株式制度の合理化、株式額面の引き上げというようなことが、検討事項つゝござるところ、御了承を、ござることにつ

第三は、このような大規模の株式会社におきましては、専門的かつ技術的な計算書類の内容の適否を一般の株主が判断することは困難であること及び計算書類については株主総会により選任されることは、必ずしも監査部がされ、かくして監査部は監査の委嘱を受けた後、監査報告書を作成する。

今回、株式会社制度のきわめて重要な点について正の必要が強調されておつたわけでありますから、改正是ありますものの、全面改正の動きといふものがちょっと見られないようになりますが、これがどういううわで株式会社制度の改正にとどめられ

○政府委員(中島一郎君) ただいま大臣から申し上げたとおりでござります。

計事項の一つとして微指標をしたたしてお、たゞ株式を五万円に引き上げるというような問題、それだけれども具体的に申しまして五十円株券の一株を単位株制度ということで既存会社にも準用する

大企監査人及び監査役の監査報告書が監査結果が監査報告書により株主に開示されることを考慮して、貸借対照表及び損益計算書については、会計監査人及び監査役のこれを適法とする意見があつたときは、株主総会の承認を受けることを要しないこととしております。

○國務大臣(奥野誠亮君) 昭和四十九年に商法の一部改正を行いました。その際に国会の附帯決議等をいただき、会社法の全面改正ということで御説明を願いたいと思います。

議会商法部会の審議が始まりましたのは四十九年の夏のことでありますけれども、そこでまず、太ざっぱにどういう問題を検討するかということを取り上げられまして、その後問題点を整理し、そして検討の結果を試案という形で取りまとめるとして

といふようなことが、もう一日も遅延することをな  
す。  
それからもう一つ、新株引受権付社債の発行と  
いうことで、経済界等から非常に要望の強かつたこ  
とで、さうしたうえで、こしらひとつ又は数点見合  
きなくなつたといふような事情が、ひどいしま  
す。

第四は、このような大規模の会社で株主の数が多いものにつきましては、株主総会の招集の通知には、議決権の行使についての参考書類を添付して、議決権の行使を容易にするため、書面により議決権を行使することができるとしております。

最後に、有限会社につきましては、商法の一部改正に伴いまして、これと関連する部分について、所要の整理をすることとしております。

制審議会の商法部会で検討をお願いしてまいります。した。その際に、まず株式制度、株式会社の機関、さらに株式会社の計算・公開、この三つについての審議が進められておりまして、それが一応五十四年にまとまってまいったわけでございまして。同時に、そのころから経済社会の変遷あるいは会社の実態、加えて会社の社会的責任などのことが論議になりまして、早急に商法の改正が求められてまいりました。

そういうこともござりますので、それまでまと

いうことで、各界の御意見を聞いて全面的改正していふことが進められてきたわけであります。たゞいま大臣から申されましたように、情勢の変化ございまして、そのうちの一部を取り上げてとりえず御答申をいたいたいということでありまして、時宜に適した改正を行うということから、制憲議会におきましては、従来取りまとめてつづりましたものを別個に御答申をいたいたいと、いうような経過になっておるわけでございます。

一月の二十四日に御答申をいただきまして、五

とかございまして、それもごく限り、急ぎ取り扱ひを希望するというような声が非常に強くなつたわけでございます。

それとあわせて、ただいま御質問にございまして、たゞ、企業の非行防止についての対応策を求めるという声も非常に強くなつたわけでございまして、具体的に申しますと、五十四年の九月の五日には航空機疑惑問題等防止対策に関する協議会といふものの提言がなされておるわけでございます。その中に、会社の自主的監視機能の強化とい

以上がこの法律案の趣旨であつて、何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くだ  
さい」というふる頃、一言申します。

まつてまいりましたものをとりあえず商法の一部  
改正として提案をする、あと会社の大小の区分で

どもいたしましては鋭意法律案の作成に取り組みまして、そして国会提出の運びになったといふ

うようなことが出てまいりました。そういういろいろな要望と相まって、今回の答申の運びになつた

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、さきに国会に提出いたしました商法等の一部を改正する法律案が可決されましたが、場合、その施行に当たり、非訟事件手続法外四十八の関連する諸法律について、字句の修正、条文の整理その他関連事項の改正を行うとともに所要の経過措置を定める必要がありますので、これら八の改正を一括して行おうとするものであります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。

ありますとか、あるいは企業結合の問題でありますとか、  
すとか、残された問題は引き続いて検討しよう、  
当初全面改正をねらつて発足したわけでございま  
したけれども、情勢の推移からいたしまして、  
りあえずまとまつたものを先に提案すべきだとい  
うことになりまして、その際に方針を変更したと  
けでございまして、そうして五十五年で試案の登  
表から各方面にいただきました意見を取り入れ  
して要綱をまとめさせていただき、としの一月二十一  
日に法制審議会の総会を開いてそのとおり御決  
定をいただいた、それに基づいて今回商法の一

ふうないきさつでござります。  
○寺田龍雄君　いま大臣と民事局長からいろいろこの  
詳細な御説明をいただきましたけれども、情勢の  
変化というのは、やはり四十九年にわかに脚光  
を浴びてまいりましたロックード事件、それから  
後にグラマンも発生いたしましたけれども、そぞろに  
いう一連の大企業と政治家との醜い齧着といいます  
とか、そういうものを念頭に置いて、そういう事  
職事件が起きないよう、株式会社制度というよ  
うのをいわば少したがを縮めようとというようなもの  
が動機になつておると理解していいでしようか。

○寺田熊雄君 いま局長の御説明にある四十九年の衆議院の法改正の際の参議院の附帯決議、四十八年の衆議院の審議の際の附帯決議、こういうものがどの程度この法改正に生かされているか、ちょっと目と体的になるけれども、一つ一つ説明していただけますか。

○政府委員(中島一郎君) 附帯決議において御指摘のごとございました株主総会のあり方、取締役会の構成及び一株の額面金額につきましては、所要の改正が今回行われた、今回の改正法によつて盛り



うに民法の改正ということになるのではなかろうかというふうに考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 民法で、そのほかに公益法人について公認会計士の監査対象を義務づけるという規定を置くと、ちょっと不体裁のような感じがするけれども、これはやっぱり特別法が必要とするんじゃないでしょうかね。

それから、七の「企業会計原則」の修正が租税に大きな影響をもたらすこととなるときは、租税法律主義に反しないよう必要な手続をとること。「ちょっとこれはわかりにくいんだけれども、この附帯決議が議決されたときは、恐らくあなた方もこの附帯決議に同意なさって、時の法務大臣もできるだけこの附帯決議の実現に努力をするといふことをおっしゃったはずなんだけれども、この七項について、もうちょっと詳細な説明をしていただきたいと思いますね。

それから、六項の一休眠会社の整理に当つては、事前に十分なPRを行なう等、慎重に措置すること。「これは現実にどの程度の実績が上がっているのか。もし、いまその統計がなければ後日でも結構ですから、それを当委員会に提出していただきたいと思います。

それから第四項の問題、局長のいまの御説明、ちょっと理解がしにくかったんだけれども、「監査法人の育成・強化を図る反面、個人たる公認会計士の業務分野についても行政上適正な措置をすること」、「業務分野を規制する」というようなことは、これは行政指導ができるんだらうか、あるいは活動分野の調整を図るというようなことは行政指導ではちょっと無理なよう思はんだけれども。

それから、これが大蔵省証券局の所管だということお話をありましたね。これは、実際そういうことになつて証券局は動いておるんでしようか。ちょっとといまの点について御説明いただきたいと思います。

○政府委員(中島一郎君) 九項の公益法人関係でございますけれども、公益法人一般ということに

なりますると民法ということで法務省の所管といふことが頭にあつたものですから、民法の改正とかいうことで申し上げたわけあります。

人について私立学校法、その他関係法人のいかんによりましてはその関係法律の改正ということにならうかと思うわけであります。

それから、四項、七項については元木参事官がいたします。

○説明員(元木伸君) まず、七項の点からお答えいたします。

御承知のように、租税法律主義と申しますのは、これは租税、つまり税金を課すためには法律上の根拠がなければならないということが前提になつておきまして、したがつて税金を課すということになりますと、当然会社が計上した利益というものがその対象になるわけになりますけれども、その利益を計上するに際しまして、企業会計原則というものが当然考慮されるということになるわけでございます。そういたしましたと、この企業会計原則というものが大幅に修正されてしまつたというふうな結果になるのではないかとされる利益というものがそれに従つて非常に変動しますと、この企業会計原則というものが大幅に修正されてしまつたというふうな結果になることがあります。

公認会計士についても、これは十分業務ができるよう配慮をしなければいけないということになりますと、この企業会計原則というものが大幅に修正されてしまつたというふうな結果になるのではなく、公認会計士の所管ではございませんで、大蔵省の証券局の所管かと存じますけれども、そこで法改正とともに、監査法人、それから個人としての公認会計士、双方通じましてその監査能力を向上させていくということを指導するということを意味す

ると存じます。

○説明員(稻葉威雄君) 休眠会社の整理の関係でございますが、休眠会社の整理に関しましては、

昭和四十九年の改正で本則に四百六条ノ三という

条文がありますが、これは五年以上登記を怠つておらずに、監査法人、これは四十九年の改正と申しますが、四十九年の監査特例法におきまして、

なつたわけでございますけれども、この四項

の趣旨は、監査法人、これは五五年以上登記を怠つたものとみなすという手続でございます。

それはもちろん複数の会計監査人が集まりまして、

公認会計士が集まりまして監査法人を設立いたしまして、そろして監査をするという面で長所があつたわけでございますけれども、監査法人、こ

その反面、そういう監査法人が非常に強力になつてしまつということになりますと、個人として業務を行つている公認会計士との力関係が非常に差が大きくなつてくるということになるわけでござります。そういたしますと、監査法人の方には非常に仕事が来る、それに對して個人の公認会計士には仕事が来ないというようなことにもなつて

しまつたというふうな問題もあるわけございまして、ここに大都会におきましては会計監査人の業務というものは多いわけございまして、それが地方におきましてはそういう業務の対象となる会社が少ないものでございますから、そういう点で職域問題が起つてくるというようになります。

したがいまして、個人として業務を行つてゐるわけではないかというふうな問題になりますと、やはり十年近くでございまして、そこに大都會におきましては会計監査人の業務といふものは多いわけございまして、先ほど申しました十年休眠に近い状況になつてまいりますので、五十四年度にやはり十月一日を基準日といたしまして休眠会社の整理がございませんと、その当時五年近くすでに登記をやつたわけございますが、この際には、大体五%ないし六%の株式会社が整理されておりま

す。これは、いま申しました十年休眠という制度

がございませんで、それまでに累積しております。

休眠会社といふものはほぼ淘汰されていたとい

う事情があつて、それほど大きな数字になつております。これは、いま申しました十年休眠といふ制度がございませんで、それまでに累積しております。

それから、先ほど局長の説明なさつた株式制度

の合理化、単位株制度を創設して一株の金額を五

万円以上とするという、現在まだ五十円株がたく

さん残つておるようですが、商法の方は五百円の

方に持ち上げておるようですね。この実態につい

てあなた方がお調べになつたところがあれば、ち

よつと御説明いただきたいと思います。

○政府委員(中島一郎君) 法律案関係資料の後ろ

から二つ目の青い紙が参考資料のつづりでござ

ますが、その二ページに「東京証券取引所上場株式の額面金額調べ」というのがございます。昭和

月一日を基準日いたしまして解散手続を行つた



があるということを前提にした規定であります。

しかも、二項におきまして「株主が会員ヨリ相当ノ期間前ニ書面ニ依リ総会ニ於テ説明ヲ求ムベキ事項ヲ通知シタルトキハ取締役及監査役ハ調査ヲ要スルコトヲ理由トシテ説明ヲ拒ムコトヲ得ズ」、こういう規定も新設をするわけでござります。そういうことで、議場が混乱をする、あるいは総会屋などの跳梁によって議場が混乱をするということに対しましては、「一百三十七条ノ四の二項におきまして「議長ハ総会ノ秩序ヲ維持シ議事ヲ整理ス」、第三項といたしまして「議長ハ其ノ命ニ従ハザル者ノ他ノ総会ノ秩序ヲ乱ス者ヲ退場セシムコトヲ得」、これは從来規定はございませんでしたけれども、議会体のあり方として、議長が會議を整理し「秩序ヲ乱ス者ヲ退場セシムル」ということはこれは当然のことでありますけれども、明文の規定がなかったのではつきりしない点もありましたので、今回この規定を設けたわけでございます。

それから、提案権につきましては、「一百三十二

条ノ二」という規定の新設を考えております。「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ一以上ニ当ル株式又ハ三百株以上ノ株式ヲ有スル株主ハ」——いわゆる少數株主でございますが、「取締役ニ対シ会員ヨリ六週間前ニ書面ヲ以て一定ノ事項ヲ總会ノ目的ト為スベキコトヲ請求スルコトヲ得」、こういうことなどございます。總会に出席をした株主が、その場で会社の提案をいたしました議題に対してもと提案をする、修正意見を述べるということは、これは從来からも認められておつたわけありますけれども、今回の提案権は、一定の資格要件を備えた株主に限るとは言いながら、あらかじめ一定の事項を総会の会議の目的とすることを請求する権利を認めました。そして、その請求がありましたときには、その議案の要領を株主総会の招集通知に書く必要がある、会社としては書かなければならぬと、こういうような制度も設けておるわけでございました。

○寺田熊雄君 いまの御説明にありましたように、総会屋がお金目当ての質問をして総会を混乱させるということももちろんあるようであります。されども、それはもともとお金が目的なので、会社の方はお金でこれをあらかじめ牽制することができます。ところが、実際問題として、私ども同僚の弁護士が行つて質問をする、それが総会屋の妨害で不可能になってしまった、追い出されてしまつたというような実例を見ますと、むしろ総会屋の跳梁を規制した方が実情に合うと私どもは考えでござります。

この面で、今度の改正法はかなり実効があると考えられる内容の改正を盛つておりますね。金銭などの供与をしてはいけない。供与した場合は、取締役は会社にそれを返還しなければいけない。取締役に対する罰則などもあるので、これは大変い今までと比べますと切った法改正のように思いますが、どうせ総会屋は、まだ、あの手この手の裏をぐる戦術を発明するに違いないと思いますので、いままで、たとえば年に一回か二回出すような新聞に広告掲載料を求めるとか、あるいは著書を買ってほしいというようなことをねだる、あるいはいろんな行事の賛助金であるとか協賛金であるとか、そういう名義で金銭を要求するというようなことがあったようですね。こういうような不必要な支出を求めてそれで金銭を受領していく、そういう計画がこれで完全に全部包摶できるというお考えでしょうか。たとえば賛助金とか、あるいは新聞の広告料とか著書の購入費とかいうような不必要な支出を求めてそれで金銭を受領していく、そういう行為に対する罰則などがあります。

○政府委員(中島一郎君) ただいま御質問にもございましたように、総会屋対策といたしましては、「一百九十四条ノ二」という規定を設けておるわけであります。この規定におきましては「会社ハ何人ニ対シテモ株主ノ権利ノ行使ニ関シ財産上ノ利益ヲ供与スルコトヲ得ズ」となつておるわけ

○寺田熊雄君 いま第二項で「無償ニテ財産上ノ利益ヲ供与シタルモノト推定ス」。したがつて、恐らくこれがタールモノト推定ス。この規定は、株主の権利の行使に関しては、監査役がその返還義務の履行を促すことになりますが、それとも株主が立ってそのままでも、金品の供与が株主の権利の行使に関する行為たとえばこの規定の適用を受ける、さらに商法四百九十七条の罰則の適用を受ける、さらに商法四百九十七条の罰則の適用を受けたということであればこの規定の適用を受けたといふことになります。ただ、株主である場合には、「一百九十四条ノ二」の二項の規定を申しましょうか、立証責任の転換によりまして訴訟の進行が容易になるという面はござりますけれども、規定の趣旨そのものは、何人に対する金品の供与であっても、それが株主権の行使に関して行われたときには規制の対象になります。この規定は、局長が言われるようになりますけれども、規定の趣旨そのものは、何人に対する金品の供与であっても、それが株主権の行使に関して行われたときには規制の対象になります。

○寺田熊雄君 この規定は、局長が言われるようになりますけれども、規定の趣旨そのものは、何人に対する金品の供与であっても、それが株主権の行使に関して行われたときには規制の対象になります。この規定は、局長が言われるようになりますけれども、規定の趣旨そのものは、何人に対する金品の供与であっても、それが株主権の行使に関して行われたときには規制の対象になります。

○政府委員(中島一郎君) まず、だれがその訴訟の担当をするかということになりますけれども、利益の返還につきましては、第一次的には会社が行うということになろうかと思います。取締役に対する弁済請求、これも第一次的には会社ということがありますから、監査役が会社を代表するということになろうかと思います。それが期待できないときには株主の代表訴訟ということになるわけ

ありまして、二百九十九四条ノ一の四項では、二百六十七条の規定を準用いたしておりますので、株主が会社にかわって訴訟を起こすということになろうかと思います。

それから、罰則の点でありますけれども、確かにこの犯罪は被害者のない犯罪ということになりますので、贈収賄あるいは選挙違反というようなものと同じように目撃者も余りおらないという性

となる訴訟あるいは刑事案件としての摘要といふこと、私としてはかなりの効果が期待できるというふうに考えておるわけでござります。  
○寺田熊雄君　総会屋がどの程度会社に入り込んでおるか、会社がどの程度総会屋に金銭的な供与をしておるかというようなそういう実態的な調査は、ある程度は法務省はそろえておられますか。もしそれがあれば法務委員会に、この委員会に提出して、一二三をうなづいて、どうでしょ

が、その場合に、会社の乗っ取りに對しては商法は特別に何らの規定も置いてないし申しましようか、無色であるということでござります。

で、現在の經營者としては、いろいろ防戦をする、株を買い集めて防戦をするわけでありますけれども、その際に、自分の個人の金を使って株を集めめる、あるいは議決権の行使に影響を及ぼす、自分に有利な議決権の行使を求める、これは許さることでありますけれども、その場合に、会社

六十六条によ  
うことになるわ  
うかというふうに  
にこの規定の意  
味でございま  
す。

て会社に対して、すなはち二百六十  
で第三者に對して責任を負うとい  
けであります。監査役からそ  
た場合には、取締役としてはそ  
の必要が当然出てくるのじやなかろ  
に考へるわけであります。そこ  
味があるというふうに考へておる

しかし、その情況証拠といふものはいろいろあるが、それでくるだらうと思うわけでありまして、たとえば株主総会が特定の総会屋らしい者に全く牛耳られておるという場合には、これは何か利益の供給ばかりでござらないかということも考えられる

○政府委員(中島一郎君) 私どもとしては、その実態、必ずしも的確な資料を持ち合わせております。これは衆議院における審議の段階での話でありますけれども、警察庁の係官が御質問に答へて、その実態を、かなり正確こといいまして、よろ

与えるなどということは、これは許されないというの  
が、今回の法律の立場でございますので、会社の  
金を使って他の株主にその議決権の行使に影響を  
与えるということになれば、先ほど御指摘ござい  
ましたような事例もこの規制の対象になるという

なかなか監査役のその行為というのは非常な困難を伴うとは思うけれども、しかし、まあ正しい行為だから取締役会と渡り合うということができる、そういう意味で意味があるのかもしれませんね。

わけでありまして、必ずしも内部告発だけに限るわけではなくて、また他の犯罪を捜査しておる過程においてこういう事実が出てくるというようなことも考えられます。さらには、監査役の監査あるハは会計監査人の監査というものが行われるわけ

○寺田熊雄君 それでは、次回に警察庁の方へか、詳細に御説明をしておったようであつて、私どもそれを聞いたのでありますけれども、数字のこととありますので、ちょっと正確に記憶いたしておりません。

ふうに考へております。  
○寺田熊雄君　監査役の権限強化、これは実際上私どもの友人が会社の監査役をやつておる。それを見て、取締役の違法行為があった場合には、あれはそのおそれがあるときは取締役会に報告をする

それがから、耳綿役会の招集を求めて耳綿役会を  
が開かれない、という場合には、これはみずから監  
査役が取締役会を招集できるということにしない  
と意味がないと思うけれども、その点はどうなり  
ますか。

けでありますから、その過程においてもこうしうものがあらわれてくる可能性はあるといふに考えておりますが、それよりも私どもとしては、この商法においてこういった利益の供与が許されないものである、犯罪にもなるのだということを

尋ねることにして、この機会に、たとえに今すぐの乗っ取りがありますね。非常にたくさんの競争者を抱って、どんどん一つの目をつけた会社の株式を買いあさっていく、そしてその経営権を乗っ取るうとする。今までの経営者は、小さな会社だ

なかこれは困難ではないだろかというふうに考  
えておるんですけども、しかし、まあそろは言  
うても、廉直な、また剛直な監査役もないではな  
いので、こういう規定を置くことはそれなりの意

おります二百六十条ノ三の第四項におきまして、「第二百五十九条第三項ノ規定ハ前項ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス」というふうになつております。したがいまして、監査役が取締役会の招集

はつきりとさせるということに、非常に大きな意味があるのじゃなかろうかというふうに考えるわけであります。

と、株主の名義の書きかえには取締役会の同意を要するというふうに定款を変えたり防戦をする。しかし、一般的の上場会社などはそういうことを規制すべくもないと、結局たくさん買収され

所があると私どもは言ひたてておるが、それで、いまの取締役の違法行為があつた場合に、監査役はそれを取締役会に報告するということを義務づけて、取締役会の承認を得て取締役

せん場合には、二百五十九条の三項の適用によりまして、その請求をなしたる監査役はみずから取締役会の招集ができるということにい

関その他も非常に力を入れておられまして、企業に総会屋と絶縁するようというよろいりる指導もし、企業によつてはそれを宣言をして実行しておる企業もあるということでありますけれど

れてしまう。と、經營陣が新しい大株主との間にいろいろと人を立てて話し合いをする。株を買いたい人は、あるいは一定の役職をその新しい大株主に与えるとするか、そういういろいろな取引をも

がその当該の行為をした場合には、この規定は無意味になってしまふと思ひますが、そういうことはありませんか。

○寺田熊雄君 なるほど、それでわかつたけれども、結局、これは労働基準法などというようなものは、労働基準監督官が剛直で、上の命令があつたしております。

も、一般的には繪画屋というのには必要悪であるといふような考え方もないわけではございません。今回の改正法によりまして、その点をはつきりと、これは許されないことであり犯罪であるということを宣言をしたということが大きな意味があると思うわけでありますて、その実際上の裏づけ

る。中には金をもらっておさむるかもしねない。その金銭の供与というものに関しては、この規定がやはりそういう場合にも適用があるだろうか。この点どうでしよう。

○政府委員(中島一郎君) 確かに会社の乗つ取りというようなことが世上有々あるようであります。

会はすでにある取締役が違法行為をした、あるいはしようとしておるということを知つておるわけでありますけれども、それを監査役が指摘をすることがありますれば、それによりまして、取締役としては取締役会において何らかの措置をとらざるを得ないような立場に立たざれる。もしそれを怠つた場合には、二百

ても従わざに労働基準法を守らせると、そういう剛直な基準監督官がいなければ、本来労働基準法なんというのは守れない。これは十九世紀の中葉にイギリスで労働法ができるときにもマルクスが言った言葉だけれども、それと同じようなことで、これは監査役というのは相当剛直な、取締役会や

取締役とけんかをしても正しいことは行わせる、そういう勇気を持った人でないと、なかなかこの商法の規定は実現できないように思いますね。でもまあしかし、これは意味はある、現行法よりは確かに大きなこれは前進を意味すると、こういう意味で私は評価をしておりますがね。

それから次に、会社の業務、財務のディスクロージャー、この問題についてお尋ねをしますけれども、監査報告書の記載内容の充実というのは、ある程度この今回の改正の条文の中から出でてくるけれども、どうも営業報告書の記載内容の充実というの直接にはこの条文に出てこないよう思いますが、これはどうなつておるんですかね。

○政府委員(中島 郎君) 営業報告書につきましては、直接にはこの条文に出てこないよう思いますが、これはどうなつておるんですかね。

○政府委員(中島 郎君) 営業報告書につきましては、商法の二百八十二条におきまして、取締役は毎決算期に左の書類をつくることを要すとあります、その第三号に「営業報告書」というのが出てまいるわけありますけれども、営業報告書にどうもものを記載する、その記載方法はどうかというようなことについては、従来は何らの規定がなかつたという実情にあるわけであります。規定はございませんけれども、各企業ごとに株主に対するPRと申しましようか、あるいはコミュニケーションを十分にするというような意味から、いろいろと工夫をして営業報告書をつくるおわけでありまして、特に法律の、あるいは規則に規定をしないで、こういうふうに各企業企業の創意工夫に任せることも一つの行き方ではありますけれども、余りてんでんばらばらというのも好ましくない一面もあるということです。今回の商法改正におきましては、企業のディスクロージャーの強化ということが非常に重要な規定をしないで、こういうふうに各企業企業の創意工夫に任せることも一つの行き方ではありますけれども、余りてんでんばらばらというのも好ましくない一面もあるということです。

商法中改正法律施行法といふものがありますが、その四十九条に從来は、「株式会社ノ貸借対照表、損益計算書及附属明細書ノ記載方法其ノ他ノ様式ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」というふうにありました。そこに「営業報告書」というのをつけ加えまして、営業報告書につきましても、「記載方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」ということになつたわけあります。そして、法制審議会の答申におきましては、「営業報告書には、当該営業年度における営業の経過その他会社の状況を明らかにする重要点を記載しなければならない。」こういう答申内容になったわけあります。私どもとしてはただいまこの省令の具体的な内容について検討中ということございます。

○寺田熊雄君 ちょっと私、健康状態が悪いので、次回にひとつ質問します。

午前十一時三十一分休憩

午後一時五分開会

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を開いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお詣りいたします。

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を開いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお詣りいたします。

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を開いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお詣りいたします。

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよならを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよならを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

照表、損益計算書及附属明細書ノ記載方法其ノ他ノ様式ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」というふうにあります。そして、法務委員会の答申におきましては、「営業報告書につきましても、「記載方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」ということになつたわけあります。そして、法制審議会の答申におきましては、「営業報告書には、当該営業年度における営業の経過その他会社の状況を明らかにする重要点を記載しなければならない。」こういう答申内容になったわけあります。私どもとしてはただいまこの省令の具体的な内容について検討中ということございます。

○委員長(鈴木一弘君) 休憩前に引き続き、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○円山雅也君 私の質問時間は一時間でござりますので、総論をすつ飛ばしまして各論から人任せいただきます。

まず、単位株制度についてお尋ねいたします。株式の単位を引き上げるという意味ならば、既存会社の場合、株式の併合ということが考えられます。これが一番ストレートだと思います。それに、単位株制度を導入したのはどういう理由でございますか。その辺をまず御説明いただきたい。

○政府委員(中島一郎君) 明治三十二年にできました商法では、御車知のように、株式の単位は二十円あるいは五十円ということになつておつたわけであります。これが昭和二十五年の改正によりまして、一株五百円以上ということになつたわけであります。既存会社につきましては従来どおりということでありますため、株式の併合という制度がありながら、なかなかこれが五百円にまとまらなかつたというのが、過去三十年の実績でございます。

なぜかということをいろいろな人が考えるわけありますけれども、結局、五十円の株と五百円の株とありますと、割り高感と申しましようか。割り安感と申しましようか、証券市場における取引において、五十円の株はかなりの高額に値上がりをするけれども、五百円の株はそれほどに値上がりをしないという実態があります。そのため、なかなか五百円の株を採用しないというのが一般企業の例でありますと、自分のところだけそななか踏み切れないということでありましたために、今回は、それを上場会社については強制をするということで、単位株制度ということを考えます。

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよならを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよならを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

たわけであります。  
もう一つ、法律でたとえば併合をするということがありますと、併合して一株になつた株は、これは一人前の株として通用するわけでありますけれども、併合によつて一株にならなかつた株は、これまでありますと、併合して一株になつた株は、これ

とになりますと、併合して一株になつた株は、これは一人前の株として通用するわけでありますけれども、併合によつて一株にならなかつた株は、これまでありますと、併合して一株になつた株は、これ

とになりますと、併合して一株になつた株は、これは一人前の株として通用するわけでありますけれども、併合によつて一株にならなかつた株は、これまでありますと、併合して一株になつた株は、これ

とになりますと、併合して一株になつた株は、これは一人前の株として通用するわけでありますけれども、併合によつて一株にならなかつた株は、これまでありますと、併合して一株になつた株は、これ

とになりますと、併合して一株になつた株は、これは一人前の株として通用するわけでありますけれども、併合によつて一株にならなかつた株は、これまでありますと、併合して一株になつた株は、これ

とになりますと、併合して一株になつた株は、これは一人前の株として通用するわけでありますけれども、併合によつて一株にならなかつた株は、これまでありますと、併合して一株になつた株は、これ

でありますて、株式市場のことを考えますと、株式併合で一株五万円ということにしてしまいますと、どういう影響が起こるかわからない。従来、五十円と五百円の株があるという段階でも、五百円の株といふものはそういう意味では人気がなかったわけでありますから、これが五十円の株と五万円の株ということになりますと、五万円の株についてはどういう影響が起こるだらうか、好ましくない影響が起こるだらうかといふことが非常に予測がつかないわけであります。

ありますから、企業によっては単位株制度をとるもよし、株式の併合の手段をとられるもよし、あるいは何らの手当をされないもよし、そなうに考えたわけでございます。

○円山雅也君 よくわかりました。



となるならば、あえて三号を持つてこなくたって一号で、利害関係ということは一切商法上から抹消できるはずなんですね。技術的には、この辺はどうでしょうか。不公正と不当という……。

○政府委員(中島一郎君) 一号というものは、手続に瑕疵がある場合というふうに私ども考えておるわけであります。三号の場合には、その決議の内容に着眼をして、その内容が著しく不当であるかどうかということが問題になる。でありますから、一号とは別に三号というものが必要であるというのが、私どもの立場でございます。

○円山雅也君 それは確かに一号の方は「招集ノ手続」とありますし、「又へ決議ノ方法」と、こうありますから、何か手続的なように見えますね。だけれども、それなら今度つくった三号だつて、利害関係人が参加したことによって、それに株主権を行使させたことによって決議が著しく不当になつたというならば、やっぱり決議の方法じやないんでしょうか。ちょっと御意見を……。

○政府委員(中島一郎君) 確かに一号の規定によりまして三号のある部分は賄えるかもわからないという気はいたしますけれども、それで三号のすべてを尽くすというわけにはまいらないのじやないか、その部分を明らかにするという意味から、三号の規定の存在価値があるというふうに考えておるわけでございます。

○円山雅也君 私がそういうふうに一号で賄うようにならぬかといふうな意見を申し上げたのは、つまり商法上から利害関係人というのを抹消した方が法体系の上ではすつきりするんじゃないか。というのはなぜかといいますと、従来、判例解釈で利害関係人というのを四苦八苦してうんと狭くしぼつて、あってなきがごとくしておいて、今度は逆に利害関係をあえて三号で残して、さらに今度は著しく不当なのが問題なんであつて、その前提の利害関係かどうかは法概念上余り問題にならないんだということになるならば、ここにわざわざ「利害関係」を一つだけ残す必要が意味が余りないんじやないか、法体系上非常にふ

ざまじやないかというような気がしたものですか

らこういう御質問をしたんですが、ひとつこの点も将来御検討ください。

それでは、今度は株主権行使に関する利益供与の禁止の規定、これについて少しお尋ねをしたいと思います。

まず確認をいたしますが、改正法の四百九十七条罰則の方ですな、「株主ノ権利ノ行使ニ関シ会社ノ計算ニ於テ財産上ノ利益ヲ人ニ供与シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金」云々と、こうあるわけです。そうしますと、「会社ノ計算ニ於テ」なんだから、重役や何かがボケソトマネーでやる分には、これはこの罰則の対象にはまずならないんじやうか。

○政府委員(中島一郎君) そのとおりでございます。

○円山雅也君 情状としては、しかし会社の金でやろうがポケットマネーでやろうが、悪いこと、やないんでしょうか。ちょっと御意見を……。

○政府委員(中島一郎君) 確かに一号の規定によりまして三号のある部分は賄えるかもわからないという気はいたしますけれども、それで三号のすくべを尽くすというわけにはまいらないのじやないか、その部分を明らかにするという意味から、三号の規定の存在価値があるというふうに考えておるわけでございます。

○円山雅也君 私がそういうふうに一号で賄うようにならぬかといふうな意見を申し上げたのは、つまり商法上から利害関係人というのを抹消した方が法体系の上ではすつきりするんじゃないか。というのはなぜかといいますと、従来、判例解釈で利害関係人というのを四苦八苦してうんと狭くしぼつて、あってなきがごとくしておいて、今度は逆に利害関係をあえて三号で残して、さらに今度は著しく不当なのが問題なんであつて、その前提の利害関係かどうかは法概念上余り問題にならないんだということになるならば、ここにわざわざ「利害関係」を一つだけ残す必要が意味が余りないんじやないか、法体系上非常にふ

して金品が授受された場合にはこれは処罰の対象になるわけありますけれども、事柄が株式の世界の問題でありますから、金を出して議決権の行使に影響を与えるということはそれ自体は処罰の対象とするほどのものでもないのじやないか。金を出せば株が買えるわけありますから、その株式によって議決権の行使を自分に有利に行使するといふことはこれは許されることがあります。ですから、その株を手に入れないと、お金を払って議決権の行使を自分に有利にさせるといふことは、これはそこまで处罚の対象にすることはできないのじやないか。いま総会屋対策等で問題になつておりますのは、会社の金を使って株主権の行使に影響を与えると申しましようか、それが問題なのだということで、四百九十七条はこういう規定になつたわけでございます。

○円山雅也君 よくわかりました。

そこで、少し今度は具体的に当てはめてこの規定をお尋ねをしたいと思うんですが、私は弁護士を兼ねておられます。そこで顧問会社の株主総会に进入了のは、特に何か立法意図があつたんだじやうか。

○政府委員(中島一郎君) 四百九十四条という規定がございます。しばしば問題になりますいわゆる「不正ノ請託ヲ受ケ」というのが入るあの規定でござりますけれども、従来はこの四百九十四条ということになつておりますので、そして不正の請託を受け財産上の利益を收受したときには、これは会社の金であろうと自分の金であろうと処罰の対象になるというの、四百九十四条でございます。

この「不正ノ請託ヲ受ケ」というのを削ることが望ましいというような意見があつたわけであります。そこで、そういう賛成論もあるわけでありますので、たゞそれどころも、しかし事柄はあくまでやはり株式の世界の問題であります。これが公務員の職務の違法性というようなことになつてまいりますと、どこから出た金であろうと、その公務員の職務に關

する、そこまでいいと思うんです。だけれども、同時に株主に大抵なっています、顧問会社の。だから、株主の資格で株主総会に参加しているわけです、そのときは。それで、まさにその株主総会についていろんなアドバイスをし、お車代をもらうわけなんです。だから、私の株主権の行使に関して財産上の利益の供与を受けたことにかかることがありますと、無償にしても推定受けちゃうし、有償の場合でも一まあ有償の場合といふことは、それはそこまで处罚の対象にすることは、どうもなりそうな気がする。まして、この推定がなんかありますと、株主総会のアドバイスに対するそれは対価なんだとうなれば、アドバイスに対するそれは対価なんだとうなれば、会社の利益と見合つているから推定は勘かないかもしれませんけれども。だから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念するのは、今後そういうことになれば、会社の利益と見合つているから、私のちょっと懸念のは

たとえば、強いて推定が出るとすれば事實上の推定まで高めておいて、法律上の推定ですから恐らく反証じやないんですね。反対立証になるわけですよ、立証責任が転換しちゃうから、必ず。だから、反対の確証までも持ち合わせないとこの適用を防げないといらんだから、反対の確証までも持っているような場合には、権利の行使に関しない反対の確証を持っている場合なんだから、だから推定規定なんか要らないのじやないかなと思うんですよ。また強いて、こんなもの事實上の推定に任せておけばいいはずだし、法律上の推定までこれを高めなきやならぬ必要があつたのかどうか。何か特にそういう法律上の推定まで高める必要があつたんだという意味があるんでしょうかね、これ。その点をちょっとお尋ねをしたい。

○政府委員(中島一郎君) 円山先生の推定に関する司法研究の報告書などもございますので、推定問題について私もがむしろ考え方足りないのかもわかりませんけれども、推定規定を置くことにしまして、結局、真否いざれともつかないという場合の解決に資すると。ひいては立証を容易にすることによってこの訴訟の追行の負担を軽減するということに、この規定のねらいがあるわけでござります。

○円山雅也君 私も、そこまでなら事實上の推定でもいいし、経験則でも十分足りるし、それから本来、法律上の推定まで高めるというのは、この程度の立証の困難とかいう場合じゃなくて、構成要件を行政的な目的でもってひっくり返すというような場合に法律上の推定を使うので、だから法律上の推定の場合は必ず反証じやなくて反対立証、確証しなきやいけないのだというふうになるわけなんですね。そうすると、内容的には事實上の推定、経験則を法理文化したようになれる。それならば事実上の推定で足りたのじゃないかなと思うんですが、その点はちょっとめんどくになりますから、このくらいにします。

そこで、たとえばこれがむずかしいところかも

当な権利行使だし、株主としての、眞に会社のためを思って株主の権利行使をした、いやありがとうございました、おかげでと、いつて利益供与が出たという辺、ちょっとお考えをお聞かせください。

○政府委員(中島一郎君) 権利行使の内容が正当な場合でも、何か罰則の適用を受けるというのは、これは、だから何か不正当な権利行使にしほらないでいいのかなという気がするんですがね。その辺、ちょっとお考えをお聞かせください。

○円山雅也君 だから、それはちょっと不正当じゃないかという、不当というか、かわいそう、酷じやないかなというような気もするんですけどけれども、その辺はこれは考え方の相違ですから、これくらいになります。

そこで、時間が少なくなつてしまひましたので、最後に大臣の御意見も伺いたいと思います。これは、直接今度の改正部分には当たらないんですねけれども、四十九年の附帯決議の中に、衆議院の方では大小会社の区別について所要の改正を行えと。それから、参議院の方ではもつと詳しく規定の株式会社については、別個の制度を新設してその業務運営の簡素合理化を図るよう改正しろと、具体的になつています。つまり、いずれも、大きな会社と小さな会社とを法律上区別して改正を行えと。それから、参議院の方ではもつと詳しく述べてください」という意味だと思います。

そこで、いまもう大臣も御承知だと思いますけれども、日本の場合、百万社から少し減ったかどうか知りませんけれども、かなりおびただしい数

の、本来ならば個人商店で当然やつてしく百圓さん、魚屋さん、規模は別としまして、御主人が社長で奥さんが専務で小僧さんが常務だとか、それでりつぱに株式会社と、そういう会社が五万とあるわけなんです。そういう小さな、本当は実態はもう個人商店なのに単に税金対策上だけのためにそういう外形をとると、これがいま野放しになつておびただしい数になつています。ところが、あるわけなんです。そういう小さな、本当に実態は株式会社法が適用になる。適用になるといったつて、実際に総会を開くわけじゃない、取締役会を開くわけじゃない、会社のことなんか何も知らない、運営なんかあり得ないわけです、実体は個人商店だから。こういう状態をこのまま野放しにしておいてよろしいものかどうか。

もしも対税上だけの考慮にすぎないならば、ちょうど鯛を割くに牛刀を用いるみたいな形で、対税上の何か手当てをしてやればいいんであって、そのためには会社法を持ってきて会社の組織にして、こっちはそっちのけにして対税だけやるという、これはぼくは法律を何か適用するような感じで問題があると思うんですが、この点について大臣のお考えをちょっとまずお聞かせいただきたい。

○國務大臣(奥野誠亮君)　いまおっしゃいますように、私も税金対策で法人組織をとっているところがかなり多いのじゃないだろうかなと、こう思つております。また、そういう意味合いで税制上もいろいろ手直しはしてきているわけでございますけれども、結論として、やっぱり法人組織をとつてているところの方が、家の経費と企業の経費とをある程度混同してしまって、なかなか税制上それを指摘することが困難な場合が非常に多い等の問題がございまして、やっぱりなおそういう弊害が残り続けているのじやないかと思うのです。

そうかといって、ここで大小の区分ということになりますと、いまは資本金幾ら小さくても株式会社になれるわけでございます。こういうことを

○円山雅也君 確かにそういう株式会社の形態をとつて、それが節税になるだけの段階でとどまるならば私は商売のやり方の一つとしてまだ是認できるんですけども、ところがたまたま会社が有限責任なものですから、株式会社は有限责任の特典だけを利用いたしまして、それでもって第三者に迷惑をかける。たとえば会社と取引をして、会社だけつぶしちゃって個人はぬくぬくとして、個人保証でもしない限り別法人ですから、ぬくぬくとしちゃって、会社つぶしてまた別会社をつくってその債権者に迷惑をかける。(つまり会社組織を利用して、全く善意な第三者に御迷惑をかけているというような事態までも発生をしています。)だものだから、数年前、十年ぐらい前になりますようか、最高裁が法人格否認の法理というドットの理論を取り入れまして、そのような実体が個人商店であって、単に対税率のみ会社の外形上やっているやつはこれは法人否認すると。だから、債権者はそんなものは会社として否認しておいて社長にでも請求をされる、保証がなくてもといふ法人格否認の法理の判例を打ち出しました。

ここでその問題なんですが、大臣、私は考えるんですが、法人格否認の法理というのは、あれは一種の立法作業だらうと思うんです。とうのうは、立法院が、こういう組織を持ってば会社として認めるとやつて、そのとおりにつくったわけですね。個人商店、規模が小さいにしろ何にしろ、こ

たし得るだけの資金を持つていなければ株式会社として活動することを認めるわけにいかぬじゃないかという議論も出てくるのだろうと思いまして、引き続いて法制審議会で十分な御検討を願いまして何らかの結論を出していただかなければならぬのじやないかなと、こう思つているところでございます。

れをつくったわけです。ところが、司法判断の方ではそんな会社は認めないと、対債権者に関する限りは認めないと、法律が認めている会社を裁判所が具体例でもって否認していくのです。ということは、本質的には法人格の否認の法理が発達したのはやむを得ない、つまり立法府がその点について手当てをしない、おくれているから、だからやむを得ず緊急避難的な司法権から立法権への介入みたいな形でもって何とか具体的な妥当性を図ろうというふうに出てきたんだるうと思ふんです。いたしますと、この問題ですね、大臣、そこまで立法の方がおくれておる。だからこそ四十九年の附帯決議でも、大小会社区別する改正をしてくださいよと、衆参ともにそろつてお願いをしたわけですね。

ですから、それでもなおかつ今度の改正に、これは前に寺田先生の質問に局長が答えられまして、いろんな点で大小会社の何とか区別をしようと努力していますが、ストレートに改正は今度は盛り込んでおりませんとお答えになりましたけれども、ぜひともひとつ大臣、ぼくは立法府がもたもたしているものだから、だから司法権が三権分立を侵してしまって、法人格否認の法理までも取り入れて具体的な妥当性を図らなければならぬということは、やっぱり立法府の一つの怠慢ではないかだろうか。また、もしも大小会社の区別がそれほど単に理論的な問題にとどまつて害を及ぼしていないのならば、何も最高裁が好んで法人格否認なんかを持ち出して無理な理論構成をして、立法府が認めた会社を否認する必要もないわけです。だから、その辺ひとつ、ぜひとも立法府の責任として大小会社に、どのような形になりますかわかりません。また大臣のおっしゃるとおりこれによる対税上ならば、ぼくはもとと違った形でその恩恵を否定しないで税法上の処理ができると思うんですね。それだから、方法は何も商法の大改正じゃなくて、そっちの方で手当てができたならば、

○藤原房雄君 商法等の一部を改正する法律案並びに商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、この質疑をさせていただくわけであります。全面改正といふことを大きな旗印といいますか、一つの目標として御努力をいただいたわけですが、諸般の事情によりまして全面改正とまではいきませんでし  
たが、やはりこのたびもこれは大幅な改正と見てよろしいのではないかと思います。そういうことで、これはきょうも同僚委員からいろいろ質疑ございましたように、それぞれの項目に分けて、やはり時間をかけていろんな問題についてただし  
てまいりたいと思います。

私どもこのたびのこの法案につきましては、それなりに大きな前進であり改正であるということから、反対の立場ではございませんが、大きな改正であればあるだけに、それだけにこの急激な社会情勢の変化、また経済情勢のいろんな今日の様相の中での、これがどういう問題をはらむのかとい  
うことについて各方面的いろいろな方々の御意見を賜り、そういう点で確認をしてまいりたいと思  
います。衆議院におきましては三十数時間、四十時  
間になんなんとする質疑があつたようですが、そ  
ういうことで、衆議院でもすいぶんいろいろな角度から御審議があつたろうと思うんであります。ですが、当委員会といたしましても、また私自身といたしましても、それらの問題についての疑義につきまして、確認ということでお質問さしていただきたいと思うんです。

最初に、今回の改正、当初は全面改正といふことを目標にして作業が進められ、四十九年から今  
日に及んでおったわけであります。しかしながら、これが全面改正ということになりますと、日  
がどうしてもたち、諸般の要望の中でこれは終わりたいと思います。

たえられないといいますか、現在審議の終わったものについては法制化すべきだという、こういうことで今日の改正になつたと承つておるわけありますが、このたび途中から方針を変えられる所の要因になりましたものは、いろんな問題があつたんだろうと思いますけれども、大臣も本日の趣旨説明の中で「最近の経済情勢及び会社の運営の実態にかんがみ、会社の自主的な監視機能を強化し、その運営の一層の適正化を図る等のため」と、こういうふうにお述べになつていらつしやいました。

これは最初に認識をお伺いするということになるかもしませんが、現在の経済情勢、また会社運営の実態等、こういうことについて率直にひとつ大臣がどのようにお考えになつていらっしゃるのか、そういう必要性の中から、今回、方針を変えておましてこのたびのこの改正案となつたんだという、この辺のことについてお伺いをしたいと思うんであります。

○國務大臣(奥野誠亮君) 経済情勢といったしましては、基本的に貨幣の単位も実質的にずいぶん変化しておりますし、また、企業が国際的にも幅広く活動するようになってきておりますので、そこから起つてきております必要は達成していかなければならぬ、そういうことで株式制度につきまして一株の単位を引き上げたり、あるいは社債発行につきまして工夫を加えたりしているわけでござります。

同時に、会社の実態といたしまして、株主総会の形骸化、特に総会屋の活動、特にその金が暴力団に流れていつているのじゃないかというようなことが言われたりしているわけでございまして、そうしますと、ある程度会社の自主的な監視機能を強化する手当てをいろいろ講じていかなきゃならない。そういう意味で、いろいろなことをこの際加えさせていただいたということでございま

化が激しい。そういう中にありますて、全面改正ということとで時間をかけるのは、これは当然幅広いいろんな意見を聞かぬやならぬわけですか、やらなきやならない、そういうことは経済情勢の変化というものが非常に最近は急激なんだとう、こういう認識がその底にあつたのだらうと思うんでありますけれども、その辺のことについてはどうですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) おっしゃるとおりでございまして、事実また株式の取引は五十円株千株単位でやっておるわけでありますから、実質的に一株五万円になつておるということが言えるのではないかと思うのでございまして、単に株式の取引だけじゃなしに、会社が株主との間でいろいろな交渉をしていきます場合にも、五十円の株主に対しまして年間会社としては二千円から三千円の金を管理経費を使っておると、こう言われておるわけでございまして、そういう不経済な点は直していくかなければならぬと思いますし、同時にまた、国際的に取引をしておりますと、会社としては売上金を外貨で持つておるわけであります。そういうわけでございまして、大変なリスクを負うわけでござりますので、逆に社債を外貨で発行しておられますと、ちょうどそれに対応できるわけでございます。

社債を発行しておりますけれども、できる限り低い金利で発行できるようにしようとしますと、やっぱりそこで株式引受権付の社債というような妙味を加える必要がある。現に、転換社債を海外で発行しているわけでござりますけれども、株式に転換されてしまふと、もうその社債はなくなってしまうわけであります。株式引受権付社債でありますと、株式を受け取れましても本体の社債は残つていくわけでありますので、為替のリスクを回避することにも役立つわけでござりますし、また資金を幅広く海外からも確保していくための

うことも役立とうと、こう考えておるわけでもあります。

○藤原房雄君　総括的な話でありますが、このたびの改正は、当初、先ほど申し上げましたように、全面改正ということで進んできたわけですが、商法は四十九年にも監査制度等にあります。幅な改正があつたわけでありますけれども、当委員会におきましては四十九年ですか、衆参における附帯決議というものが今回の大きな改正の要因と、ますか、これになつてゐるといふより

うに私どもは聞いておるわけであります。  
今回、全面改正ということには至らなかつたとは言いながら、今回の改正はそれなりに、いままで大臣の答弁ございましたように、現在の中でなすべきことについての、国際情勢の中での企業の活動また国内的にも株式の現状、こういうこととの由で、なすべきことがなされて いるということです。それなりに私どもは評価をするわけでありますけれども、今日までとくに商法は継ぎはぎといいますか、なかなかこの全面改正ということ、まあ二四年ですか詰問がありまして以来、大幅な改正というのを言うべくしてなし得ずに今日まで来ておると思うんです。

継ぎはがとといいますか、改正のあったところの数が何個かあります。改正で今日まで進めてきたよろに思うのです。四十九年この全面改正ということを目標にして進められたというのは、まさに時に時宜を得たものであります。しかし、この経済情勢の大きな変化の中で今回できるものからということで今回改定になつた。

そうしますと、今回のこの改正の法案というものは、全面改正の中の大きな目標の中でどういった位置にあるのかということですね。もちろん、今後また全面改正の目標というものを失わずにさることにまた審議を続けていくのであらうと思うのですが、ありますけれども、当初の目標としました全面改正ということに対しまして今回のこの改正案として

のはどういう位置になるのか、こういった今後の進め方といいますか、こういうことともあわせて、全体のこういう流れの中で今回の改正はここなんだという位置づけを中心にしての関係性について、どういうものについて御説明をいただきたいと思いますが。

役、取締役会、監査役というような機関の問題、それから株式会社の計算・公開の問題、それに新株引受権付社債の問題、こういったものを取り上げてまして答申をいただき改正案に盛り込んだわけですが、ござります。

しておきました項目は、このほかに企業の社会的責任に関する一般的な規定を置くかどうかといふような問題、あるいは企業結合の項目をどうするか、企業結合に対する規制をどうするかというような問題、それから大小会社の区分の問題、ひい

では最低資本金制度というようなことにもがんじかと思ひますけれども、そういう問題があつたわけでありまして、そのうち、先ほど申しました三項目を全面改正の一部先取りという形で改正案を作成いたしましたので、あと残っております問題は、さしあたりは社会的責任の一般的規定を置くかどうかという問題、あるいは大小会社の区分の問題、さらには企業結合の問題というような項目

が残つておるわけであります。これらも、いずれも緊急に検討を要する事柄であります。しかし、一方また、非常に重要な影響を及ぼすところの大きい問題であります。法律的に困難な問題をはらみ、事实上はもつといろいろむずかしい問題点を残しておるという項目でありますから、引き続き法制度審議会において御検討を

いただきました。そして法律改正に持つていただきたいというふうに考えておるわけであります。

でありますから、全体像と今回の改正の関係と  
いうことになりますれば、今回の改正は全面的改  
正ということで発表をいたしまして、そのうちの  
一部——大半と言っていいかもわかりませんけれど  
ども、その大半を先取りして改正法案をつくった  
と、こういう関係になろうかと考えております。  
**○藤原房雄君** 先ほど大臣からもお話をあり、また  
いまも一部の先取りといふような言葉、お話をあ  
りますから、全体像と今回の改正の関係と

つたわけであります、一括全面改正ということことで作業も順調に進んでおったというふうに私どもは見ておるわけでありますが、この審議が進んでおりましたところ、五十四年の七月に分割改正方針というのを打ち出されたわけですね。これはもう航空機疑惑の問題とか、いろんなそういう必要性があつたんだろうと思ひますけれども、端的に言ってこの大方針が、突如という言葉がいいかども、うかわかりませんが、五十四年七月に分割改正の

方針に踏み切ることになった主な理由、そして今までの経緯といいますか、その間のことについてもう少し詳しく聞きたいと思います。

の状況であります。その三項目、すでに一応の審議を終わつて、三項目の審議につきましても、すでに昭和四十九年から申しますと、五年余りの年月を要しておつたわけでありまして、今後さらに大小会社の区分でありますとか、あるいは企業結合等の問題でありますとか、いろいろな項目を抱いておりますが、どうもこの辺は、もう少し詳しくお話をうかがいたいと存じます。

総合の問題ではないかとおもふが、たゞ、社会経済の問題を上げて検討をすることになりますと、さらに数年の年月を要するであろうことがが測をされておつたわけであります。

しかし、一方、現実の問題といったしましては、先ほどから問題になつておりますように、社会経済関係の変動と申しましようか、変化が非常に著

ほどの大臣も申し上げましたように、新株引受権付の社債を一日も早く発行できるような制度をつくってもらいたいという要望もきわめて強いものがあったわけでありまして、これが四年も五年も先ということになりますと、大変困ったことになるというような事情もあったわけであります。また、一面におきまして会社、特に大会社の非行防衛に関して、企業内の自主的監視機能の充実ということも一役買うべきであるという意見も非常に強いものございました。両方の要望が相まつて

て、全面的改正もされることながらそのうちのものについて、現在すでに取り上げることのできる、具体化することのできる一部のものについて先取りをして立法すべきではないかという要望が出てまいりました。それが、法制審議会において入れるところとなりまして、そして一部答申と

いうことになつたと、どうのが実情でござります。  
全面的改正ということにつきましては、今後とも  
もなお検討を続けるわけでありますので、そのうちの一部について、緊急な必要のあるものをとりあげ  
あえず立法するというのが今回の改正でございま  
す。

○藤原房雄君　わかりました。  
それから、これは法制審議会の商法部会におき  
ます審議の過程の中とありますか、審議会とい  
うのは、これはそれぞれの省庁にもございまして、  
それぞれのルールにのつとつてやつておるわけで  
ありますが、いまもいろいろお話をございましたよ  
うに、五十一年の五月に株式制度に関する改正試  
案ができるまでですね。五十三年に株式会社

の機関に関する改正試案、五十四年の十二月に株式会社の計算・公開に関する改正試案、これは民事局の参事官室の名で公表されているわけですけれども、この改正試案というのはこれはどういふ性格のものなんですか。いろいろ審議会で審議がなつた、それを参事官室でそういう意見を取りまとめて

とめたたき台という意味なのかな、どういう性格のものなのかな、その審議の全体の流れの中で試案といふ位置はどういうところにあるのか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

ますね。

から、この改正試案が今度は審議会の答申となるには、またここでいろんな議論されるんだろうと思いますけれども、われ

特に今回は、先ほども申し上げておりますように、途中で方針の変更と申しましようか、ある時期までに答申をしたいというようなこともありますから、非常に意見の交換がござります。そこで、重要な問題と申しましようか、非常に意見の交換がござります。

は、これでは取締役会をますます形骸化させるのではないか。経営委員会というものを別につくるということは、取締役会の形骸化ということは、されどしようもないものだということであきらめてしまうことになるので、そん時は明治当

○政府委員(中島一郎君) 審議会の各委員の方々にいろいろ御討議をいたたくわけでありますて、そのときには問題点ということで持ち出しまして、そしていろんな意見の交換をしていただくわけであります。審議の経過につきましては、議事録、会議録というものをつくりますけれども、この議事録、会議録につきましては乍ら多く

われとしましても非常に大事な面改正といふことの中での項目としては非常に大事だなと思われるものがこの段階で落ちておると、いうようなことで、改正試案の段階から答申に至るまでにはどういう手続といいますか経緯があるのか、この辺のことについてちょっとお伺いしたいと願うございます。

かかる問題について、いかに他の審議にもたれなくて、とりあえず緊急なもの、余り異論のないもの、問題のないものというのを中心取り上げたというようなこともござりますので、試案にあつたけれども答申にはないというような項目も幾つあるわけであります。

○政府委嘱(中島一郎君) 改正試案といふものを取りまとめまして、そしてこれを経済団体、学者、その他関係方面にお送りをいたしまして、そしてそれについての御意見を伺つたわけであります。それに對していろいろな御意見をお寄せいたしましたとして、それを参考にしてもう一度法制審議会の商法部会におきまして試案をたたき台にして、それに各界の御意見を斟酌して審議をしていただいたわけであります。

試案は、先ほど申しましたように一つのたたき台でありますから、必ずしも十分に練った意見でなくとも、一つの新しい意見が出たという場合には、試案の段階だからということでそれを載せる場合がございます。将来、本格的にもう一度この

いりました経営委員会といふやうなものがござります。確かに試案の中には経営委員会といふものがあつたわけであります。で、経営委員会の構成員といふことでどういふことを考えておつたかと申しますと、まず経営委員会の設置といたしましては、「経営委員会の設置は、定款に定めのある場合を除き、取締役会が決定する。」こういうことになります。経営委員会の構成といいたしましては、「経営委員会は、取締役の一部をもつて構成し、その構成取締役は、取締役会の決議によって定める。」ということであります。経営委員会の権限といつしましては、「経営委員会は、法令又は定款に別段の定めがある場合にはその定めによるほか、取締役会の委任により、会社の業務執行を行

一つ一つの制度につきまして、非常に慎重な審議の結果、今回はこれを採用しないという結論が出てたわけでございます。

この改正試案を見ますと、非常に画期的といつてはいけませんが、そういう提案がこの中にはあるようになりますが、改めて申しますと、画期的ないろんな提案はあります。これと申しましても、答申の段階では採用されないと、いいますか、答申としてはそれが落ちこちておるというような、こういうものの機つがあるようなんですがれども、改正試案から答申に至るまでの議論の経緯といいますか、これはいろんな角度から検討した上で実現性のあるもの等の取扱選択はいろいろなさるんだらうと思いますけれども、經營委員会制度とか、社外監査役制度とか、半期報告制度とか、それから連結決算制度、こういうようなことについては法制審議会の答申から抜けていい

問題を討議してもらうのだから、試案の段階で落としてしまつてはその討議の機会さえもなくなるのだからということです。どちらかといいますと控え目ではなくて余裕を持って載せると申しましてもうか、これはあるいは将来法制審議会の討議で反対が多くて採用できないかもしれないじゃないかということが考えられましても、試案の段階ではあえて載せるというようなこともあるわけがあります。そういうものをたたき台にして、そして各界の御意見を伺つて審議をする。したがいまして、試案の段階から答申の段階へと移る途中におきまして、問題点の多いものは試案にあつたけれども答申に盛り込まれなかつたというのも幾つかあるわけであります。

「決定する。」ということでありまして、いつでみれば、取締役会の内部にもう少し小規模のそういう構想であります。これが答申では落ちているわけであります。

なぜかと申しますと、経営委員会というのは、取締役会が形骸化をしておるということを一応肯定いたしまして、そして取締役会ではもう実質的な審議が期待できないので、それよりもっと小規模な、小人数な経営委員会というものを別につくつて、そこで従来取締役会に期待しておったような業務執行についての決定機関としての役割りを果たさせるという、そういう構想であります。

そこで、いろんな検討がされたわけでありますけれども、その経営委員会の構想に対しまして

こういう形で一つの改正案というものができますと、そのとき時間がないといいますか、十分な話を話し合いでできずしてここから抜けてしまっては、再びこれがこの議題題にのつて法文化するというは大変なこれは時間がかかることであり、慎重を期さなきやならないという半面と、まあそこで合意が得られればいいということと、その法案の中に、改正案の中に入らないやつは今度また一つ組上に上るかという、こういうことをしばしば経験するわけであります。

大小会社の区分のこととか企業の合併、分割とか、いろんな問題についてはいろいろ議論にならておるわけでありますし、その必要性も論じられておりわけですが、今回こういう改正案が

だけで、それなりに、ただいま経営委員会制度等についてはこのものの即の、ストレートのものはないとしても、そういうものは十分に加味して取締役会の活性化を図るというそういう形で生きているということになりますけれども、一たんこれはつくつてしましますと、その中に入れなかつた問題というのはずっとまたおくれる。それだけに、慎重な審議の中でもやはり各それぞれの問題点については、十分な検討とやっぱりそういうものが生かされる方向というのが大事なことなんだらうと思います。

これはその一律違反といいますか、時間を十分にかけていろんな各般の情勢を話し合わにやならないということと、できるだけそれが生きるよう法案化されるよういうに、こういう二つのことを同時にすると、いうことは非常にむづかしいことをされども、往々にして一回この改正案ができますと、また来年というわけにもいきませんし、それ相当の時間がかかるということで、今回入らなかつた問題についてはそれなりの審議はするとしても、またずっと遅くなつてしまふといふ、こういうことが今までの中から、私どもは経験上考えておるわけであります。

そういうことから、先ほどもお話をございましたが、連結決算のこととか、いろんな問題についてこの答申から外れておるもの、こういう問題については、再びこれを継続的に商法部会でまた審議を継続するというこういうことになるのか、まあ別な項目についてやるのでちょっと時間がかかるのか、その辺の今後の審議の進め方といいますか、審議の経緯の中で、今回落ちたような問題についてはどういうことになるんでしよう。

○政府委員(中島一郎君) 先ほどから申し上げましたように、あと大きな項目といいます企業結合の問題あるいは大小会社の区分の問題といいうようなものが残つておるわけであります。したがいまして、それを今後取り上げていくといふことはもちろんでございますけれども、すでに一応の審議を終つて今回の改正案に取り入れま

した株式制度あるいは会社の機関、会社の計算、公開の問題にいたしましても、今回取り上げなかつた幾つかの問題点というものがあるわけであります。今回は見送つたけれども、捨て去つたわけではないという項目が幾つかあるわけでありまして、これは先ほどから申し上げております企業結合、大小会社の区分などとあわせて、今後継続されるべき法制審議会において審議をお願いするということにならうかと思うわけであります。

ただいまおっしゃいました連結決算制度等につきましては、企業結合の検討の際に取り上げることにならうかと思うわけであります。

要するに、今回の改正案は終わつてないわけでありまして、今後なお継続をされていくわけでありまして、現在取り出しましたもの以外は、すべてなお検討の対象になつておるということで御理解をいただきたいわけであります。

○藤原房雄君 わかりました。

それから、この法制審議会の答申、要するに一月二十六日ですね、それと法案、これを見ましても、まあ何点か相違点があるわけですね。これはこの答申から外れておるもの、もちろん――もちろんといいますか、答申に至るまでには、先ほどお話をありましたように、審議会でお話があり、それを集約いたしまして改正法案をつくり、それが答申という形に至るわけであります。それと法案をつくるわけではありますけれども、その経緯を経た答申が法案という具体的なものになりますと、これまで何点か相違点が出てきているわけであります。これが答申といふ形に至るわけですが、これも細々しいことを一々お聞きするのはどうかと思いますが、主な問題点だけでも、それはどういう理由でそのように法案には盛れなかつたのか、また相違

が出てきたのか。

たとえば、会計監査人の監査対象会社なんかも違つておりますね、答申と法案。それから、株式の併合とか議長の選任とか、細かいことを言うと

いろいろなのがあると思うのですけれども、主な項目だけで結構ですが、答申から法案に至る経緯について御説明をいただきたいと思いますが。

○政府委員(中島一郎君) 答申にございましたけれども法案に取り上げなかつた事柄の一つは、複数の監査役の職務執行に関する点であります。

答申によりますと、五の「監査役」の「3 複数の監査役の職務執行」というところで、「(1)監査役は、他の全員の合意により、法律に定める意見の陳述又は報告以外の職務の執行を分担することが可能である。」、「(2)いたしまして、「監査役は、他の監査役が分担した職務の執行を適正に行つてはならないか」と思うわけでありまして、先ほどおつしやいました半期決算の制度あるいは社外監査役の制度というようなものも、それぞれ関係の部署を検討いたしました際に、再度取り上げて検討をするということにならうかと思うわけであります。

要するに、今回の改正案は終わつてないわけでありまして、今後なお継続をされていくわけでありまして、現在取り出しましたもの以外は、すべてなお検討の対象になつておるということで御理解をいただきたいわけであります。

監査役が複数おります場合に、その職務の執行を分担するということは、これは現実にも行われておるわけであります。それに対する法律関係がはつきりしないので、法律の規定を設けるということも、これは一理あるわけでありますけれども、その分担についてのどういう規定を置くかといふことが、これが必ずしもそれほど全員の同意が得られないというような事柄であつたわけであります。また、こういうように、それそれが職務全般を行なうことができるのに、その者が複数いるという例はほかにもあるわけであります。会社を代表すべき取締役が複数いる、そしてその複数の

監査役が複数おります場合に、その職務の執行を分担するということは、これは現実にも行われておるわけであります。それに対する法律関係がはつきりしないので、法律の規定を設けるということも、これは一理あるわけでありますけれども、その分担についてのどういう規定を置くかといふことが、これが必ずしもそれほど全員の同意が得られないというような事柄であつたわけであります。また、こういうように、それそれが職務全般を行なうことができるのに、その者が複数いるという例はほかにもあるわけであります。会社を

代表すべき取締役が複数いる、そしてその複数の監査役が分担しておるという例は、これは採用いたしませんでした。(3)の負債百億というの、これを二百億に増額をして維持をしたわけであります。それから、任意適用会社というの、これは今回採用いたしませんでした。それが答申と法案との違つておるところでございます。

そういう法律案にした理由でござりますけれども、この点につきましてはいろいろな反対意見もありました。私どもも各方面の意見を聞きました結果、やはり一挙に激変をすると申しましようか、大きな変化があるということはいろいろな点で支障があるのではないかというのを考えましたような法案の内容にしたわけでございました。

答申と法案とで差がありますのは、私どもの考え方では以上の二点であらうかというように考えております。

○藤原房雄君 中心的なといいますか、大事な項目はそういうことだらうと思ひますが、各論につきましては今度、後日それぞれの問題についてはまたいろいろ御質問したいと思っておる

つきまして、まず(1)といたしまして、「資本の額が五億円以上の株式会社」、(2)といたしまして、「最終の決算期以前の一年間の営業による収入が二百億円以上の株式会社」、(3)といたしまして、「最終の貸借対照表上の負債の部に計上した金額の合計額が百億円以上の株式会社」という三つの要件を掲げまして、さらに任意適用会社というのも答申しておったわけであります。

それは、資本金の額が一億円以上五億円未満の株式会社にありますと、会社の定款で監査対象会社にすることができる、そして会社の定款でそれを定めた上はこの法律上の監査対象会社と同様の取り扱いを受けるという答申であつたわけであります。会社にすることができる、そして会社の定款でそれと定めた上はこの法律上の監査対象会社と同様の取り扱いを受けるという答申であつたわけであります。それから、任意適用会社というの、これは今回採用いたしませんでしたが、法案におきましては、資本金の額が五百億円以上の株式会社といふのは答申どおりであります。会社にすることができる、そして会社の定款でそれと定めた上はこの法律上の監査対象会社と同様の取り扱いを受けるという答申であつたわけであります。それから、任意適用会社といふのは、これは採用いたしませんでした。会社といふのは、これは今回採用いたしませんでした。それが答申と法案との違つておるところでございます。

んですが、先ほど来お話を聞いておりますよう  
に、社会情勢の変化、当初の全面改正という基本  
方針でございましたが、そこへロックード、ダグ  
ラス、グラマン、まあそういうこともございまし  
て、さらにこれは審議会の進行等にもらみ合わせ  
まして、できているものからということでありま  
すが、審議会のその審議といいうものが非常に、各  
省庁ともそれぞれ審議会を設けていろんな審議を  
しておるわけであります、特にこういう大きな  
社会情勢の中での問題でもございますので、精力  
的な審議が続けられてきたんだろうと思います。

省庁ともそれぞれ審議会を設けていろんな審議を  
しておるわけであります、特にこういう大きな  
社会情勢の中での問題でもございますので、精力  
的な審議が続けられてきたんだろうと思います。

どういう形態のもとにこういう審議がなされ、  
そして取りまとめられ、改正試案ができ、答申が  
でき、今日に至ったのかという、その辺のことに  
ついて大まかなところだけでもぜひこれは私ども  
十分に認識をしておきたい。こういう経緯の中か  
ら今日の試案ができ、答申ができ、そして法案が  
できたということで、その中の論議の経緯、こう  
いうことが私どもは十分に認識できるということ  
は、その法案に対してより深い理解を持つことに  
なる、こうしたことからお尋ねをするわけであり  
ますが、この法制審議会の商法部会、これは部会  
と小委員会とそれから準備会というのがあるんで  
すね。こうしたことと、どのくらいの日数という  
か時間、今までこの取りまとめのために審議が  
なされたのか、大きさなどところで結構ですか  
お答えいただきたいと思います。

た経済学者といいますか、商法学者の方々に大きな発言力といふことになるのかもしませんが、その形になつてゐるのか。ちょっと数の上から見ますと役人の関係の方々——まあ、各省庁にまたがつてゐるからこういうことになるのかもしませんけれども、ちょっとこのメンバーを見ましてそういう感じを抱いたんですねけれども、これはどういうことでしょう。

○政府委員(中島一郎君) 小委員会におきますメンバーも、商法部会における構成を代表いたしましたように、その人選と申しますようか、各界代表者の割合については配慮しておるつもりでござります。

幹事につきまして、役人、特に法務省関係者が多いのじやないかということでありますけれども、やはり幹事ということになりますと、審議の準備ということで、いろいろな資料を作成をいたしますとか、あるいは外国文献の翻訳をいたしますとか、あるいは役人を中心であるという幹事に入つておるというのが、あるいは若干自立といふような形になるのかもわかりませんけれども、実際の委員会あるいは準備会における審議の実情というものを見てみますと、決して法務省中心であるとか、あるいは役人を中心であるというような感じは持たないわけでございます。

○藤原房雄君

わかりました。  
それから、この審議会を見まして、まあほかの省庁の審議会ではどうなのか、余りしままで気がつきませんでしたが、法制審議会の会長は法務大臣になつていますね。ですから、これは答申ですか大臣が大臣に答申するといふような形になるわけですね。これは形だけ、実質的にはもう支障のない形になつているのかもしませんが、ちよつと奇異に感ずるわけですね。これは法制審議会も一つの省令で定まつてゐるわけありますからあれですね。そういう素人といひますか、こういうのを見たときに、ふとこれはどうなかなという感じを持つんですけれども、

これは実際に審議の過程とか、いろんなことの中では支障のないことなどないかもしませんが、その辺のことについてははどうなんですか。

○政府委員(中島一郎君) 伝統的に申しますようですが、沿革的にそういう構成になつておるわけであります。内容につきましては、ただいま申しましたように、伝統的に申しますようか、沿革的にそういうふうになつておるわけであります。が、実際の法制審議会の審議におきましては、私の知つております範囲では、法務大臣が実際関与するというような例はございませんので、立場上と申しますようか、形式的には若干奇異な感じもしないわけではございませんけれども、実際問題としての支障はないというわけでございます。

○藤原房雄君 支障があつたら大変ですけれどもね、ほかの委員会なんかでよくこういう審議の問題いろいろ見ましたけれども、余りないことなので、ちょっとお伺いしたわけです。

それから、この法制審議会の会議の内容、これは、よくそれぞれの委員会等においても、こういう法案審議のときには問題になるんですけども、会議の内容について知りたいといいますか、どういうことが議論になつたんだらうか、しかしこれは会議は公開しないという原則になつておりますからあれなんですが、名前を挙げますとどうしても自由な発言ができるといふ原則になつておられますからあれなんですが、名前を挙げますとどうもやらないといふことでもまいりたいと思ひます。

○藤原房雄君 審議の過程の中で要點といいましては、いろいろ意見があつたとか、議事録そのもので、ちよつとお伺いしたわけです。

それから、この法制審議会の会議の内容、これは、よくそれぞれの委員会等においても、こういう法案審議のときには問題になるんですけども、会議の内容について知りたいといいますか、どういうことが議論になつたんだらうか、しかしこれは会議は公開しないという原則になつておりますからあれなんですが、名前を挙げますとどうもやらないといふことでもまいりたいと思ひます。

○藤原房雄君 これは今まで全然そういうものはないということは從来もやつておませんし、今後もやらないといふことでもまいりたいと思ひます。

○藤原房雄君 審議の過程の中で要點といいましては、いろいろ意見があつたとか、議事録そのもので、ちよつとお伺いしたわけです。

それから、この法制審議会の会議の内容、これは、よくそれぞれの委員会等においても、こういう法案審議のときには問題になるんですけども、会議の内容について知りたいといいますか、どういうことが議論になつたんだらうか、しかしこれは会議は公開しないという原則になつておりますからあれなんですが、名前を挙げますとどうもやらないといふことでもまいりたいと思ひます。

○藤原房雄君 これは最近、国民の知る権利といふことからいろいろ議論になつておりまして、わが党初め民社党さんや新自由クラブとか社民連の方々で公文書公開法案というものを私ども提出をいたしてはいるしかし、これは名前を伏せるとかなんとかといふ技術的なことはいろいろあるかもしませんが、これまでならば法案の審議の過程で、私どもこういうことがあつてこういうようになったということが知り得ると非常にありがたいわけです。

○藤原房雄君 これは永久に非公開といふことではないんだろうと思ひますけれども、中身についてもどう思ひますけれども、そういう方向であります。これは取り組んでいただきたいものだと思ひます。でもそういうことを痛感をしておるわけですね。これはロッキード事件が、先ほどもお話をございましたが、四十九年の衆参における附帯決議、何項目があるわけでありますが、当時のいろんな議論の中でも、企業の社会的責任ということがずいぶんこれはロッキード事件を始めとしまして議論されたわけであります。そしてまた、その後ダグラス・グラマンの問題が起きて、政府におきましても協議会等つくりまして、五十四年ですか、航空機疑惑問題等防止対策の協議会、こういうものが設けられて、企業の倫理の確保と対策、こういうことについても議論になつたわけであります。

こうしたこと、こういう背景の中から言いますと、企業の社会的責任ということは非常に大事なことで、これはもう審議会におきましても当然いろいろな議論があつたと思うします。ただ、どういう形でこれが明文化されるかということになりますと、学者間にもいろんな議論があつたようであります。しかし、この四十九年の改正のときに乗参委員会におきまして附帯決議が付された。そういう厳しいいろんな問題が提起されたという背景には、そういう社会情勢があつたわけでありまして、それにこたえるためにも、社会的な責任とひ組み込まれていなければならなかつた問題だろうと思います。

しかし企業の社会的責任といふことをどういう形で入れるかということはいろいろ議論があり、大事なことであり、当初参事官室から七項目の問題が出されていろいろ審議をしようとしたが、これはすぐ結論が出ることじゃないということで、一応次に回されるというか、そういうこととがありました。が、今後の課題ということになつて、いるわけです。

今回のこの改正法の中にも、企業の社会的責任ということは、そういう大義名分の上に立つて考へれば、このこともあのことともいろんなことが入っていると言えども、入っているかもしけませんが、やっぱり明文化すべきという、こういうことから言うと、ちょっとこれは遠のいたような感じをするわけです。企業の社会的責任ということに対しまして、今までの審議の経緯を含め、そして今回の法案について、また今後の検討の課題と

いりますか、こういうことを通しまして法務省としてはどうのうに受けとめていらっしゃるのか、これをひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(中島一郎君) 企業の社会的責任に關する規定を商法の中に盛り込む方法といたしましては、二つの方法があるわけでありまして、一つは、申すまでもなく直接に企業の社会的責任を明文の規定でうたうという方法であります。が、もう

一つは、現在の会社法の個々の制度の改善を図りまして、これを通じて会社が社会的責任を果たし得るようにするという方法が考えられるわけあります。

先に申しました一般的な規定、社会的責任について会社法の中に一般的な規定を設けるという考え方に対しましては、一部にはこれを積極的に評価するという意見もあったわけでありますけれども、消極論が圧倒的に多かつたというふうに聞いておるわけであります。

その消極論の理由でありますけれども、最も多

い理由は、企業の社会的責任という場合にその概念が不明確であるということあります。その不<sup>明確</sup>といふ意味にもまたいろいろありますし、そ<sup>の一つ</sup>は、規定の解釈に混乱を生ずる、特に企業の<sup>営利性</sup>との関係で疑問があるといふ意見であります。もう一つは、社会的責任に関する規定を設けることが法技術的に困難であらうといふ趣旨のものであります。さらには、社会的責任に関する一般的な規定を設けても実効が期待できない。実効が期待できないといふ理由にもまだいろいろあ<sup>り</sup>まして、概念が不明確であるから実効が期待できぬといふもの、それから抽象的な訓示規定にすぎなくなるから実質的に効果は期待できないゆえのものもあつたわけであります。

それから、企業の社会的責任という場合に、それはすでに民法の一条あるいは九十一条、七百九条、商法の五十八条、二百五十四条ノ二などの規定があるからそれで十分に対処できる、だから改めて商法の中に社会的責任についての一般的規定を置く必要はないという意見であります。

そういうようないろいろな消極的な意見がありまして、さらには社会的責任の問題とされる公害とか、買いだめ、売り借しみなどの企業の不当な態度は会社法とか、あるいは経済法による直接規制の問題で、その改正、運用を改善すればいい、商法の改正は考える必要がないというような御意見もあつたわけであります。そういうような消極説が有力でありましたために、今回の改正におき

ましては、先ほど冒頭に申し上げました後の方の方法、個々の制度について規定を整備することによって会社が社会的責任を果たし得るようになります。という方法をとったわけであります。

今回の改正案におきましてこの方向に沿うものといたしましては、株主総会における取締役及び監査役の説明義務の規定あるいは株主提案権に関する規定の新設、さらには営業報告書の記載方法の法定あるいは監査報告書の記載事項を充実することによつて企業内容の開示を強化する。そういうような改正が盛り込まれておりますほかに、監査役の監査権限の強化及び会計監査人による監査の拡充強化等のための規定を設けまして、これによる株主及び会社債権者の保護を目的とするというようなことを考えておるわけでありまして、こう取り上げておるということになるわけでありま

改正は全面的改正のうちの一部改正ということでありましたために、法制審議会商法部会におきましては、まだこの一般的規定を設けるかどうかという点を直接のテーマとしての審議は十分に行われておらないわけであります。この点に関しましてなお残された問題があるとすれば、今後継続されるべき法制審議会の審議において検討されることになるであろうというふうに考えておるわけでございます。

監査制度の充実強化というものが四十九年になされたわけがありますけれども、にもかかわらず五年ですか、永大産業や不二サッシ、こういう大きな会社の粉飾決算ですね、こういう問題が起きたり、またKDD等の事件が起きたり、企業の非行というものは相次いでいるわけですね。

こういう問題を考えますと、四十九年の改正ではこういう問題には十分ではなかったと見なけれ

ばならないのか。これは企業のことですから、すべて法律で縛って法律で判断するというわけにいられないかもしませんけれども、こういう粉飾決算ということになりますと、概念的に見ますと、四十九年の改正で何らかのこれは網にかかるのじやないかと、こう思うんですねけれども、四十九年の改正では足りなかつたということなのか、どういうようにならぬで法務省ではお考えになつていらっしゃるのか、この点をお聞きしておきたいと思います。

まして、監査役による監査あるいは会計監査人による監査というものは非常に充実をした。会計監査人による監査のごときは四十九年において新しく制度として発足をしたということでありまして、それ以来、事態は非常に改善をされたというふうに私ども考えておりますけれども、それでもなおかつ病理現象として幾つかその網に漏れたと申しますか、悲しむべき事態があつたということも事実であります。

法律の制度に不十分な点もあつたかと思いますし、関係者の自覚あるいは努力の面において不分な面があつたかというふうに思うわけであります。して、今回の改正におきましてさらに監査役による監査あるいは会計監査人による監査を充実し、強化し、その地位を高めるということにいたしました。わけであります。あとは、その衝に当たる人々においてその職責の重要さというものを十分に認識をしていただきまして、制度本来の趣旨を生かすべく努力していただきたいというのが私どもの期待でございます。

○近藤忠孝君 最初に総論的にお伺いいたしますが、商法、わけても会社法は、企業の所有と經營に関する法律であります。

〔委員長退席、理事藤原房雄君着席〕

ところが、この所有について、大変大きな変動の中にあると言わなければなりません。一口に言つて、これは個人株主減少の傾向。戦後の財閥解体に伴つて証券民主化運動の推進で大きな変革があ

つて、昭和二十五年度の個人持ち株比率は全国上場会社で六一%であったけれども、その後一貫して低下傾向であって、昭和四十九年には三三・五%になってしまった。現状は、これはどんなものでしょうか。

○説明員(稻葉威雄君) 御指摘のとおり、法人化現象というのは逐年そういう現象が進行しております。現在、大体七対三の割合になつております。ふうに聞いております。

○近藤忠孝君 そこで大臣、これはきわめて基本的な問題ですので大臣の所見をお伺いしたいのですが、かつて財閥解体したのには理由があつたわけですね。結局、日本を支配したのは少数の持ち株会社。しかも、それを財閥華族が支配をしておつて、結局それが非民主的な方向に進んで、そしてあの戦争の一因をつくった。ですから、これが財閥解体の大きな原因、戦後の民主化に役立つたと思うのです。ところが、戦後はその財閥解体のときには銀行を持ち株は許されたものですから、結局、銀行を中心によつと企業持ち株が進んでしまつて、いま稻葉さんが言ったような状況なんですね。しかも、実質的にもう銀行を中心とする大企業がほとんど中心に株を持つている。

となりますが、ある本などは法人資本主義といつていますよ。要するに、實際上支配しているのは個人じやなくて法人である。というと、私はこれは資本主義の根幹にかかわるものであると思ひます。もつとも私は資本主義、これはぐあいが悪いので変えようと思っている立場です。ですから、そのことについて私の意見は申しませんけれども、少なくともいまは資本主義の社会、そしてその国の法務大臣であると、そういう立場から見まして、この傾向についてどういう御所見をお持ちでしょうか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 近藤さんが個人株主が減つてしまっていることを大変心抱いていたのであります。私もできる限り個人株主をふやしたいな

と、こう思つておるわけでございます。

一ころ株式の恐慌時代がございましたし、その後増資が比較的少ないのではないかという気がいたしました。株数が不足している、そこへ企業が株式の持合いをやつて、できる限り協力体制をとりまして、一層個人株主が結果としてウエートが下がつてきているということじやないかなと、こう思ひます。税制の問題もございましょうけれども、でござる限り個人株主のウエートが下がらないように政策としてはやつていきたいなど、こう思うわけでございます。

今回、企業の持合いにつきましても、二五%を超えるものについては規制をするような規定を織り込ませていただいたわけでございまして、若干の配慮はしているわけでござりますけれども、今後さらに一層個人株主のウエートがあふえてくるような方向に配慮していきたいものだと、こう思つております。

○近藤忠孝君 いまの規制が実効性あるものかどうかについてお問い合わせをしていくべき問題ですか。

○近藤忠孝君 私が大臣にお聞きしたいのは、単に個人株主の数が多い方が好ましいという程度の問題なの

か。それとも、これはよく大臣の属している政党

が、いわゆる自由社会を守れと言います。自由社会と

いうのは、結局個人のための自由だと思うんです

ね。それが、いわば持株株といふのは個人が企業

を支配すると、そういうのが株式だと思うんですね。

ところが、実質的にはもうそれが三割程度、

そしてこれは会社の支配というのは、御承知のとおり一定以上の株があれば完全支配できるんで

すが、私が大臣にお聞きしたいのは、単に個人株

主の数が多い方が好ましいという程度の問題なの

か。それとも、これはよく大臣の属している政党

が、いわゆる自由社会を守れと言います。自由社会と

いうのは、結局個人のための自由だと思うんです

ね。それが、いわば持株株といふのは個人が企業

を支配すると、そういうのが株式だと思うんですね。

ところが、実質的にはもうそれが三割程度、

そしてこれは会社の支配というのは、御承知のとおり一定以上の株があれば完全支配できるんで

すが、私が大臣にお聞きしたいのは、単に個人株

主の数が多い方が好ましいという程度の問題なの

か。それとも、これはよく大臣の属している政党

が、いわゆる自由社会を守れと言います。自由社会と

いうのは、結局個人のための自由だと思うんです

ね。それが、いわば持株株といふのは個人が企業

を支配すると、そういうのが株式だと思うんですね。

ところが、実質的にはもうそれが三割程度、

そしてこれは会社の支配というのは、御承知のとおり一定以上の株があれば完全支配できるんで

すが、私が大臣にお聞きしたいのは、単に個人株

主の数が多い方が好ましいという程度の問題なの

か。それとも、これはよく大臣の属している政党

が、いわゆる自由社会を守れと言います。自由社会と

いうのは、結局個人のための自由だと思うんです

ね。それが、いわば持株株といふのは個人が企業

を支配すると、そういうのが株式だと思うんですね。

ところが、実質的にはもうそれが三割程度、

そしてこれは会社の支配というのは、御承知のとおり一定以上の株があれば完全支配できるんで

すが、私が大臣にお聞きしたいのは、単に個人株

主の数が多い方が好ましいという程度の問題なの

か。それとも、これはよく大臣の属している政党

が、いわゆる自由社会を守れと言います。自由社会と

いうのは、結局個人のための自由だと思うんです

ね。それが、いわば持株株といふのは個人が企業

を支配すると、そういうのが株式だと思うんですね。

ところが、実質的にはもうそれが三割程度、

そしてこれは会社の支配というのは、御承知のとおり一定以上の株があれば完全支配できるんで

すが、私が大臣にお聞きしたいのは、単に個人株

主の数が多い方が好ましいという程度の問題なの

か。それとも、これはよく大臣の属している政党

が、いわば持株株といふのは個人が企業

を支配すると、そういうのが株式だと思うんですね。

ところが、実質的にはもうそれが三割程度、

そしてこれは会社の支配というのは、御承知のとおり一定以上の株があれば完全支配できるんで

すが、私が大臣にお聞きしたいのは、単に個人株

主の数が多い方が好ましいという程度の問題なの

か。それとも、これはよく大臣の属している政党

社などに貸した、あるいは民間にも貸したわけです。そのときに、株を持っている、大体銀行といふのは筆頭株主あるいは上位にずっとランクされていますね。そこで、そういう立場も大いに活用して、金のさらに利用先まで指定をしたと言われていますね。そこで土地の買い占め、あるいは物の買い占めなどが起きて、そしてああいう狂乱物価が起き、国民は苦しんだ。

ですから、法人が、そしてしかも特定の法人がある法人を支配する。銀行などについて、もちろんそれは保有の制限ありますよ。あるけれども、グループを通してはそんな制限などとくに超えちゃうわけですから、となれば、ある意図のもとにその株主としての力、さらには貸し主としての力、あらゆる経済力をまさに乱用して国民を苦しめる存在になる。現に起きました。起きたからこそ、いま同時に審議されている銀行法の改正問題なども起きているわけですね。これが第一点です。そういう御認識はありますか。

○政府委員(中島一郎君) 狂乱物価についてのお話ございましたけれども、それがすべてただいまの法人株主の増加ということによるというふうには考えておりませんけれども、ただいま御指摘のような一面もあるのではないかということは考えております。

○近藤忠孝君 私はその認識が必要であると思しますし、もつともっと極端な形になると、大体経済というのは、特に商法の部分というものは事実が先行しますから、そういう点でよほど法規制をしつかりしないと、資本の論理によって、まさにそういう反社会的なことが企業の具体的な活動として起きるという部面をこれは絶対に無視はできないということを、指摘しておきたいと思うんですね。

ささらに、証券取引審議会で、個人株主減少に伴うマイナス面として指摘していますが、列挙しまず、国民の金融資産運用の場を狭めることになる。要するに、個人の株式投資の機会を減少させます。

それから三番目には、「株式流通市場の機能が低下し、流通の円滑性及び公正な価格形成が妨げられる」。現にこれは、いま証券市場というのばくも場と言っているんですね。現に誠備の事

件がいまもう裁判になってしまっておりませんけれども、要するに個人株主が少ないから、ごく少数の投資によって乗っ取りができるわけです。あるいは株価操作ができる。だから、まさにいま普通の個人が近寄る場所じゃないくて、いわばそういうばくも場化してああいう不正事が起きるということは、もうすでに指摘されているわけです。これが、やっぱり法人株主がふえることの一つのマイナス面だ。

さらに第四には、「株式発行市場の機能が低下し、企業の長期安定資金の調達が阻害される」という、こういうたくさんの中マイナス面がありますけれども、第一から第三の問題は、これはかなり技術的な問題でもありますし、私はこれは法務省としてもかなり技術的問題として取り組むべき問題だと思うんですが、これについての御認識いかがですか。

○政府委員(中島一郎君) 確かにただいま御指摘ございましたような弊害もある場合には起こり得るというふうに考えておるわけでありまして、私どもいたしましては先ほども申しましたように、好ましくない現象であるというふうに考えております。

○近藤忠孝君 私はその認識が必要であると思しますし、もつともっと極端な形になると、大体経済というのは、特に商法の部分というものは事実が先行しますから、そういう点でよほど法規制をしつかりしないと、資本の論理によって、まさにそういう反社会的なことが企業の具体的な活動として起きるという部面をこれは絶対に無視はできないということを、指摘しておきたいと思うんですね。

ささらに、証券取引審議会で、個人株主減少に伴うマイナス面として指摘していますが、列挙しまず、国民の金融資産運用の場を狭めることになる。要するに、個人の株式投資の機会を減少させます。

問題、さらには株式の環状的保有の問題といふように取り組んでまいりたいというふうに考えておるわけであります。

○近藤忠孝君 もちろん、私はこれは総合的な問題だと思うんですね。ただ指摘したいことは、商法は確かに技術法だと言われていますね。きわめてすぐれた技術法である、倫理性がむしろ少ないと、そういうことで手をこまねいているということは、あるいは十分な対処をなし得ないということをを見過しておるということは、むしろいいのだろうかというこういう問題があるんであります。というのは、大きな流れがあるから仕方がないといふことで手をこまねいているということは、それは指摘だけにとめておきますけれども、そういう問題についてもこの機会に大いに検討すべきであると、こう思うんです。

ここで私は、技術法としての商法について特に指摘をしたいのは、少なくとも商法改正の際に、いま言つた個人株主減少化を促進するような規定が一つでもあってはならないと思うんです。むしろチェックする法律は、完全でないにしても大いに設けるべきだろけれども、それを促進するような法律があるということは、まさに法務省も一緒にこの好ましくない株主法人化に手をかすことになるんじゃないかなうか。

そういう面で、きょうはその問題にしばりたいと思うんですけども、単位株式問題、これはいわば所有の一一番基本に関する問題ですからお聞き題あるいは株主総会による監視の面からというような商法本来のあり方からその問題を防止と申しますようか、していくことを現在のところは考えておるわけでありまして、さらに先ほどから問題になつておりますように、今後継続して行われる商法の全面的改正の作業におきまして、企業結合の問題、そういう問題を審議をするということがありますから、それとの関連で、た

単位株制度の目的ということから申しまして、これは株式制度を合理化するということにねらいがあるわけであります。

○近藤忠孝君 法改正によつて個人株主が減少することが明らかであるにもかかわらずやつたとなるべば、それは法務省は主犯者ですね。主犯ですね。仮に、いわばお手伝いだけなら共犯ということもあるんすけれども、私はその認識はやっぱり甘いんじゃないかと思うんです。もちろん、これが主要な問題として減少につながるということにならぬ限りだだけじゃなくて、やっぱり促進することになるし、また、この単位株式を要求する一つの層がありますけれども、その人々のねらいもそこにあるんじゃないかと、こう思うんですね。

この問題は、いま指摘した問題と同時に、あるいはそれ以上に重要な問題として、やはり株式に対する基本的な考え方の問題だと思います。すでに局長からも指摘がありましたように、議決権を奪うというんですが、どうです。以下、私、実証していきたいと思うんですね。

この問題は、いま指摘した問題と同時に、あるいはそれ以上に重要な問題として、やはり株式に対する基本的な考え方の問題だと思います。すでに局長からも指摘がありましたように、議決権を奪うというんですが、しかし、会社法の理論として株主の議決権は、これは配当請求権、それから残余財産分配請求権と並んで主要な権利である。これは常にその存在が予定されている権利でありますけれども、それによって個人株主が減少をする、あるいは法人株主の割合があつえるということには直接つながりはないというふうに私どもは考えておるわけあります。

○政府委員(中島一郎君) 議決権が株主にとって

非常に重要な権利であるということは御指摘のとおりでございますけれども、現在私どもが問題にいたしております単位未満株というものの実態を考えてみました場合に、その実態はどういうふうになつておるかということあります。五十円で千株一単位という例で考えてみますと、その単位未満株しか持つていなし株主は一体上場会社全体についてどれくらいあるかということにつきましては、全体の約二七%であるというふうに言われております。人数にして五百数十万人、ペーセントにして二七%であるというふうに言われております。その全員の持つております単位未満株の総合計は、どれくらいかと申しますと、それは全株式数の〇・八%であるというような統計的な数字がござります。

どうしてこういう単位未満株が出てくるかと、こういうことでございますけれども、現在普通の取引におきましては千株単位の取引が行われております。でありますから、株式を手に入れる場合には千株単位の株式を手に入れるというのが通常の事態であります。千株、二千株、三千株というような形で入手をするわけであります。それにもかかわらずどうして単位未満株ができるかと申しますと、それはあるいは無償交付をする、あるいは新株引受権を株主に与えるということで、その新株が現在所有の株式に対しても〇・一の割合あるいは〇・二の割合というようなことで発行をされますために、千株持つておる株主は百株の新株を手に入れる、二百株の新株を手に入れるということになるわけであります。

今度処分をいたします場合に、千株単位の処分であればこれは容易にできるわけでありますけれども、その未満の株式については処分も容易でない、処分の条件も不利になるというようなことで、千株単位の株式は処分をいたしまして、残りの単位未満株を、これは処分していくからと手元に置いておくというようなことで、そういうたた株主はすでに株主としての意識も非常に薄い。いや、議決権行使しようというような意識は非

常に珍しくなっておるというのが実態であるといふふうに私どもは理解しておるわけあります。そういう実態でありますから、その二七%の株主に対する株主総会の招集通知、その他の管理コストの節約をすることができるならば、これは株主全体のためにとって非常に大きなメリットがある。その反面、○・八%の株式数について譲り受けを制限するということは、これは確かにマイナスの面であると思うわけでありますけれども、そのマイナスは、先ほど申しましたプラスの面に比べるならばこれは許されることであろう。最小の犠牲によつて、株主制度の根本的な制度であります株式制度というものの合理化を図りたいというのが今回の改正の眼目であります。そういうことから考えて、単位株制度の採用に踏み切つたというわけでございます。

○近藤忠孝君 いまのは法務省の認識としてお聞きしておきますが、これは新たに引き受けとか新たな取引の問題というよりは、むしろ既得権の問題ですね。いま局長は実態ということを申しましたけれども、実態ということから見ますと、これは法務省のつくつてある参考資料の五ページ、先ほどもお示しになりましたけれども、千株未満の株式ですね。結局、議決権行使できなくなる株式といふのは、先ほど人數の発表がありましたけれども、資本の総合計の○・八%といふのは、これはきわめてある部分的な強調であつて、ここにありますとおり実際上議決権行使できなくなる株式といふもの、それは何と一一・三%になる。そうでしょうね、数字はそうなりますね。この点、間違いないでしょ。

○政府委員(中島一郎君) 株式ということに着目をして申しましたならば、御指摘のとおりであります。私、先ほど申しましたのは、株主という点に着目をして御説明をしたわけでございます。

○近藤忠孝君 ですから、千株未満しか持つてない株主という点であればあるいは○・八%かもしませんけれども、しかし、実際に行使できません。一株式は資本に比べて一一・三%と、一割でな

よ。一割を超えるという、これだけの議決権を握るうということは、これはゆるい事態だと思うのです。

しかも、これは法律上大問題があることです。すでにこれは指摘をされておりますように、共益権と自益権とあります。所有権にたとえて、これは商法学者の通説、多数説だと言われておりますけれども、利益の帰属において認められる権利が自益権、それから企業の支配関係において認められる権利が共益権で、前者はいわば所有権の収益権能の変形物であり、後者は所有権の支配権能の変形物にはからぬということで、いわばもう権利の一番基本に関する問題ですね。しかも一時は、この二つの権能はこれは分離できるという中耕太郎先生などの意見もあったようですけれども、その後の学者は、これは一切そういう態度をとらないで、これはもう一体のもので分離不可能である、こういう考え方をとっておるわけあります。

それはそうだと思います。自然人の権利についても、たとえば物を支配するとか実体的な中身のある権利と、それからそういう権利のほかに、参政権とか、あるいは裁判を受ける権利——まあこれは司法の独立があるから安全だという、そういう手続的な面ですね。両方があつて、初めてその個人の個々の権利もこれは保障されるわけですね。いかに憲法上いろいろな実体的な権利が書かれてあっても、それを自分で守る権利がなければ——参政権なんというのは一年に一遍あるいは四年に一遍とかいうことかもしけれども、しかし、そのときにそれを行使できるから中身を守れると、こういう仕組みになつているのがやっぱり近代法の原理だと思います。

となりますが、今回のこの法務省の改正案というものは、この分離できしない共益権と自益権を無理やり分離している、そして実際上の実態といふ名のいわばある階層の要求を優先させたと、そう言われてもこれは仕方ないんじやないでしようか。

○政府委員(中島一郎君) 共益権と自益権、分離の問題でござない二にして一つの権利であるというような學説もあるということを承知いたしておりますけれども、これは私どもいたしましては、性格としては分離は可能である。そして、今回私どもが準備いたしましたような単位株制度というようなことでやるならば、これは法律をもつてすれば許されることであるというふうに考えておるわけであります。

ただ、株主であるにもかかわらず議決権がないということは、これはもう変則的な状態であるといふことは御指摘のとおりでありますて、私どももこういう状態を恒久的に続けるということは考えておりませんで、将来にかかるべき時期に、この単位株を一株に併合をいたしまして、そしてすつきりとした形に持っていくたいというふうに考えておるわけでございます。

○近藤忠孝君 それは将来的問題であつて、一定の期間の間は、人間にすれば基本的人権に関するようなものを奪うことになるわけです。しかも、いま局長言われた、法律をもつてすれば云々といふことですけれども、確かに法律によつて権利の中身を決めることは可能です。しかし、それは虚法に違反してできないわけですね。しかも、これはすでに存在する既得権ですよ。それを法律で奪う以上、これは憲法上の制約が必要だと思うんですね。私は、憲法上二十九条違反、それから憲法十四条違反の問題が起きると思つんですね。

奥野さんとよく憲法論争をやるわけですからともう、奥野さん、どうですか、これは憲法二十九条違反の問題が起きないでしょうか、あるいは十四条違反。

○國務大臣(奥野誠亮君) 経済社会の実態に株式制度を合わせていこうとするわけでございますし、また、五十円の株主に、先ほど申し上げましたように、管理に二千円から三千円も金がかかっている。やはり公共の福祉に従つて株式制度も運用していくかなきゃならない。民法も私の権利も「私権ハ公共ノ福祉ニ違フ」と民法第一条にも書



## 一、出入国管理令の一部を改正する法律案

出入国管理令の一部を改正する法律案

か」に改める。

第五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第

三号中「身体障害者」を削り、「虞」を「おそれ」に

改め、同項第四号中「禁」を「禁錮」に、「但し」を

「ただし」に改め、同項第五号中「又はあへんの取

締」を「あへん又は覚せい剤の取締り」に改め、

同項第六号中「若しくはあへん法」を「あへん法」

に、「又は阿片煙吸食の器具」を「覚せい剤取締

法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に定める覚

せい剤若しくは覚せい剤原料又はあへん煙を吸食

する器具」に改め、同項第七号中「売いん」を「売

春」に、「あつ旋」を「周旋」に改め、同項第十一号

中「左に」を「次に」に改め、同号イ中「因り」を「よ

り」に改め、同項第十四号中「除く外」を「除くは

か」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第六条第一項中「但し」を「ただし」に、「再入国

許可書を所持している」を「再入国の許可を受けて

いる」に改める。

第十三条第三項中「呼出し」を「呼出し」と「附し、

且つ、「二十万円をこえない」を「付し、かつ、一百

万円を超えない」に改める。

第十四条第一項中「外国人が、その船舶等が同

一の出入国港にある間」を「外国人で、本邦を経由

して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を除

く)が、その船舶等の寄港した出入国港から出國

するまでの間」に、「ときは、その船舶等の長の申

請に基き」を場合において、その者につき、その

船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の

申請があつたときは」に、「但し」を「ただし」に

改め、同項第一項中「当該外国人に寄港地上陸許

可書を交付」を「当該外国人の所持する旅券に寄港

なつさせる」を「付する」に改める。

第十五条の見出し中「観光のための」を削り、同

条第一項中「ときは」を「場合において、その者に

在留ししようとする者

第四条第一項第六号の次に「一号を加える。

六の二 本邦の公私機関により受け入れられ

て産業上の技術又は技能を習得しようとする

者

第四条第一項第十二号中「招へい」を「招へい」に

改め、同項第十三号中「もづばら」を「専ら」に改

め、同項第十六号中「者を除く外」を「者を除くは

二項の場合」に改め、同項を同項第五項とし、同

条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、

「附する」を「付する」に改め、同項を同項第四項

とし、同項第二項中「前項」を「前二項」に、「当該

外国人に観光のための通過上陸許可書を交付」を

「当該外国人の所持する旅券に通過上陸の許可の

証印」に改め、同項を同條第三項とし、同條第

一項の次に次の一項を加える。

2 入国審査官は、船舶等に乗つている外国人

で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとす

るもの(乗員を除く)が、上陸後三日以内にそ

の入国した出入国港の周辺の他の出入国港から

他の船舶等で出国するため、通過することを希

望する場合において、その者につき、その船舶

等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申

請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を

を許可することができる。

第十六条の見出し中「転船」を「乗員」に改め、同

条第一項を次のように改める。

入国審査官は、外国人である乗員(本邦にお

いて乗員となる者を含む。以下この条において

同じ)が、船舶等の乗換え(船舶等への乗組み

を含む)、休養、買物その他これらに類似する

目的をもつて十五日を超えない範囲内で上陸を

希望する場合において、法務省令で定める手続

により、その者につき、その者が乗り組んでい

る船舶等(その者が乗り組むべき船舶等を含む)の長又はその船舶等を運航する運送業者の

申請があつたときは、当該乗員に対し乗員上陸

を許可することができる。

第十六条第二項中「転船」を「乗員」に改め、同

条第三項中「通過経路その他必要と認める制限を附

する」「行動範囲(通過経路を含む)」その他必要

と認める制限を付し、かつ、必要があると認める

ときは、指紋を押なつさせる」に改め、同條第四

項中「但書」を「ただし書」に改める。

第十八条の見出し中「水難」を「遭難」に改め、同

条第一項中「遭難船舶」を「遭難船等」に、「当該

船舶」を「当該船舶等」に、「又は当該外国人を救護

した船舶の船長」を「当該外国人を救護した船舶

の長、当該遭難船舶等の長又は当該遭難船等の

に係る運送業者」に、「基づき」に、「水難

による上陸」を「遭難による上陸」に改め、同條第

二項中「入国審査官は、」の下に「警察官又は」を加

え、「引渡」を「引渡し」に、「直ちに同項の水難を

「同項の規定にかかるらず、直ちにその者に対し

遭難」に改め、同條第三項中「水難」を「遭難」に改

める。

第十九条第一項中「除く外、第九条第三項の規

定により決定された」を「除き、それぞれ、当該外

国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得

に係る在留資格又はそれらの変更に係る」に改め、

同條第三項中「第十四条及び」を削る。

第二十条第一項中「第四条第一項第五号から第

八号まで、第十号から第十一号まで又は第十五号

に該当する者としての」を削り、同條第三項中「且

つ」を「かつ」に改め、同項に次の「ただし書」を加え

る。

ただし、第四条第一項第四号に該当する者と

しての在留資格を有する者の申請については、

やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ

許可しないものとする。

第二十一条第四項を次のように改める。

ただち、第四条第一項第四号に該当する者と

しての在留資格を有する者の申請については、

やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ

許可しないものとする。

第二十二条第五項を削る。

第二十二条第四項を次のように改める。

法務大臣は、前項の許可をする場合には、入

国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所

持しているときは旅券に新たなる在留資格及び在

留期間を記載させ、旅券を所持していないとき

は当該外国人に対し新たな在留資格及び在留期

間を記載した在留資格証明書を交付させ、又は

既に交付を受けている在留資格証明書に新たな内

容をもつて効力を生ずる。

持しているときは旅券に新たな在留期間を記載させ、旅券を所持していないときは当該外国人に対し在留資格及び新たな在留期間を記載した在留資格証明書を交付させ、又は既に交付を受けている在留資格証明書に新たな在留期間を記載させるものとする。この場合においては、前条第四項後段の規定を準用する。

第二十二条第一項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項に次のただし書きを加える。

第二十三条第一項中「寄港地上陸許可書、観光のための通過上陸許可書」を「水難」を「遭難」と、「但し」を「ただし」に改める。同条第十四号中「左の」を「次の」に改め、同条第十四号中「除く外」を「除くほか」に改め、「観光のたの」を削り、「転船」を「乗員」に、「水難」を「遭難」に改め、同条第四号中「観光のための」を削り、「転船」を「乗員」に、「水難」を「遭難」に改め、「左に掲げる者」を「次に掲げる者」に改め、同条第

第一五五条第一項中「おもむく」を「赴く」に改め、「含む」の下に「次条において同じ。」を加え、  
入国審査官から旅券に出国の証印」を「法務省令  
で定める手続により、入国審査官から出国の確認  
に改め、同条第二項中「旅券に出国の証印」を「出  
国の確認」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(出国確認の留保)

は、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、再入国の許可を与えることができる。この場合において、法務大臣は、その者の申請に基づき、相当と認めるときは、当該許可を数次再入国の許可とすることができる。

法務大臣は、前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に再入国の許可の証印をさせ、旅券を所持していない場合で国籍を有しないことその他の事由で旅券を取得することが

Digitized by srujanika@gmail.com

ただし、その者が日本人（永住許可を受けてゐる者）日本国に居住する大韓民国國民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入國管理特別法（昭和四十年法律第四十六号）に基づく永住の許可を受ける場合に於ける（永住許可を受けてゐる者）の違法性を論じる。

「もつばら」を「専ら」に改め、同号ロ中「旅券」下に「又は在留資格証明書」を加え、同号ハ、及びホを次のように改める。

二の二  
外国人が次の各号の一に該当する者である旨の通知を受けているときは、前条の出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間以内に、その者について出国の確認を留保することができる。

3 法務大臣は、再入国の許可（數次再入国の許可）を定めることにより、再入国許可書を交付せるものとする。この場合においては、第二十二条第三項後段の規定を准用する。

に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係  
諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律  
第一百一十六号）第二条第六項の規定により本邦  
に在留する者の配偶者又は子である場合において  
ては、次の各号に適合することを要しない。

し」を「ただし」に、「言渡」を「言渡し」に改め、号ト中「こえる」を「超える」に、「禁こ」を「禁錮」に改め、同号チ中「あへん法」の下に「覚せい」を「覚せい」に加え、同号リ中「を除く外」を「のはかに」、「こえる」を「超える」に、「禁こ」を「禁錮」に

死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者

可を含む)を与える場合には、当該許可の日から一年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

4 法務大臣は、再入国の許可を受けて出国した者について、当該許可の有効期間内に再入国した

3 第二十二条第一項を次のよう改める。  
法務大臣は、前項の許可をする場合には、入  
国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所  
持しているときは旅券に記載された在留資格及  
び在留期間をまつ消させた上当該旅券に永住許

但し「をたなし」に「言波」を「言波」に改め、同号ヲ中「売いん」を「売春」に、「あつ旋」を「旋」に改め、同号ワ中「左に掲げる政党」を「次に掲げる政党」に改め、同号ワ(1)中「因り」を「より」に改め、同号ヨ中「イからカ」を「イ、ロ及びハ」に改め、「ま」と「ト」の「余」を「一二女」に改め。

（三）執行猶予の刑に処せられた者の刑は、假出獄を許され、假出獄の期間を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでのもの（当該刑につき假出獄を許されている者を除く。）

5 前項の許可は、依頼又は再入国許可書にそのときは、その者の申請に基づき、一年を超えず、かつ、当該許可の日から一年を超えない範囲内で、当該許可の有効期間の延長の許可をすることができる。

司の証印をさせ、旅券を所持してしないときには永住を許可された旨を記載した在留資格証明書を交付させるものとする。この場合において、その許可是、当該証印又は交付のあつた時に、その効力を生ずる。

第二十四条第五号中「基き附された」を「基づけ付された」とし、「呼出」を「呼び出し」に改め、同第六号中「観光のための」を削り、「転船」を「乗合船」とし、「水難」を「遭難」に改め、「許可を受けた」

旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国領事官等に委任するものとする。

「及び第四項」に、「又は「在留資格の変更」とあるのは、「を「及び「在留資格の変更」とあるのは、」に改め、「同条第四項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格

の  
よ  
う  
に  
改  
め  
る。  
七 第二十二条の二第一項に規定する者で、  
　　同条第三項において準用する第二十条第三項  
　　及び第四項の規定又は第二十二条の二第四項

第一十六条を次のよう改める。  
(再入国の許可)

第二十六条 法務大臣は、本邦に在留する外国人(第十三条から第十八条までに規定する上陸の

の  
人  
7 第二項の規定により交付される再入国許可書  
は、当該再入国許可書に係る再入国の許可に基  
合には、その者が本邦にある間ににおいて、当該  
許可を取り消すことができる。

格及び在留期間の記載」と、同条第五項中「書換」とあるのは「記載」とを削り、同条第四項中「在留期間のまつ消を受け、且つ」を「在留期間をまつ消させた上」に改める。

おいて適用する第二十二条第一項及び第三の規定による許可を受けないで、第二十二条の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留するもの

に条項  
許可を受けている者を除く)がその在留期間(在留期間の定めのない者にあつては、本邦に在留し得る期間)の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするとき

つき日本に入国する場合に限り、旅券とみなが  
す。

१०८

**第五十四条第一項中「請求があつたときは」を「請求により又は職権で」と、「三十万円をこえない」を「三百万円を超えない」に、「且つ」を「かつて」に、「呼出」を「呼出し」に、「附して」を「付して」と**

改める。  
第五十七条第三項中「寄港地上陸の許可を受けた者又は観光のための」を「第十五条第一項の規定による」に、「転船上陸の許可を受けてその船舶に乗り組むべき乗員がその船舶に転船して」を「乗員」とし、第六十一条第一項中「おもむく」を「赴く」に、「ス

「除外」を「除くほか」に改め、「観光のための」を削り、「転船」を「乗員」に、「水難」を「遭難」に改め、同条第四号中「旅券」の下に「又は在留資格証明書」を加え、「もつばら」を「専ら」に改め、同条第五号中「旅券」の下に「又は在留資格証明書」を加え、同条第六号中「基き附された」と「基づき付された」に、「呼出」を「呼出し」に改め、同条第七号中「観光のための」を削り、「転船」を「乗員」に、「水難」を「遭難」に改め、「受けた者で、」の下に「旅券又は」を加え、同条第八号を次のように改める。

八 第二十二条の二第一項に規定する者で、同条第三項において準用する第二十条第三項及

二 前号に規定する犯罪が行わたった後、その権利を知らないでその船舶等を取得したと認められるとき。  
附則第七項を次のように改める。

法務大臣は、附則第七項及び前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは当該旅券に永住許可の証印をさせ、旅券を所持していないときは永住を許可された旨を記載した在留資格証明書を交付させるものとする。この場合において、その許可是、当該証印又は交付のあつた時

(施丁規則)  
に、その効力を生ずる。  
附 則

〔施行期日〕  
1 この法律は、公布の日から起算して八月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (経過措置) この法律の施行の際に、改正前の出入国管理令(以下「旧令」という。)第四条第一項第四号に

該当する者としての在留資格を有する者は、改正後の出入國管理令（以下「新令」とハ。）第四

正徳の出入日録今以此一卷」を以て、第三回  
条第一項第四号に該当する者としての在留資格  
と有る。其の上段な、田舎第四条第一項第三

を有するものとのなし　回今第四条第一項第三号に該当する者としての在留資格を有する者の二四四条各款並び三四四条同二つ、二つによつて、これらを有り

在留資格及び在留期間について、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧令第十四条から第十六条まで及び第十八条の許可を受けて上陸した者

に係る当該上陸の許可の効力（これらの者に係る船舶等の長の義務を含む。）については、な

4 この法律の施行前に旧令第二十六条の規定に  
お従前の例による。

より与えられた再入国の許可については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした旧令第二十条から第三十二条の二まで及び第二十六条の規定による

申請は、新令の適用については、新令の相当規定による申請とみなす。

6 新令第二十四条第四号チの規定は、この法律の施行前に覚せ、判決確定去て量反して有罪の判

の施行前に既に適用される事例は、本条の規定による。但し、本条の規定による適用を受けた者には、適用しない。

7 この法律の施行前沙汰が行方並ては附則第一

〔除外〕を「除くほか」に改め、「観光のための」を削り、「転船」を「乗員」に、「水難」を「遭難」に改め、同条第六号中「基き附された」を「基づき付さされた」とし、「呼出」を「呼出し」に改め、同条第七号中「観光のための」を削り、「転船」を「乗員」に、「水難」を「遭難」に改め、「受けた者で」の下に「旅券又は」を加え、同条第八号を次のように改める。

八 第二十二条の二第一項に規定する者で、同条第三項において準用する第二十二条第三項及び第四項の規定又は第二十二条の二第四項において準用する第二十二条第二項及び第三項の規定による許可を受けないで、第二十二条の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留するもの

第七十一条中「禁ご」を「禁錮」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第七十二条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第二号中「基き附された」を「基づき付された」に、「呼出」を「呼出し」に改める。

第七十三条中「禁ご」を「禁錮」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第七十五条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第七十六条中「一万円」を「十万円」に改める。

第七十七条中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七十八条を次のように改める。

(没収)

第七十八条 第七十一条第一号の犯罪行為の用に供した船舶等で、犯人の所有又は占有に係るもののは、没収する。ただし、その船舶等が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 第七十一条第一号の犯罪が行われることをからかじめ知らないでその犯罪が行われた時から

二 前号に規定する犯罪が行われた後、その慣習を知らないでその船舶等を取得したと認められるとき。

附則第七項を次のように改める。

(永住許可の特例)

7 法務大臣は、次の各号の一に該当する外国人が、法務省令で定める手続により、出入国管理規則の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第二号)の施行の日から五年を経過する日(以下「申請期間最終日」という。)までに第四条第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請をしたときは、これを許可するものとする。

一 ポツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百一十六号)第一条第六項に規定する者(以下「法律第二百一十六号第一条第六項該当者」という。)で、日本国籍との平和条約の発効後申請の時まで引き続き本邦に在留しているもの。

二 法律第二百一十六号第二条第六項該当者の直系卑属として日本国籍との平和条約の発効の時から申請期間最終日までに本邦で出生し、その後申請の時まで引き続き本邦に在留している者。

附則に次の三項を加える。

8 前項第一号に該当する者で申請期間最終日前三十日以内に出生したものとの同項の在留資格の取得の申請期限は、同項の規定にかかわらず、その出生の日から三十日までとする。

法務大臣は、法律第二百一十六号第二条第六項該当者の子として申請期間最終日後に本邦で出生した外国人が、法務省令で定める手続により、その出生の日から三十日以内に第四条第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請をしたときは、これを許可するもの。

10 法務大臣は、附則第七項及び前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは当該旅券に永住許可の証印をさせ、旅券を所持していないときは永住を許可された旨を記載した在留資格証明書を交付させるものとする。この場合において、その許可是、当該証印又は交付のあつた時に、その効力を生ずる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際に、改正前の出入国管理令(以下「旧令」という)第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格を有する者は、改正後の出入国管理令(以下「新令」という)第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格を有するものとみなし、旧令第四条第一項第三号に該当する者としての在留資格を有する者の在留資格及び在留期間については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧令第十四条から第十六条まで及び第十八条の許可を受けて上陸した者に係る当該上陸の許可の効力(これらの者に係る船等の長の義務を含む)については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧令第二十六条の規定により与えられた再入国の許可については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした旧令第二十条から第二十二条の二まで及び第二十六条の規定による申請は、新令の適用については、新令の相当規定による申請とみなす。

6 新令第二十四条第四号チの規定は、この法律の施行前に覚せい剤取締法に違反して有罪の判決を受けた者には、適用しない。

7 この法律の施行前にした行為並びに附則第一

項及び第三項の規定により從前の例によることとされる在留資格及び在留期間又は上陸の特例に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

### (外国人登録法の一部改正)

外国人登録法（昭和二十七年法律第二百一十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「観光のための」を削り、「転船」を「乗員」に、「水難」を「遭難」に改める。

五月一日日本委員会に左の案件が付託された。

## 一、スパイ防止法の制定促進に関する請願（第三二〇号）

卷之三

第三三六  
昭和五十六年四月十七日受理

## バイ防止法の制定促進に関する請願

請願者 千葉市小仲吉 三ノ四ノ一二  
林三 藏外三十一名

紹介議員 井上 裕君

この国が現在の自由で民主的な体制を保持するためには、自衛力を持つことは当然であるが、自衛力を

形造つてゐる要素は兵器や兵員だけではない。兵器の性能や兵員の配置などの、いわゆる「防衛秘

が筒抜けになつていては国防は成り立たない。そこで世界各国は、いずれもそれらの方策必

名で世界各國にし子孫をわらの隠微和田、更には外交上の機密をも含めての國家機密を

ペイから守るため、スペイを厳しく処罰する法律を定めている。共産圏諸国はもちろんのこと、

アメリカ、イギリス、フランス、イスラエルなど、言論の自由な先進国においても、スペインを厳しく罰す

法律が施行されている。日本も独立国である以

機密を保護する法律を持つべきが当然である、残念ながらまだに整っていない。現在の日

止法の法制化を早急に実現されたい。

月七日予備審査のため、本委員会に左の案件が  
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
法律の整理等に関する法律案  
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関  
係法律の整理等に関する法律案  
**(非訟事件手続法の一部改正)**  
**第一条** 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十一  
四号)の一部を次のように改正する。  
第一百二十六条第一項中、「第二百九十三条ノ  
二第三項但書及ビ第三百七十九条第一項但書」  
を「及ビ第二百九十三条ノ一第四項」に改め、  
「第二百八十二条第一項」の下に「第二百三十七  
条ノ二、第二百六十条ノ四第四項」を加える。  
第一百二十九条ノ三中「第二百八十二条第一項」の  
下に、「第二百三十七条ノ一第一項」を加える。  
第一百三十条中「商法」の下に「第二百三十七条  
ノ二又ハ」を加える。  
第一百三十二条ノ二第一項中「第二百八十条ノ  
十四第一項」の下に「及ビ第三百四十二条ノ十  
六第三項」を加える。  
第一百三十二条ノ三を次のように改める。  
**第一百三十二条ノ三** 前条ノ規定ハ商法第二百九  
十三条ノ二第四項(同法第二百九十三条ノ三  
第四項、第二百九十三条ノ三ノ第二項、第二  
二百九十三条ノ三ノ六第二項及ビ第三項、第  
二百九十三条ノ四第二項、第三百七十七条第  
一項並ニ第四百十六条第三項ニ於テ準用スル  
場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ付キ  
之ヲ準用ス  
第一百三十二条ノ七第一項中「(同法第二百四  
条ノ五ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定」を  
「又ハ其準用規定」に改め、同条の次に次の一条  
を加える。

項ノ規定ニ依ル許可ヲ申請スル場合ニ於テハ  
其事由ヲ陳明スルコトヲ要ス  
裁判所ハ裁判ヲ為ス前取締役及ヒ申請ヲ為シ  
タル株主又ハ債権者ノ陳述ヲ聽クベシ  
申請ヲ許可シタル裁判ハ之ヲ会社ニ告知スベ  
シ  
第百三十一條第二項ノ規定ハ第一項ノ申請ニ  
付キ、第百二十九條第一項、第百二十九条ノ  
四及ヒ第百三十二条ノ五第三項ノ規定ハ第一  
項ノ申請ニ對スル裁判ニ付キ之ヲ準用ス  
第百三十九条第七号中「決議無効確認、決議  
取消又ハ決議変更」を「決議不存在確認、決議無  
効確認又ハ決議取消」に改める。  
(担保附社債信託法の一部改正)  
第二条 担保附社債信託法(明治三十八年法律第  
五十二号)の一部を次のように改正する。  
第三十四条中「転換社債」の下に「又ハ新株引  
受権附社債」を、「第三百四十二条ノ四」の下に  
「又ハ第三百四十二条ノ十五」を加える。  
第五十二条第二項中「第五項」を「第四項」に改  
める。  
第六十条第一項中「決議録ノ原本又ハ謄本ヲ  
本店及「決議録ヲ十年間本店ニ、其ノ謄本ヲ  
五年間」に改める。  
(農林中央金庫法の一部改正)  
第三条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十  
二号)の一部を次のように改正する。  
第十三条第三項中「及第四項並ニ」を「、同条  
第四項(同法第二百八十条ノ十四ニ於テ準用ス  
ル場合ヲ含ム)、」に改め、「第二百八十条ノ十  
四」の下に「及第三百四十二条ノ十六第三項」と、  
「ヲ含ム」の下に「第三百四十二条ノ十二第二  
四号並ニ第三百四十二条ノ十六第二項」を加え  
る。  
(商工組合中央金庫法の一部改正)  
第四条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第  
十四号)の一部を次のように改正する。  
第二十八条第四項中「及第四項並ニ」を「、同  
条第四項(同法第二百八十条ノ十四ニ於テ準用ス

スル場合ヲ含ム)」に改め、「第二百八十九条  
十四」の下に「及第三百四十二条ノ十六第三項  
を、「ヲ含ム」)の下に「、第三百四十二条ノ十  
二第四号並ニ第三百四十二条ノ十六第二項」を  
加える。  
(保険業法の一部改正)  
**第五条 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の  
一部を次のように改正する。**  
**第十五条**第一項中「第二百二十四条ノ三  
第三項」の下に「(同法第二百三十条ノ七第二項  
ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を、「株主名簿」  
の下に「又ハ端株原簿」を加え、同条の次に次の  
一条を加える。  
**第十五条ノ三 保険事業ヲ営ム株式会社ニ付テ  
ノ商法第二百五十四条ノ二(同法第二百八十九  
条第一項及第四百三十条第二項ニ於テ準用ス  
ル場合ヲ含ム)ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第  
二百五十四条ノ二第三号中本法トアルハ之ヲ  
保険業法、本法トス  
前項ノ株式会社ニ付テノ株式会社の監査等に  
関する商法の特例に関する法律第十三条第四  
項(同法第十四条第三項及第十六条第三項ニ  
於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十一条の二  
及第二十二条の三第五項ノ規定ノ適用ニ付テ  
ハ此等ノ規定中法務省令トアルハ之ヲ大蔵省  
令トス  
**第三十九条第三項中「第二百三十九条第三項  
第五項」を「第二百三十七条ノ三、第二百三十七  
条ノ四、第二百三十九条第三項第六項第七  
項」に改め、「第二百四十条第三項」を削り、  
「第二百四十七条」を及第「百四十七条」に改  
め、「第二百五十条」及び「及第二百五十三  
条」を削り、同項ただし書を削る。  
**第六十六条第四項**に改める。  
**第四十二条中「第二百六十六条第四項」を「第二百  
六十六条第五項」に改める。  
**第五十二条の次に次の二条を加える。**  
**第五十二条ノ二 百分ノ一以上ノ社員ハ取締役********











と」を削る。

第七十七条中「無効とする」を「不存在若しくは無効を確認する」に、「添附書面」を「添付書面」に改める。

第一百一一条第六号中「第二百四十四条」を「第一百四十四条第一項若しくは第二項」に、「第一百六十条ノ四」を「第一百六十条ノ四第一項」若しくは第二項に改める。  
(有価証券取引税法の一部改正)  
第二十八条 有価証券取引税法(昭和二十八年法

律第二百一号の一部を次のように改正する。  
第一条第一項第五号中「株券」の下に「(端  
株券を含む。第三項において同じ。)」を加え、  
同条第三項中「株券の発行前における」を「株  
券の発行がない」に、「引受に因る」を「引受  
けによる」に改める。

**第二十九条** 塩業組合法（昭和二十八年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第七項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に改め、「第一百三十九条第五項、  
第一百四十二条第二項（特別利害関係人の議決

「二百四十四条第一項及び第二項」に、「第二  
権」を削り、「第二百四十四条」を「第

百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条」を「並びに第二百四十七条から第二百五十五条まで」として、「取消又

は無効」を「取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え」に改める。

第四十一条第三項中「から第四項まで」を「、第三項及び第五項」に改める。

に改め、同条第一項中「規約並びに総会及び  
理事会の議事録」を「及び規約」に改め、同条

第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

主たる事務所に、その賃本を五年間従たる事

務所に備えて置かなければならぬ。

「取締役に対する訴え」に改め、「及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）」を

前り、「第二百五十四条ノ二」を「第二百五十四  
四条ノ三」に改め、「第二百三十九条第五項、  
第二百四十一条第二項（特別利害関係人の議決権）

「権」)、「を削り、「及び第一百六十条ノ四」を「、第二百六十条ノ二第一項及び第三項(特別

利害關係人の議決権)並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項」に改め、同条後段を次のよ

この場合において、商法第一百六十条ノ一に改める。

第二項中「前項」とあるのは「理事会」と、  
同条第三項中「第一項」とあるのは「営業組

合法第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

第五十七条中「、第二百三十九条第五項、第一百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)」

を削り、「第二百四十四条」を「第二百四十四項第一項及び第二項」に、「第二百四十七条」

から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条を「並びに第二百四十七条から

「二百五十二条まで」に、「取消又は無効」を「取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え」

に改め、同条後段を次のように改める。

「第一百三十二条」とあるのは、「塩業組合法第五十二条」と読み替えるものとする。

第七十条中「第二百三十九条第五項、第二百四十四条第二項（特別利害關係人の議決権）」

を削り、「第二百五十四条ノ二」を「第二百五十  
四条ノ三」に、「第二百六十条ノ四」を「第二百

六十三条ノ二第一項及び第三項（特別利害関係人  
の議決権）、第一百六十三条ノ四第一項及び第二

「取締役に対する訴え」に、「取締役に対する訴え」を「取締役に対する訴え」に、「第一百七十二条」を「並びに

第三部 法務委員會會議錄第六號

昭和五十六年五月一【十一】日  
【參議院】











二十四条中信用金庫法第五十三条第三項の改正規定、第二十六条中会社更生法第二百五十七条第四項の改正規定、第三十一条中労働金庫法第五十八条第六項の改正規定、第四十一条中商業登記法第八十二条の次に「一条を加える改正規定及び同法第八十九条の改正規定並びに第四十五条及び第四十八条の規定は、商法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書の政令で定める日から施行する。

五月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大額増員に関する請願(第三五九五号)

第三五九五号 昭和五十六年四月二十四日受理  
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大額増員に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関一ノ一全法務労働組合内 辻村十三雄外六千五百三十三名

紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第六三七号と同じである。

五月九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案  
二、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案

(出入国管理令の一部改正)  
第一条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案

題名を次のように改める。

出入国管理及び難民認定法

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「第二十二条」を「第二十二条の三」に、「第七章 日本人の出国及び帰国(第六十条・第六十一条)」を「第七章 日本人の出国及び帰国(第六十条・第六十一条の二)」に、「第七章 難民の認定等(第六十一条の二)」を「第六十一条」に、「第六十一条の二」に、「第六十一条の二の八」に、「第六十一条の二」を「第六十一条の二の三」に改める。

第一条中「この政令」を「出入国管理及び難民認定法」に、「について規定する」を「を基る」とともに、「難民の認定手続を整備する」に改める。  
第二条中「この政令」を「出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令」に改め、同条第三号の次に「一号を加える。

三の二 難民 難民の地位に関する条約(以下「難民条約」という。)第一条の規定又は難民の地位に関する議定書第一條の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。

第一條の二 難民調査官 難民の認定に関する事実の調査を行わせるため法務大臣が指定する入国審査官をいう。

第二条第十三号中「第六十一条の三」を「第六十一条の三の二」に改める。

第四条第一項中「この政令中」を「第三章」に改める。

第六条第一項中「外国人の旅券又は」を「外国人の旅券」に改め、「者の旅券の下に「又は第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書」を加える。

第九条第三項中「但し」を「ただし」に改め、「再入国の許可を受けて」の下に「又は第六十一条の二の六第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持して」を加える。

第三章第四節中第十八条の次に次の二条を加える。

(一時庇護のための上陸の許可)

第十八条の二 入国審査官は、船舶等に乗つている外国人から申請があつた場合において、次の各号に該当すると思料するときは、一時庇護のための上陸を許可することができる。

一、その者が難民条約第一條A(2)に規定する理由その他これに準ずる理由により、その生命、身体又は身体の自由を害されるおそれのあつた領域から逃れて、本邦に入つた者であること。

二、その者を一時的に上陸させることができること。

三号の次に「一号を加える。

二号の次に「一号を加える。

第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に一時庇護許可書を交付しなければならない。

三号の次に「一号を加える。

第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付し、かつ、必要があると認めるときは、指紋を押なしがさせることができる。

第四章第一節中「第六十一条の二」の次に次の二条を加える。

第十九条第三項中「前条」を「第十八条」に改め、「この政令の適用については」を削る。

第二十二条の三 前条第一項から第四項までの規定は、第十八条の二第一項に規定する一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人で第四条第一項各号の一に該当する者としての在留資格をもつて在留しようとするものに準用する。この場合において、前条第二項中「日本の国籍を離脱した日又は出生その他該事由が生じた日から三十日以内」とあるのは、「当該上陸の許可に係る上陸期間内」と読み替えるものとする。

第六十一条中「この政令に規定する」を削る。

第六十一条の三第五項中「基づく」を「基づく」に、「政令」を「別に政令」に改め、同条を第六十一条の三の二とし、第六十一条の二第二項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一號を加え、同条を第六十一条の三とする。

四 難民の認定に関する事実の調査を行うこと。

第六十一条の次に次の二章を加える。

第七章の二 難民の認定等

陸許可書」の下に「若しくは一時庇護許可書」を加える。

第二十四条第三号中「緊急上陸の許可又は」を「緊急上陸の許可」に改め、「による上陸の許可」の下に「又は一時庇護のための上陸の許可」を加え、同条第四号ト、チ及びリ中「この政令施行後」を「昭和二十六年十一月一日以後」に改め、同条第六号中「緊急上陸の許可又は」を「緊急上陸の許可」に改め、「による上陸の許可」の下に「又は一時庇護のための上陸の許可」を加える。

第二十三条第一項中「緊急上陸許可書若しくは」を「緊急上陸許可書」に改め、「による上

人から法務省令で定める手続により申請があつたときは、その提出した資料に基づき、そ

の者が難民である旨の認定（以下「難民の認定」という。）を行うことができる。

2 前項の申請は、その者が本邦に上陸した日に（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から六十日以内に行わなければならぬ。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3 法務大臣は、第一項の認定をしたときは、法務省令で定める手続により、当該外国人に対し、難民認定証明書を交付し、その認定を付しないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。（難民の認定の取消し）

第六十一条の二の二 法務大臣は、本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが次の各号の一に該当することとなつたときは、その難民の認定を取り消すものとする。  
一 難民条約第一条C(1)から(6)までのいずれかに掲げる場合

二 難民の認定を受けた後に、難民条約第一條F(ア)又は(シ)に掲げる行為を行つた場合  
2 法務大臣は、前項の規定により難民の認定を取り消す場合には、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知するとともに、当該外国人に係る難民認定証明書及び難民旅行証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。

3 前項の規定により難民の認定の取消しの通知を受けたときは、難民認定証明書又は難民旅行証明書の交付を受けている外国人は、速やかに法務大臣にこれらの証明書を返納しなければならない。（事實の調査）

第六十一条の二の三 法務大臣は、第六十一条の二第一項の規定により提出された資料のみでは適正な難民の認定ができないおそれがある場合その他難民の認定又はその取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、難民調査官に事實の調査をさせることができ

る。  
2 難民調査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に對し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は難民調査官は、第一項の調査について、公務所又は公私両團体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。（異議の申出）

第六十一条の二の四 次に掲げる处分に不服がある外国人は、それぞれの通知を受けた日から七日以内に、法務省令で定める手続により、不服の理由を記載した書面を提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

第六十一条の二の二 第二項の規定による難民の認定をしない処分  
一 難民の認定を受けた後に、難民条約第一條F(ア)又は(シ)に掲げる行為を行つた場合  
2 法務大臣は、前項の規定により難民の認定を取り消す場合には、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができる。

二 第二項の規定による難民の認定をしない処分

（難民に関する永住許可の特則）  
第六十一条の二の五 難民の認定を受けている者から第二十二条第一項の永住許可の申請があつた場合には、法務大臣は、同条第二項本文の規定にかかわらず、その者が同項第二号に適合しないときであつても、これを許すことができる。（難民旅行証明書）

第六十一条の二の六 法務大臣は、本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、難民旅行証明書を交付するものとする。ただし、法務大臣においてその者が日本国利益又は公

國し、及び出国することができる。この場合において、入国については、第二十六条の規定による再入國の許可を要しない。

4 前項の場合において、法務大臣が特に必要があると認めるときは、三月以上一年未満の範囲内で、当該難民旅行証明書により入國することのできる期限を定めることができる。（難民に関する法務大臣の裁決の特例）

5 法務大臣は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けて出国した者について、当該証明書の有効期間内に入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、六月を超えない範囲内で、当該証明書の有効期間を延長することができる。

6 前項の延長は、難民旅行証明書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国籍官等に委任するものとする。

7 法務大臣は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者が日本国の利益又は公安を害する行為を行つた場合、その事務は、日本領事官等に委任するものとする。

8 前項の規定により返納を命ぜられた難民旅行証明書は、その返納があつたときは当該返納の時に、同項の期限までに返納がなかつたときは当該期限に超過した時に、その効力を失う。この場合において、同項の期限までに返納がなかつたときは、法務大臣は、当該難民旅行証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。（退去強制令書の発付に伴う難民認定証明書等の返納）

第六十一条の二の七 本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが、第四十七条第五項の規定により、又は第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において退去強制令書の発付を受けたときは、当該外

人は、速やかに法務大臣にその所持する難民認定証明書及び難民旅行証明書を返納しなければならない。

第六十一条の二の八 法務大臣は、第四十九条第三項の裁決に當つて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、その者の在留を特別に許可することができる。この場合においては、第五十条第一項及び第三項の規定を準用する。

第六十一条の五第一項中「この政令又は外国人登録法」を「法令」に、「場合の外」を「場合のはか」に改める。

第六十一条の八第一項中「この政令の規定による」を「出入國の管理及び難民の認定に関する」に改める。

第六十八条を次のように改める。

第六十八条 外国人は、第六十一条の二の六第一項の規定により難民旅行証明書の交付を受け、又は同条第六項の規定により難民旅行証明書に有効期間の延長の記載を受けるときは、旅券法（昭和二十六年法律第百六十七号）第二十条第一項第二号に定める額を超えない範囲内において別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第六十九条中「この政令」を「第二章からこの章までの規定」に改める。

第七十条第三号及び第七号中「緊急上陸の許可又は」を「緊急上陸の許可」に改め、「による上陸の許可」の下に「又は一時庇護のための上陸の許可」を加え、同条に次の一号を加える。

九 偽りその他不正の手段により難民の認定を受けた者

第七十条の次に次の二条を加える。

第一項の難民旅行証明書の交付を受けていする者は、当該証明書の有効期間内には本邦に入

は、次の各号に該当することの證明があつた

ときは、その刑を免除する。ただし、当該罪

に係る行為をした後遲滞なく入國審査官の面

前において、次の各号に該当することの申出

をした場合に限る。

一 難民であること。

二 その者の生命、身体又は身体の自由が難

民条約第一条A(2)に規定する理由によつて

害されるおそれのある領域から、直接本

邦に入つたものであること。

三 前号のおそれがあることにより当該罪に

係る行為をしたものであること。

第七十二条に次の三号を加える。

三時庇護のための上陸の許可を受けた者

で、第十八条の二第三項の規定に基づき付

された条件に違反して逃亡したもの

四 第六十一条の二の六第七項の規定により

難民旅行証明書の返納を命ぜられた者で、

同項の規定により付された期限内にこれを

返納しなかつたもの

五 第六十一条の二の二第三項又は第六十一

条の二の七の規定に違反して難民認定證明

書又は難民旅行証明書を返納しなかつた者

(国民年金法一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十

一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「日本国民」を「者」に改める。

第八条中「日本国民となつた日」を削る。

第九条中「第四号」を「第三号」に改め、第二号

を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号

とする。

第五十六条第一項ただし書を削る。

第五十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項後段」を「前項後段」に、「前項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 削除

第六十一条第一項ただし書を削る。

第六十四条を次のように改める。

#### 第六十四条 削除

第六十四条の三第一項ただし書を削る。

第六十四条の四中「から第六十四条の二ま

で」を「第六十三条及び第六十四条の二」に改

める。

第七十九条の二第一項ただし書を削り、同項だ

し書及び同条第五項を削り、同条第六項中「第

七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五

項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七

項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項

とする。

第七十九条の三第一項中「第五十六条第一項

本文」を「第五十六条第一項」に改める。

第七十九条の四第一項中「第六十一条第一項

本文」を「第六十一条第一項」に改める。

第七十九条の五中「第六十四条の三第一項本

文」を「第六十四条の三第一項」に改める。

附則第六条第五項中「第九条第四号」を「第九

条第三号」に改める。

第三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第一

百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第一号を削り、第二号を第一

号とし、第二号を第一号とする。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一

部改正)

第三条 児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次の

ようにより改正する。

第三条第四項中「次の各号のいずれかに該当

する」を「日本国内に住所を有しない」に改め、

各号を削る。

第十七条中第一号を削り、第二号を第一号と

し、第三号を第一号とする。

(児童手当法の一部改正)

第五条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三

号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「日本国民であり、かつ、

を削る。

#### 附 则

(施行期日)

この法律は、難民の地位に関する条約又は難

民の地位に関する議定書が日本国について効力

を生ずる日から施行する。

(経過措置)

この法律の施行の際に本邦にいる外国人(こ

の法律の施行後に、難民となる事由が生じたこ

とを知つた者を除く)に係るこの法律による改

正後の出入国管理及び難民認定法(次項におい

て「入管法」という)第六十一条の二第一項の申

請の期限は、同条第二項の規定にかかわらず、

この法律の施行の日(以下「施行日」という)か

ら起算して六十日を経過する日とする。

この場合において、同条ただし書中「當

該罪に係る行為をした後遲滞なく」とあるの

は、「難民の地位に関する条約等への加入に伴

う出入国管理令その他の関係法律の整備に関する

法律の施行の日から二十日以内」とする。

4 施行日においてこの法律による改正後の国民

年金法第七条の規定に該当している者(日本國

民である者を除く)についてのこの法律による

改正後の同法第八条の規定の適用については、

同条中「二十歳に達した日又は日本国内に住所

を有するに至つた日」とあるのは、「難民の地位

に関する条約等への加入に伴う出入国管理令そ

の他関係法律の整備に関する法律の施行の日」

とする。

5 この法律による改正前の国民年金法による福

祉年金が支給されず、又は当該福祉年金の受給

権が消滅する事由であつて、施行日前に生じた

ものに基づく同法による福祉年金の不支給又は失權については、なお従前の例による。

(外国人登録法の一部改正)

6 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五

号)の一部を次のように改正する。

(日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及

第二条第一項中「出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)」以下「入管法」という)に改め、同条第二項中「出入国管理令」を「入管法」に改める。

第三条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に

改め、「再入国したとき」の下に「及び入管法第六十二条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けた出国した者が当該難民旅行証明書により入国したとき」を加える。

第四条第一項第十号、第十四号及び第十五号

中「出入国管理令」を「入管法」に改める。

第七条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に、「再入国した際」を「再入国をし、又は入管

法第六十二条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けた出国した際」に改める。

第十二条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「再入国の許可を受けて出国する場合」の下に「及び入管法第六十二条の二の六の規定による難民旅行証明書により入国した際」に改める。

第十三条の見出し中「呈示」を「提示」に改め、

同条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改め、

同条第三項中「呈示」を「提示」に改める。

第十四条第二項中「出入国管理令」を「入管法」に改める。

7 ポンダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する

件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法

律(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

第一項第六項中「基き」を「基礎」に、「出入

国管理令」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)」に改める。

二十六年政令第三百十九号)に改める。

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及



「請求スルコトヲ得ズ」を「得ズ」に改め、同条に  
第一項として次の二項を加える。

会社ハ取締役会ノ決議ニ依り其ノ発行シタル  
額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ無額面株式  
ヲ額面株式ト為スコトヲ得

第二百二十五条中「及番号」を「並ニ其ノ番号、  
発行ノ年月日及株式ノ数」に改める。

第二百三十条ノ二を第二百三十条ノ十とし、  
第二編第四章第二節中第二百三十条の次に次の  
八条を加える。

第二百三十条ノ二 株式ノ発行、併合又ハ分割  
ニ因リ記名株式ニ付一株ノ百分ノ一ノ整數倍  
ニ当ル端数ヲ生ジタルトキハ会社ハ其ノ定ム  
ル期日迄ニ記載ヲ欲セザル旨の申出アリタル  
モノヲ除クノ外其ノ端数(以下端株ト称ス)ニ  
付左ノ事項ヲ端株原簿ニ記載スルコトヲ要ス  
一 端株主ノ氏名及住所  
二 各端株主ノ有スル端株ノ額面無額面ノ  
別 種類及一株ニ付スル割合

三 各端株ノ取得ノ年月日

第二百六条第二項前段ノ規定ハ端株原簿ニ  
第二百二十四条第一項及第二項ノ規定ハ端株  
原簿ニ記載アル端株主ニ付スル通知又ハ催告  
ニ之ヲ準用ス

第二百三十条ノ三 端株原簿ニ記載アル端株主  
ハ会社ニ対シ端株券ノ発行ヲ請求スルコトヲ  
得端株券ハ無記名式トス

端株券ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之  
署名スルコトヲ要ス

一 第二百二十五条第一号乃至第四号及第六  
号乃至第八号ニ掲タル事項

二 端株ノ一株ニ付スル割合  
三 端株券ノ発行ノ年月日

端株券ヲ發行シタルトキハ端株原簿ニハ其ノ  
額面無額面ノ別、種類、一株ニ付スル割合、  
番号及発行ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百五条、第二百九条第四項、第二百二十  
九条及第二百三十条ノ規定ハ端株券ニ之ヲ準  
用ス

用ス  
ルコトヲ得  
一 株主ハ左ノ権利ヲ行使ス  
又ハ第二百九十三条ノ三第二項若ハ第二百  
九十三条ノ三ノ二第一項ノ規定ニ依ル株式  
ノ発行ニ因リ金銭又ハ株式ヲ受クル権利

二 残余財産ノ分配ヲ受クル権利

第三百三十条ノ五 会社ハ定款ヲ以テ端株主ニ  
対シ利益若ハ利息ノ配当若ハ第二百九十三条  
ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス旨又ハ第二百  
八十条ノ二第一項第五号、第三百四十二条ノ  
二第二項第六号若ハ第三百四十四条ノ八第二  
項第八号ノ引受權ヲ与フル旨ヲ定ムコトヲ  
得此ノ場合ニ於テ配当若ハ金銭ノ分配又ハ引  
受權ヲ受クル端株主ヲ端株原簿ニ記載アル端  
株主ニシテ株主タルモノニ限ルコトヲ妨げズ  
ニ定ムルモノヲ除クノ外株主トシテ権利ヲ行  
使スルコトヲ得ズ

第二百三十条ノ六 端株主ハ前三条其ノ他別段  
行使スベキ者ヲ定ムル為一定ノ日ニ於テ端株  
原簿ニ記載アル端株主ヲ以テ其ノ権利ヲ行使  
スベキ端株主ト看做スルコトヲ得

第二百三十条ノ七 会社ハ端株主トシテ権利ヲ  
行使スベキ者ヲ定ムル為一定ノ日ニ於テ端株  
原簿ニ記載アル端株主ヲ以テ其ノ権利ヲ行使  
スベキ端株主ト看做スルコトヲ得

第二百二十四条ノ三第二項及第四項ノ規定ハ  
前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百二十八条ノ規定ハ端株券ヲ有スル者ガ  
端株主ノ権利ヲ行使スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百三十条ノ八 端株原簿ニ記載アル端株主  
ハ其ノ端株ト併セテ一株トナルベキ端株原簿  
ニ記載スベキ端株ヲ取得シタル時又ハ其ノ端  
株ト併セテ一株トナルベキ端株券ヲ会社ニ提  
出シタル時ニ株主トナル

端株券ヲ有スル者ハ併セテ一株トナルベキ端  
株券ヲ提出シタル時ニ株主トナル

第二百三十七条ノ二 六月前ヨリ引継ギ発行済  
株式ノ総数ノ百分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有ス  
ル株主ハ總会招集ノ手続及ノ方法ヲ  
調査セシムル為總会ニ先チ検査役ノ選任ヲ裁  
判所ニ請求スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スル  
コトヲ要ス

裁判所ハ前項ノ報告アリタル場合ニ於テ必要  
アリト認ムルトキハ取締役ラント株主總会ヲ  
招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第百  
八十二条第二項及第百八十四条第二項ノ規定  
ヲ準用ス

第二百三十七条ノ三 取締役及監査役ハ總会ニ  
於テ株主ニ求メタル事項ニ付説明ヲ為スコト  
得

一 招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令若ハ定  
款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキ

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百六十三条第一項ノ規定ハ前項ニ掲タル  
書類ニ之ヲ準用ス

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百四十四条に次の二項を加える。

株主ハ當業時間内何時ニテモ前項ノ書面ノ閱  
覽又ハ瞻写ヲ求ムルコトヲ得

第二百三十九条第五項を削り、同条に次の二  
項を加える。

前項ノ日ヨリ六週間に前ニ書面ヲ以テ一定ノ事項ヲ  
總会ニ會議ノ目的ト為スベキコトヲ請求スル  
コトヲ得但シ其ノ事項ガ總会ノ決議スベキモ  
ノニ非ザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ株主ハ取締役ニ對シ会日ヨリ六週間に  
ニ書面ヲ以テ會議ノ目的タル事項ニ付其ノ株  
主ノ提出スベキ議案ノ要領ヲ前項ニ定ムル通  
知及公告ニ記載スルコトヲ得但シ其ノ議案ガ  
コトヲ得但シ其ノ事項ガ總会ノ決議スベキモ  
ノニ非ザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百三十九条第五項を削り、同条に次の二  
項を加える。

前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百三十七条ノ二 六月前ヨリ引継ギ発行済  
株式ノ総数ノ百分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有ス  
ル株主ハ總会招集ノ手續及ノ方法ヲ  
調査セシムル為總会ニ先チ検査役ノ選任ヲ裁  
判所ニ請求スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スル  
コトヲ要ス

裁判所ハ前項ノ報告アリタル場合ニ於テ必要  
アリト認ムルトキハ取締役ラント株主總会ヲ  
招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第百  
八十二条第二項及第百八十四条第二項ノ規定  
ヲ準用ス

第二百三十七条ノ三 取締役及監査役ハ總会ニ  
於テ株主ニ求メタル事項ニ付説明ヲ為スコト  
得

一 招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令若ハ定  
款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキ

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百六十三条第一項ノ規定ハ前項ニ掲タル  
書類ニ之ヲ準用ス

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百四十四条に次の二項を加える。

株主ハ當業時間内何時ニテモ前項ノ書面ノ閱  
覽又ハ瞻写ヲ求ムルコトヲ得

第二百三十九条第五項を削り、同条に次の二  
項を加える。

前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百三十七条ノ二 六月前ヨリ引継ギ発行済  
株式ノ総数ノ百分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有ス  
ル株主ハ總会招集ノ手續及ノ方法ヲ  
調査セシムル為總会ニ先チ検査役ノ選任ヲ裁  
判所ニ請求スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スル  
コトヲ要ス

裁判所ハ前項ノ報告アリタル場合ニ於テ必要  
アリト認ムルトキハ取締役ラント株主總会ヲ  
招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第百  
八十二条第二項及第百八十四条第二項ノ規定  
ヲ準用ス

第二百三十七条ノ三 取締役及監査役ハ總会ニ  
於テ株主ニ求メタル事項ニ付説明ヲ為スコト  
得

一 招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令若ハ定  
款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキ

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百六十三条第一項ノ規定ハ前項ニ掲タル  
書類ニ之ヲ準用ス

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百四十四条に次の二項を加える。

株主ハ當業時間内何時ニテモ前項ノ書面ノ閱  
覽又ハ瞻写ヲ求ムルコトヲ得

第二百三十九条第五項を削り、同条に次の二  
項を加える。

前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百三十七条ノ二 六月前ヨリ引継ギ発行済  
株式ノ総数ノ百分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有ス  
ル株主ハ總会招集ノ手續及ノ方法ヲ  
調査セシムル為總会ニ先チ検査役ノ選任ヲ裁  
判所ニ請求スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スル  
コトヲ要ス

裁判所ハ前項ノ報告アリタル場合ニ於テ必要  
アリト認ムルトキハ取締役ラント株主總会ヲ  
招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第百  
八十二条第二項及第百八十四条第二項ノ規定  
ヲ準用ス

第二百三十七条ノ三 取締役及監査役ハ總会ニ  
於テ株主ニ求メタル事項ニ付説明ヲ為スコト  
得

一 招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令若ハ定  
款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキ

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百六十三条第一項ノ規定ハ前項ニ掲タル  
書類ニ之ヲ準用ス

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百四十四条に次の二項を加える。

株主ハ當業時間内何時ニテモ前項ノ書面ノ閱  
覽又ハ瞻写ヲ求ムルコトヲ得

第二百三十九条第五項を削り、同条に次の二  
項を加える。

前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百三十七条ノ二 六月前ヨリ引継ギ発行済  
株式ノ総数ノ百分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有ス  
ル株主ハ總会招集ノ手續及ノ方法ヲ  
調査セシムル為總会ニ先チ検査役ノ選任ヲ裁  
判所ニ請求スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スル  
コトヲ要ス

裁判所ハ前項ノ報告アリタル場合ニ於テ必要  
アリト認ムルトキハ取締役ラント株主總会ヲ  
招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第百  
八十二条第二項及第百八十四条第二項ノ規定  
ヲ準用ス

第二百三十七条ノ三 取締役及監査役ハ總会ニ  
於テ株主ニ求メタル事項ニ付説明ヲ為スコト  
得

一 招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令若ハ定  
款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキ

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百六十三条第一項ノ規定ハ前項ニ掲タル  
書類ニ之ヲ準用ス

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百四十四条に次の二項を加える。

株主ハ當業時間内何時ニテモ前項ノ書面ノ閱  
覽又ハ瞻写ヲ求ムルコトヲ得

第二百三十九条第五項を削り、同条に次の二  
項を加える。

前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百三十七条ノ二 六月前ヨリ引継ギ発行済  
株式ノ総数ノ百分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有ス  
ル株主ハ總会招集ノ手續及ノ方法ヲ  
調査セシムル為總会ニ先チ検査役ノ選任ヲ裁  
判所ニ請求スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スル  
コトヲ要ス

裁判所ハ前項ノ報告アリタル場合ニ於テ必要  
アリト認ムルトキハ取締役ラント株主總会ヲ  
招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第百  
八十二条第二項及第百八十四条第二項ノ規定  
ヲ準用ス

第二百三十七条ノ三 取締役及監査役ハ總会ニ  
於テ株主ニ求メタル事項ニ付説明ヲ為スコト  
得

一 招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令若ハ定  
款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキ

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百六十三条第一項ノ規定ハ前項ニ掲タル  
書類ニ之ヲ準用ス

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百四十四条に次の二項を加える。

株主ハ當業時間内何時ニテモ前項ノ書面ノ閱  
覽又ハ瞻写ヲ求ムルコトヲ得

第二百三十九条第五項を削り、同条に次の二  
項を加える。

前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百三十七条ノ二 六月前ヨリ引継ギ発行済  
株式ノ総数ノ百分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有ス  
ル株主ハ總会招集ノ手續及ノ方法ヲ  
調査セシムル為總会ニ先チ検査役ノ選任ヲ裁  
判所ニ請求スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スル  
コトヲ要ス

裁判所ハ前項ノ報告アリタル場合ニ於テ必要  
アリト認ムルトキハ取締役ラント株主總会ヲ  
招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第百  
八十二条第二項及第百八十四条第二項ノ規定  
ヲ準用ス

第二百三十七条ノ三 取締役及監査役ハ總会ニ  
於テ株主ニ求メタル事項ニ付説明ヲ為スコト  
得

一 招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令若ハ定  
款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキ

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百六十三条第一項ノ規定ハ前項ニ掲タル  
書類ニ之ヲ準用ス

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百四十四条に次の二項を加える。

株主ハ當業時間内何時ニテモ前項ノ書面ノ閱  
覽又ハ瞻写ヲ求ムルコトヲ得

第二百三十九条第五項を削り、同条に次の二  
項を加える。

前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百三十七条ノ二 六月前ヨリ引継ギ発行済  
株式ノ総数ノ百分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有ス  
ル株主ハ總会招集ノ手續及ノ方法ヲ  
調査セシムル為總会ニ先チ検査役ノ選任ヲ裁  
判所ニ請求スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スル  
コトヲ要ス

裁判所ハ前項ノ報告アリタル場合ニ於テ必要  
アリト認ムルトキハ取締役ラント株主總会ヲ  
招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第百  
八十二条第二項及第百八十四条第二項ノ規定  
ヲ準用ス

第二百三十七条ノ三 取締役及監査役ハ總会ニ  
於テ株主ニ求メタル事項ニ付説明ヲ為スコト  
得

一 招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令若ハ定  
款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキ

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百六十三条第一項ノ規定ハ前項ニ掲タル  
書類ニ之ヲ準用ス

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百四十四条に次の二項を加える。

株主ハ當業時間内何時ニテモ前項ノ書面ノ閱  
覽又ハ瞻写ヲ求ムルコトヲ得

第二百三十九条第五項を削り、同条に次の二  
項を加える。

前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百三十七条ノ二 六月前ヨリ引継ギ発行済  
株式ノ総数ノ百分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有ス  
ル株主ハ總会招集ノ手續及ノ方法ヲ  
調査セシムル為總会ニ先チ検査役ノ選任ヲ裁  
判所ニ請求スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スル  
コトヲ要ス

裁判所ハ前項ノ報告アリタル場合ニ於テ必要  
アリト認ムルトキハ取締役ラント株主總会ヲ  
招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第百  
八十二条第二項及第百八十四条第二項ノ規定  
ヲ準用ス

第二百三十七条ノ三 取締役及監査役ハ總会ニ  
於テ株主ニ求メタル事項ニ付説明ヲ為スコト  
得

一 招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令若ハ定  
款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキ

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百六十三条第一項ノ規定ハ前項ニ掲タル  
書類ニ之ヲ準用ス

第二百四十七条第一項を次のように改める。  
左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ  
ノ賸本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス  
訴ヲ以テ總会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ  
要ス

第二百四十四条に次の二項を加える。

株主ハ當業時間内何時ニテモ前項ノ書面ノ閱  
覽又ハ瞻写ヲ求ムルコトヲ得

第二百三十九条第五項を削り、同条に次の二  
項を加える。

前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百三十七条ノ二 六月前ヨリ引継ギ発行済  
株式ノ総数ノ百分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有ス  
ル株主ハ總会招集ノ手續及ノ方法ヲ  
調査セシムル為總会ニ先チ検査役ノ選任ヲ裁  
判所ニ請求スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スル  
コトヲ要ス

裁判所ハ前項ノ報告アリタル場合ニ於テ必要  
アリト認ムルトキハ取締役ラント株主總会ヲ  
招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第百  
八十二条第二項及第百八十四条第二項ノ規定  
ヲ準用ス

第二百三十七条ノ三 取締役及監査役ハ總

一 決議ノ内容ガ定款ニ違反スルトキ

三 決議ニ付特別ノ利害関係ヲ有スル株主ガ

議決權ヲ行使シタルコトニ因リテ著シク不

当ナル決議ガ為サレタルトキ

第二百五十一条を次のように改める。

第二百五十一条 決議取消ノ訴ノ提起アリタル

場合ニ於テ招集ノ手続又ハ決議ノ方法ガ法令

又ハ定款ニ違反スルトキト雖モ裁判所ハ其ノ

違反スル事實ガ重大ナラズ且決議ニ影響ヲ及

ボザザルモノト認ムルトキハ請求ヲ棄却スル

コトヲ得

第二百五十二条中「規定ハ」の下に「総会ノ決

議ノ存セザルコトノ確認ヲ請求スル訴及」を加

え、「又ハ定款」を削る。

第二百五十三条を次のように改める。

第二百五十三条 削除

第二百五十四条ノ二を第二百五十四条ノ三と

し、第二百五十四条の次に次の二条を加える。

第二百五十四条ノ二 左ノ者ハ取締役タルコト

ヲ得ズ

二 破産ノ宣告ヲ受ケ復権セザル者

一 禁治産者又ハ準禁治産者

第二百五十四条ノ二 左ノ者ハ取締役タルコト

ヲ得ズ

三 本法、株式会社の監査等に関する商法の

特例に関する法律又ハ有限会社法ニ定ムル

罪ニ因リ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リタル

日又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日

ヨリ二年ヲ経過セザル者

四 前号ニ定ムル罪以外ノ罪ニ因リ禁錮以上

ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終ル迄又ハ其ノ

執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者但シ刑

ノ執行猶予中ノ者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百五十九条に次の二項を加える。

前項但書ニ規定スル場合ニ於テハ同項但書ノ

取締役以外ノ取締役ハ會議ノ目的タル事項ヲ

記載シタル書面ヲ提出シテ取締役会ノ招集ヲ

請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ニ於テ五日内ニ其ノ

請求ノ日ヨリ二週間に内ノ日ヲ会日トスル取締

役会ノ招集ノ通知ガ発セラレザルトキハ其ノ

請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ニ於テ五日内ニ其ノ

請求ノ日ヨリ二週間に内ノ日ヲ会日トスル取締

役会ノ招集ノ通知ガ発セラレザルトキハ其ノ

請求スルコトヲ得

請求ヲ為シタル取締役会ハ取締役会ノ招集ヲ

為スコトヲ得

第二百六十条を次のように改める。

第二百六十条 取締役会ハ会社ノ業務執行ヲ決

シ取締役ノ職務ノ執行ヲ監督ス

取締役会ハ左ノ事項其ノ他ノ重要ナル業務執

行ニ付テハ取締役ニ決セシムルコトヲ得ズ

一 重要な財産ノ処分及譲受

二 多額ノ借財

三 支配人其ノ他ノ重要なナル使用人ノ選任及

解任

四 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

五 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

六 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

七 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

八 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

九 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

十 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

十一 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

十二 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

十三 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

十四 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

十五 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

十六 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

十七 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

十八 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

十九 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

二十 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

二十一 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

二十二 支店其ノ他ノ重要なナル組織ノ設置、変更

及廃止

ルトキ亦同ジ

閲覧又ハ謄写ニ因リ会社又ハ其ノ親会社若ハ

子会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アルトキハ裁

判所前項ノ許可ヲ為スコトヲ得ズ

会ノ議事録」を削り、「株主名簿及」を「株主名

簿、端株原簿及」に、「又ハ其ノ複本」を「若ハ其

ノ複本又ハ端株原簿」に改め、同条に次の二項

を加える。

第二百六十三条第一項中「並ニ総会及取締役

会ノ議事録」を削り、「株主名簿及」を「株主名

簿、端株原簿及」に、「又ハ其ノ複本」を「若ハ其

ノ複本又ハ端株原簿」に改め、同条に次の二項

を加える。

第二百六十四条第一項中「株主総会」を「取締

役会」に、「認許」を「承認」に改め、同条第二項

ノ開闢又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ取引ヲ為シタル取締役ハ退席ナク其ノ

役会」に改める。

の次に次の二項を加える。

取締役ガ株式申込証、新株引受権証書、社債

申込証、目論見書若ハ第二百八十二条第一項

ノ書類ニ記載スベキ重要ナル事項ニ付虚偽ノ

記載ヲ為シ又ハ虚偽ノ登記若ハ公告ヲ為シタルトキ亦前項ニ同ジ但シ取締役ガ其ノ記載、

登記又ハ公告ヲ為スニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百七十四条第一項中「取締役」の下に「及

取引ニ付重要なナル事項ヲ取締役会ニ報告スルコトヲ要ス

支配人其ノ他ノ使用人」を加える。

第二百七十四条ノ三第一項を次のように改め

る。

前項ノ取引ヲ為シタル取締役ハ退席ナク其ノ

役会」に改める。

シテ取引ヲ為シタルトキハ其ノ取引ニ付因リ取

締役又ハ第三者ガ得タル利益ノ額ハ第一項ノ

会社ノ蒙リタル損害額ノ推定ス但シ同条第三

項ニ定ムル権利ヲ行使シタルトキハ此ノ限ニ

在ラズ

第二百六十六条第一項後段を削り、同条

第一項中「前項」を「前二項」に改め、同条第二項

ノ定メザリシトキハ株主総会ノ決議ヲ以テ之

ヲ定ム

監査役數人アル場合ニ於テ各監査役ノ報酬ノ

キ報酬ノ額ニ付定款ノ定又ハ給会ノ決議ナキ

トキハ其ノ額ハ前項ノ報酬ノ範囲内ニ於テ監

査役ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム

監査役數人アル場合ニ於テ各監査役ノ報酬ニ付

キ報酬ノ額ニ付定款ノ定又ハ給会ノ決議ナキ

トキハ其ノ額ハ前項ノ報酬ノ範囲内ニ於テ監

査役ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百七十五条ノ三ノ規定ハ第一項ノ報酬ニ

之ヲ準用ス

第二百七十五条の次に次の一条を加える。

第二百七十五条ノ三ノ規定ハ第一項ノ報酬ニ

之ヲ準用ス

査役ガ職務ノ執行ニ付費用ノ支出ヲ為シタル場合ニ於テ其ノ費用及支出ノ日以後ニ於ケル其ノ利息ノ償還ヲ請求シタルトキ又ハ債務ヲ自己ニ代ハ負担シタル場合ニ於テ其ノ債務ヲ自己ニ代ハリテ争音スベキコト、若ン其ノ債務ガ争音期

〔及端株券〕を加える。  
第二百八十九条ノ十七第一項中「株券」の下に  
「役会ノ承認ヲ受クル」に改め、同項第四号を次  
のよう改める。

項ノ」を「第二百八十二条第一項各号ニ掲タル」に改め、「第二百八十二条ノ三第一項ノ」を削り、同条第三項中「貸借対照表」の下に「又ハ其ノ要旨」を加える。

会社へ前項ノ競売ニ代へ取引所ノ相場アル地式ハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ競売シ取引所ノ相場ナキ株式ハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ競売スルコトヲ得

ニ在ラザルトキハ相当ノ担保ヲ供スベキコトジ  
ヲ請求シタルトキ亦同ジ

四 利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案  
第二百八十一條ノ二ニ次の一項を加える。  
取締役へ前項ノ書類ヲ提出シタル日ヨリ三週間内ニ而第一頁ニ付箋月替ノ監査費ニ是

**第二百八十四条** 削除

端株券ヲ發行シタル場合ニ於テ第一項ノ決算アリタルトキハ取締役ハ逕署ナク同項ノ決算ノ内容ヲ公告スルコトヲ要ス但シ端株券ヲ有する者ニ对于其利益ノ記載ヲ為スベキ旨ノ

第一百五十四項ノ二」を加え、「第一二百六十六条第五項」に、「第二百四項」を「第二百六十六条第五項」に、「第二百六十六条ノ三」を「第二百六十六条ノ三第一項」に、「及第一二百六十七条乃至」を「、第二百六十七条乃至」に改め、同条七条乃至第二百六十八条ノ三及に次の一項を加える。

間内ニ前条第一項ハ附属用紙書ニ開首行ニ抗出スルコトヲ要ス  
第二百八十一條ノ三第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項第五号から第七号までを次のように改める。

株式ノ発行価額ノ二分ノ一ヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得但シ額面株式ニ付テハ券面額、会社の設立ニ際シテ発行スル無額面株式ニ付テハ五万円ヲ超ユル部分ニ限ル  
第二百八十四条ノ第二項の次に次の一項を

款ノ定ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ  
第二百九十三条ノ三第二項中「前項ノ場合  
於テハ」の下に「会社ハ取締役会ノ決議ニ依リ」  
を加エ、同項後段を次のように改める。  
此ノ場合ニ於テ最終ノ貸借対照表ニ依リテ

第二百六十六条ノ三第一項ノ規定ハ監査役ガ監査報告書ニ記載スベキ重要ナル事項ニ付虚偽ノ記載ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス  
第二百八十条ノ二第一項第四号中「無額面株式」を「新株」に改める。

ル会計方針ノ変更ガ相当ナルヤ否ヤ及其ノ理由

第二百八十九条ノ九ノ二第一項ノ規定ニ依リ株主ヲ募集シタル株式ニ付テハ其ノ発行額中二百八十九条ノ二第一項第九号ノ金額ヲ超ニル額ハ之ヲ資本ニ組入ルコトヲ得ズ

社ニ現有スル資本額ヲ発行済株式ノ総数  
新ニ発行スル株式ノ數ヲ加ヘタル數ヲ以テ  
シタル額ハ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ

第二百八十条ノ四第一項中「一株」の下に「ノ  
百分ノ一」を加える。

ガ法令及定款ニ適合スルヤ否ヤ  
第二百八十二条ノ三第二項第九号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

第二百八十七条ノ二を次のように改める。

「同条第六項」を「同条第七項及第八項本文」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。  
前項の場合ニ於テハ株主ハ同項ノ決議ノ時  
リ新株ニ付株主トナル

会社ガ端端株券ヲ發行シタル場合ニ於テ端端  
券ヲ所持スル者ニ対シ新株ノ引受權ヲ与フル  
旨ノ定款ノ定アルトキ亦同ジ  
第二百八十九条ノ第一項中「会社」の下に  
又ハ額面株式ノ發行ニ際シ其ノ發行価額中券  
面額ヲ超エテ資本ニ組入レタルモノアル会社  
を、「準備金ノ額」の下に「又ハ券面額ヲ超ユル  
部分ノ組入額ノ總額」を加え、同項に後段と  
て次のように加える。

八利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案  
ガ会社財産ノ状況其ノ他ノ事情ニ照シ著シ  
ク不当ナルトキハ其ノ旨  
九 第二百八十二条第一項ノ附属明細書ニ記  
載スベキ事項ノ記載ナク又ハ不実ノ記載若  
ハ会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若ル  
營業報告書ノ記載ト合致セザル記載アルト  
キハ其ノ旨  
第二百八十二条ノ四を削る。

对照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得  
第二百八十八条ノ二第一項第一号を次のように改める。  
一 株式ノ発行額額中資本ニ組入レザル額  
第二百八十八条ノ二第一項第二号及び第三号  
を次のように改める。  
二及三 削除

此ノ場合ニ於テ最終ノ貸借対照表ニ依リサ  
社ニ現存スル純資産額ニ払込ヲ為サシムル金  
額ノ總額ヲ加ヘタル額ヲ發行済株式ノ總數ニ  
新株ノ數ヲ加ヘタル數ヲ以テ除シタル額ハ五  
万円ヲ下ルコトヲ得ズ

第二百八十条ノ九ノ「第四項中「第二百二条  
第三項」を「第二百二条第一項」に改める。」

「二百八十二条第一項中「一週間」を「二週間」に、「本店」を「五年間本店ニ、其ノ賛本ヲ二年間支店」に改める。

総会ノ決議に改め、同条第三項ただし書を次のように改める。  
但シ第二百三十条ノ一第一項ノ規定ニ依リ  
端株原簿ニ記載スベキ端株ノ部分ニ付テハ此  
ノ限ニ在ラズ  
第二百九十三条ノ二第三項の次に次の一項を  
加える。



社債及新株引受権附社債ノ引受権ヲ有スル者  
ガ次条第二項ノ規定ニ依リ其ノ権利ヲ失ヒタ  
ル新株引受権附社債ニ付テハ之ヲ適用セズ  
第三百四十二条ノ十一 株主ガ新株引受権附社  
債ノ引受権ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ對  
シ其ノ者ガ引受権ヲ有スル新株引受権附社債  
ノ額、発行価額、新株ノ引受権ノ内容、新株  
ノ引受権ヲ行使シ得ベキ期間及一定ノ期日迄  
ニ新株引受権附社債ノ申込ヲ為サザルトキハ  
其ノ権利ヲ失フベキ旨並ニ第三百四十二条ノ  
八第二項第五号又ハ第六号ニ掲タル事項ノ定  
アルトキハ其ノ内容ヲ通知スルコトヲ要ス  
第二百八十条ノ五第二項乃至第四項ノ規定ハ  
前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十二条ノ十二 新株引受権附社債ニ付  
テハ社債申込証、債券及社債原簿ニ左ノ事項  
ヲ記載スルコトヲ要ス但シ次条第一項ノ新株  
引受権証券ヲ發行スルトキハ債券ニハ之ヲ記  
載スルコトヲ要セズ

一 新株引受権附社債ナルコト  
二 新株ノ引受権行使ニ因リテ發行スペキ

三 各新株引受権附社債ニ付払込ミタル金額  
四 各新株引受権附社債ニ付払込ミタル金額

五 第三百四十二条ノ八第二項第一号乃至第三  
三号ニ掲タル事項

第三百四十二条ノ四第一項、第三項及第四項  
ノ規定ハ新株引受権附社債ノ登記ニ之ヲ準用

第三百四十二条ノ十六 新株ノ引受権ヲ行使ス  
ル者ハ請求書ヲ会社ニ提出シ且新株ノ發行価  
額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス請求書ヲ提  
出スル場合ニ於テ新株引受権証券ヲ發行シタ  
ルトキハ新株引受権証券ヲ添附シ之ヲ發行  
セザリントキハ債券ヲ呈示スルコトヲ要ス

前項ノ払込ハ債券又ハ新株引受権証券ニ記載  
シタル銀行又ハ信託会社ノ払込ノ取扱ノ場所  
ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

四 第三百四十二条ノ十六ノ払込ヲ取扱フベ  
キ銀行又ハ信託会社及ノ取扱ノ場所

二 第三百四十二条ノ八第二項第一号、第三  
号、第五号及第六号ニ掲タル事項

三 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル  
旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四 第三百四十二条ノ八第  
二項第五号ニ掲タル事項ノ定アル場合ニ於テ  
ハ会社ハ債券ト共ニ新株引受権証券ヲ發行ス  
ルコトヲ要ス

新株引受権証券ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ  
取締役之署名スルコトヲ要ス

一 新株引受権証券ナル旨ノ表示  
二 会社ノ商号

三 第三百四十二条ノ八第二項第一号、第三  
号及第六号ニ掲タル事項

四 前条第三号及第四号ニ掲タル事項

第三百四十二条ノ十四 新株引受権証券ノ発行  
アリタル場合ニ於テハ新株ノ引受権ヲ譲渡ス

次の一号を加える。

十七ノ二 正當ノ事由ナクシテ株主総会又ハ

創立総会ニ於テ株主又ハ株式引受人ノ求メ

タル事項ニ付説明ヲ為サザルトキ

若ハ其ノ復本」の下に「端株原簿」を加え、「準

備金及利益若ハ利息ノ配当ニ関スル議案」を「利

益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案」に改め、

同項第二十号中「第二百六十三条第一項」を「第

二百三十九条第六項、第二百四十四条第三項、第二

百六十条ノ四第三項、第二百六十三条第一

項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十一ノ二 第二百六十四条第二項、第二百六

十五条第三項又ハ第四百三十条第二項ノ規

定ニ違反シテ取締役会又ハ清算人会ニ報告

セズ又ハ不実ノ報告ヲ為シタルトキ

第四百九十八条第二項中「妨ガタルトキ」の下

に「若ハ第二百十一条ノ二第一項若ハ第二項ノ

規定ニ違反シテ株式ヲ取得シ若ハ株式ノ処分ヲ

為スコトヲ怠リタルトキ」を加える。

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する議案)

第一条 株式会社の監査等に関する商法の特例に

関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一

部を次のように改正する。

第一条中「五億円以上」の下に「又は負債の合

計金額が二百億円以上」を加える。

第二章の章名中「五億円以上」の下に「又は負

債の合計金額が二百億円以上」を加える。

第一条及び第三条を次のように改める。

(会計監査人の監査)

第一条 次の各号の一に該当する株式会社(以

下この章において「会社」という)は、商法第

二百八十二条第一項の書類(同項第三号に掲

げる書類及びその附属明細書については、会

計に関する部分に限る)について、監査役の

監査のほか、会計監査人の監査を受けなければ

ならない。

一 資本の額が五億円以上であること。

二 最終の貸借対照表の負債の部に計上した

金額の合計額が一百億円以上であること。

(会計監査人の選任)

第三条 会計監査人は、株主総会において選任

する。

2 取締役は、会計監査人の選任に関する議案

を株主総会に提出するには、監査役の過半数

の同意を得なければならない。

3 監査役は、その過半数の同意をもつて、取

締役に対し、会計監査人の選任を株主総会の

会議の目的とする請求を請求することができる。

4 会計監査人の選任に関する議案の提出に

ついても 同様とする。

5 会社の設立の場合においては、会計監査人

は、発起人が会社の設立に際して発行する株

式の総数を引き受けたときは、発起人が、その

他のときは創立総会における選任する。

6 商法第百七十条第二項の規定は、前項の規

定により発起人が会計監査人を選任する場合

について準用する。

7 第四条第二項第一号を次のように改める。

一 公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三

号)第二十四条又は第三十四条の十一の規

定により、会社の第一条の書類について監

査をすることができない者

8 第四条第二項第三号中「第一号又は」を削り、

目次中「五億円以上」の下に「又は負債の合

計金額が二百億円以上」を加える。

9 第二章の章名中「五億円以上」の下に「又は負

債の合計金額が二百億円以上」を加える。

10 第二条及び第三条を次のように改める。

11 第二条 次の各号の一に該

第五条(見出しを含む。)中「行なう」を「行う」に改め、同条に後段として次のように加える。  
この場合においては、前条第二項第一号に掲げる者を指名することができない。

第五条(見出しを含む。)中「行なう」を「行う」に改め、同条に後段として次のように加える。

第六条第一項「監査役の過半数の同意を得て、取締役会」を「何時でも、株主総会」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定により解任された会計監査人は、その解任について正当な理由がある場合を除き、会社に對しこれによつて生じた損害の賠償を請求することができる。

3 第三条第二項及び第三項前段の規定は、会計監査人の解任を株主総会の会議の目的とする場合について準用する。

4 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があつたとき。

4 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

一 会計監査人の解任を株主総会の会議の目的とする場合について準用する。

2 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

一 会計監査人の解任を株主総会の会議の目的とする場合について準用する。

2 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

3 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

4 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

5 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

6 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

7 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

8 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

9 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

10 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

11 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

12 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

13 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

14 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

15 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

16 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

17 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

18 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

19 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

20 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

21 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

22 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

23 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

24 第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役の全員の同意をもつて解任することができる。

ればならない。

3 第一項の規定により解任された会計監査人

は、前項の株主総会に出席して意見を述べる

ことができる。

(会計監査人の欠けた場合等の処置)

第六条の四 会計監査人が欠けた場合又は定款

席して意見を述べることができる。

(会計監査人の選任等についての意見陳述)

第六条の三 会計監査人は、会計監査人の選

任、不再任又は解任について、株主総会に出

席して意見を述べることができる。

(会計監査人の解任等についての意見陳述)

第六条の二 会計監査人の任期は、就任後一年

以内の最終の決算期に関する定時総会の終結

の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時総会において別

段の決議がされなかつたときは、その総会に

おいて再任されたものとみなす。

3 第三条第二項及び第三項前段の規定は、会

計監査人を再任しないことを株主総会の会議

の目的とする場合について準用する。

4 第六条第一項「監査役の過半数の同意を得て、取締役会」を「何時でも、株主総会」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 第四条、第五条及び第六条の二の規定は、

前項の職務を行つべき者について準用する。

第七条第一項「取締役」の下に「及び支配人

その他の使用人」を加え、同条第二項及び第三

項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中

「二百七十四条ノ三第二項及び第四項」を「第

二百七十四条ノ三第二項及び第三項」に改め、

同条第五項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に、又は第二百七十四条ノ三第二項及び第四項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第六項及び第七項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第七項及び第八項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第八項及び第九項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第九項及び第十項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第十項及び第十一項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第十一項及び第十二項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第十二項及び第十三項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第十三項及び第十四項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第十四項及び第十五項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第十五項及び第十六項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第十六項及び第十七項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第十七項及び第十八項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第十八項及び第十九項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第十九項及び第二十項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第二十項及び第二十一項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第二十一項及び第二十二項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第二十二項及び第二十三項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第二十三項及び第二十四項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第二十四項及び第二十五項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第二十五項及び第二十六項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第二十六項及び第二十七項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第二十七項及び第二十八項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第二十八項及び第二十九項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第二十九項及び第三十項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第三十項及び第三十一項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第三十一項及び第三十二項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第三十二項及び第三十三項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第三十三項及び第三十四項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第三十四項及び第三十五項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第三十五項及び第三十六項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第三十六項及び第三十七項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第三十七項及び第三十八項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第三十八項及び第三十九項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第三十九項及び第四十項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第四十項及び第四十一項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第四十一項及び第四十二項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第四十二項及び第四十三項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第四十三項及び第四十四項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第四十四項及び第四十五項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第四十五項及び第四十六項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第四十六項及び第四十七項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第四十七項及び第四十八項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第四十八項及び第四十九項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第四十九項及び第五十項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第五十項及び第五十一項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第五十一項及び第五十二項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第五十二項及び第五十三項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第五十三項及び第五十四項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第五十四項及び第五十五項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第五十五項及び第五十六項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第五十六項及び第五十七項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第五十七項及び第五十八項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第五十八項及び第五十九項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第五十九項及び第六十項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第六十項及び第六十一項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第六十一項及び第六十二項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第六十二項及び第六十三項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第六十三項及び第六十四項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第六十四項及び第六十五項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第六十五項及び第六十六項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第六十六項及び第六十七項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第六十七項及び第六十八項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第六十八項及び第六十九項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第六十九項及び第七十項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第七十項及び第七十一項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第七十一項及び第七十二項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第七十二項及び第七十三項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第七十三項及び第七十四項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第七十四項及び第七十五項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第七十五項及び第七十六項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第七十六項及び第七十七項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第七十七項及び第七十八項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第七十八項及び第七十九項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第七十九項及び第八十項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第八十項及び第八十一項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第八十一項及び第八十二項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第八十二項及び第八十三項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第八十三項及び第八十四項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第八十四項及び第八十五項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第八十五項及び第八十六項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第八十六項及び第八十七項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第八十七項及び第八十八項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第八十八項及び第八十九項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第八十九項及び第九十項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第九十項及び第九十一項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第九十一項及び第九十二項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第九十二項及び第九十三項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第九十三項及び第九十四項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第九十四項及び第九十五項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第九十五項及び第九十六項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第九十六項及び第九十七項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第九十七項及び第九十八項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第九十八項及び第九十九項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第九十九項及び第一百項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第一百項及び第一百一項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第一百一項及び第一百二項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第一百二項及び第一百三項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第一百三項及び第一百四項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第一百四項及び第一百五項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第一百五項及び第一百六項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第一百六項及び第一百七項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第一百七項及び第一百八項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第一百八項及び第一百九項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第一百九項及び第一百十項中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条第一百十項及び第一百十一項中「行なうにあ

週間以内に、その附属明細書を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

第十三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の監査報告書には、商法第二百八十二条ノ三第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項（同項第六号及び第十三条に次の一項を加える）。

4 第一項の監査報告書の記載方法は、法務省令で定める。

第十四条第一項第三号を次のように改める。

3 商法第二百八十二条ノ三第二項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項（同項第六号及び第九号に掲げる事項について、会計に関する部分に限る）を記載しなければならない。

第十三条に次の一項を加える。

（会計監査報告書の記載方法は、法務省令で定める。）

第十四条に次の一項を加える。

3 前条第四項の規定は、第一項の監査報告書について準用する。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

（監査役の選任等）

第十五条に次の一項を加える。

（監査役の選任等）

第十五条に次の一項を加える。

（監査役の選任等）

第十五条及び第十六条を次のように改める。

（監査役の選任等）

第十五条に次の一項を加える。

（監査役の選任等）

第十五条に次の一項を加える。

（監査役の選任等）

出し、その内容について報告しなければならない。

2 取締役は、商法第二百八十三条第一項の承認を得、又は前項後段の報告をしたときは、及び第二号に掲げる書類又はその要旨を公告しなければならない。

3 第十三条第四項の規定は、前項の要旨について準用する。

第十八条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（監査役の員数等）

通知には、議決権の行使について参考となるべき事項として法務省令で定めるものを記載

する規定の下に「並びに同法第二百八十二条第一項の規定」を加える。

第二十六条の前の見出し中「場合」を「場合等」

が第二条に該当することとなつた場合においては最終の貸借対照表に係る決算期における定

権を行使することができる。

2 前項の会社にあつては、株主総会の招集の通知に株主が議決権行使するための書面を添付しなければならない。

3 第二十二条の三「前条の会社にあつては、株主総会に出席しない株主は、書面によつて議決権を行使することができる。

4 前項の会社にあつては、株主総会の招集の通知に株主が議決権行使するための書面を添付しなければならない。

5 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

6 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

7 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

8 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

9 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

10 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

11 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

12 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

13 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

14 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

15 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

16 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

17 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

18 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

19 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

20 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

21 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

22 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

23 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

24 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

25 第二項の書面による議決権の行使は、出席した株主の議決権の数に算入する。

「及び二百七十八条」に改め、「監査役に関する規定」の下に「並びに同法第二百八十二条第一項の規定」を加える。

第二十六条の前の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 監査役は、前項に規定する場合においては同項の定時総会の終結の時に、会社が第二条第二号に該当することとなつた場合においては、その後最初に到来する時総会の終結の時に、退任する。

3 第二十七条に次の一項を加える。

4 第二号に該当するものが同号に該当しなくなつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、同条第二号から第二十五条までの規定は、適用しない。

5 第二十九条第一項中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第二項を削る。

6 第二十九条第一項中「十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「三百万円」を「一百万円」に改める。

7 第二十九条第一項中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第二項を削る。

8 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

9 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

10 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

11 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

12 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

13 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

14 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

15 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

16 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

17 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

18 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

19 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

20 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

21 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

22 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

23 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

24 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

25 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

26 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

27 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

28 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。

29 第三十条第一項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第一項又は第二項中「行なう」を「行う」に、「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二項を削る。



る経過措置)

第四条 この法律の施行の際改正後の商法第二百一一条ノ二(改正後の有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この項

法第二百十一条ノ二に規定する親会社の株式又は持分を有しているときは、その子会社は、相

当の時期に、その株式又は持分の処分をしなければならない。

2 改正後の商法第四百九十八条第一項第十二号及び第二項並びに改正後の有限会社法第八十五

条第一項第七号及び第二項の規定は、前項の規定に違反して株式又は持分の処分をしなかつた場合について準用する。

第五条 この法律の施行前に発行された株券の記載事項に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前に存する株式会社及び附則第三条の株式会社については、適用

従前の例による。

(株に満たない端数に関する経過措置)

第六条 改正後の商法第二百三十一条ノ二第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する株式会社及び附則第三条の株式会社についても、適用

しない。

3 前項の株式会社で次の各号の一に該当するもの(この法律の施行後株式の併合その他の事由により次の各号の一に該当することとなつたものを含む)については、前二項の規定は、適用しない。

一 純額面株式一株の金額が五万円以上である株式会社

二 最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額を発行済株式の総数で除して得た額が五万円以上である株式会社

(株主総会の決議の取消しの訴え等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に株主総会若しくは創

立総会又は社員総会の決議があつた場合においては、その決議の取消し、変更又は不存在若し

くは無効の確認を請求する訴えについては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行の際現在在任する取締

役、監査役及び清算人については、改正後の商

法第二百五十四条ノ二第一号及び第二号(同法第

二百八十条第一項及び第四百三十条第二項並び

に有限会社法第三十二条、第三十四条及び第七

十五条第二項において準用する場合を含む。以

下この項において同じ。)の規定は、この法律

の施行後最初に招集される株主総会の終結の時

までは、適用しない。ただし、この法律の施行

後に改正後の商法第二百五十四条ノ二第一号又

は第二号に該当することとなつたものについて

は、この限りでない。

2 この法律の施行前にした行為について刑に処

せられた者に係る取締役、監査役及び清算人の資格に関しては、この法律の施行後も、なお従

前の例による。

(取締役がする会社の営業の部類に属する取引

に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前に改正前の商法第二百六十四条第一項の規定による株主総会の認許があつた場合においては、その認許に係る取引に

あつた場合においては、その認許に係る取引に

あつた場合は、この法律の施行後も、なお従前の例

による。

(取締役会社間の取引に関する経過措置)

第十条 改正後の商法第二百六十五条第三項の規定は、この法律の施行前にした同条第一項の取引については、適用しない。

(新株の發行等に関する経過措置)

第十一條 この法律の施行前に新株の発行の決議があつた場合においては、その新株の発行に関

しては、この法律の施行後も、なお従前の例によ

る。この法律の施行前に株式の分割に關しても、同様

(決算期に取締役が作成すべき書類等に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に取締役が作成すべき書類及びその決算期に係る計算に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行の際現在在任する取締

役、監査役及び清算人については、改正後の商

法第二百五十四条ノ二第一号及び第二号(同法第

二百八十条第一項及び第四百三十条第二項並び

に有限会社法第三十二条、第三十四条及び第七

十五条第二項において準用する場合を含む。以

下この項において同じ。)の規定は、この法律

の施行後最初に招集される株主総会の終結の時

までは、適用しない。ただし、この法律の施行

後に改正後の商法第二百五十四条ノ二第一号又

は第二号に該当することとなつたものについて

は、この限りでない。

(転換社債の転換の場合の資本に関する経過措置)

第十三条 改正後の商法第二百九十四条ノ二の規定は、この法律の施行前にした行為について

は、適用しない。

(株主権の行使に関する利益の供与の禁止に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に転換社債の発行の決議があつた場合においては、その転換社債の

転換により増加すべき資本に関しては、この法

規律の施行後も、なお従前の例による。

(一単位の株式のみなし併合)

第十五条 附則第六条第一項の株式会社(同条第三項の株式会社を除く。)で次の各号の一に該

当するもの(附則第十八条、第十九条及び第二

十二条において「会社」という。)については、

別に法律で定める日、次条第一項に規定する

一単位の株式を一株に併合する旨の改正後の商

法第二百九十三条ノ三ノ三第一項の決議があつたものとみなす。

十一条において「会社」という。)については、

は、附則第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる権利を行使することができる。

5 改正後の商法第四百九十八条第一項第十六号ノ二の規定は、第三項の規定に違反して同項の定款の定めをすることを会議の目的としなかつた場合について準用する。

(一単位の株式の数)

第十六条 前条第一項第一号の株式会社にあつては定款で定めた場合について準用する。

3 前項の規定により定款で定める一単位の株式の数は、五万円を額面株式一株の金額で除して得た数又は定款で別に定める数を、同項第二号の株式会社にあつては定款で定める数を株式の一単位とする。

2 前項の規定により定款で定める一単位の株式の数は、五万円を額面株式一株の金額で除して得た数又は定款で別に定める数を、同項第二号の株式会社にあつては定款で定める数を株式の一単位とする。

1 前項の規定により定款で定める一単位の株式の数は、五万円を額面株式一株の金額で除して得た数又は定款で別に定める数を、同項第二号の株式会社にあつては定款で定める数を株式の一単位とする。

2 前項の規定により定款で定める一単位の株式の数は、五万円を額面株式一株の金額で除して得た数又は定款で別に定める数を、同項第二号の株式会社にあつては定款で定める数を株式の一単位とする。

くは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三第一項若しくは第二百九十三条ノ二第一項の規定による株式の発行により金銭又は株式を受ける権利
三 新株 転換社債又は新株引受け権付社債の引受け権
四 残余財産の分配を受けける権利
五 無記名式株券を記名式とすることを請求する権利
六 株券の再発行を請求する権利
七 会社は、前項第五号又は第六号に規定する請求を受けた場合を除き、単位未満株式について株券を発行することができない。
八 会社は、単位未満株式の譲渡については、取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。ただし、その取得者が株主名簿に記載がある株主であるときは、この限りでない。
九 商法第二百一十六条第三項及び改正後の商法第四百九十八条第一項第十五号の規定は、第二項の規定に違反して株券を発行した場合について準用する。

(単位未満株式の買取請求)

第十九条 株主は、会社に対し、自己の有する単位未満株式を買い取るべきことを請求することができる。

2 証券取引所に上場されている株式について前項の規定による請求があつたときは、証券取引所(二以上の証券取引所に上場されている場合には、本店の最寄りの証券取引所をいう。次項において同じ。)の開設する市場における請求の日の最終価格(その日に売買取引がないときは、その後最初にされた売買取引の成立価格)に相当する額に請求に係る株式の数を乗じて得た額をもつて売買価格とする。

3 前項に規定する場合においては、株主に対し、証券取引所が定める委託手数料に相当する金額の支払を請求することができる。

4 商法第二百四十八条第一項及び第二項の規定は、証券取引所に上場されていない株式につい

て第一項の規定による請求があつた場合について準用する。
5 前項に規定する場合において、同項において準用する商法第二百四十八条第一項の期間内に同項の規定による決定の請求がないときは、最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額を発行済株式の総数で除した額に基づく株式の数を乗じて得た額をもつて売買価格とする。
6 改正後の商法第二百十条第四号及び商法第二百十一条の規定は第一項の規定による株式の買取りについて、同法第二百四十五条ノ三第五項の規定は第一項の規定による請求に基づく株式の代金の支払(前項第二項の規定により株券が発行されない株式の代金の支払を除く)及び株式の移転について準用する。
7 改正後の商法第四百九十八条第一項第十二号の規定は、前項において準用する商法第二百十一条の規定に違反して株式の処分をしなかつた場合について準用する。
(単位未満株式の発行済株式の総数への不算入等)

第二十条 発行済株式の総数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる株式を有する株主の権利の行使についての規定の適用及び総会の決議については、単位未満株式の合計数は、発行済株式の総数に算入しない。
2 商法第三百四十八条第一項の規定の適用については、単位未満株式のみを有する株主の数は、総株主の数に算入しない。
(提案権の行使に必要な株式の数等)
第二十一条 会社についての改正後の商法第二百三十二条ノ二(同法第四百三十条第一項において準用する場合を含む。)及び第四百九十四条第一項第一号の規定の適用については、これら

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「五万円」とあるのは、「五万円ヲ株式ノ一単位ノ数ヲ以テ除シタル額」とする。
(会計監査人の監査に関する経過措置)
第二十二条 この法律の施行の際現在に在任する会計監査人は、改正後の商法特例法第三条第一項の規定により選任されたものとみなす。
2 前項の会計監査人でこの法律の施行後最初に到来する決算期に関する定期総会の終結の時に在任するものは、その定期総会の終結と同時に退任する。
(監査役の員数等に関する経過措置)
第二十三条 この法律の施行の際現在に存する株式会社で改正後の商法特例法第一号各号の一に該当するものについては、改正後の商法特例法第十八条の規定は、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定期総会の終結の時までには、適用しない。
2 第二十四条 この法律の施行の際現在に存する株式会社で改正後の商法特例法第一号各号の一に該当するものについては、改正後の商法特例法第十八条の規定は、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定期総会の終結の時までには、適用しない。
3 第二十五条 改正後の商法特例法第二十一条の二及び第二十二条の二の規定は、この法律の施行後三月以内の日を会日とする株主総会について

(書面による議決権の行使に関する経過措置)

第一六六条 改正後の商法特例法第二十一条の三の規定は、当分の間、同条第一項の会社で証券引取所に上場している株式を発行しているも

一、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「五万円」とあるのは、「五万円ヲ株式ノ一単位ノ数ヲ以テ除シタル額」とする。

(会計監査人の監査に関する経過措置)

第一二二条 改正前の商法特例法第二章の規定の適用を受けない株式会社が改正後の商法特例法第二条各号の一に該当する場合においては、その後最初に到来する決算期に該当する場合は、改正後の商法特例法第二条から第十七条まで及び第十九条の規定は、適用しない。

(商法中改正法律施行法の一一部改正)

第一二八条 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)の一部を次のよう改正す

る。

一、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これを付して総株主に対し議決権の行使を第三者に代理させることを勧説したときは、適用しない。

二、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

三、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

四、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

五、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

六、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

七、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

八、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

九、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

十、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

十一、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

十二、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

十三、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

十四、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

十五、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

十六、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

十七、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

十八、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

十九、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

二十、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

二十一、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

二十二、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

二十三、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

二十四、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

二十五、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

二十六、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

二十七、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

二十八、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

二十九、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

三十、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

三十一、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

三十二、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

三十三、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

三十四、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

三十五、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

三十六、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

三十七、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

三十八、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

三十九、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

四十、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

四十一、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

四十二、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

四十三、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

四十四、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

四十五、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

四十六、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

四十七、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

四十八、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

四十九、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

五十、スパイ防止法の制定に関する請願(第三九

項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において

の規定の適用については、なほ従前の例によることとによる。

七六号)

第三九二四号 昭和五十六年五月七日受理  
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 長野県飯山市飯山三、〇七一 小

紹介議員 秦 豊君

日本国憲法の精神に照らし、治安維持法等による犠牲者に正当な損害賠償の措置を講ぜられたい。

理由

大正十四年に制定され、昭和三年に最高は死刑に改悪された治安維持法によつて、昭和二十年に廃止されるまでの二十一年間に、民主的革新思想の政党はもとより労働組合、農民組合等の活動家、更には平和主義者、一般文化人、宗教家に至るまで実に数万名が逮捕、投獄された。これらの人々は、社会の進歩を求めたがゆえに、あるいはそれを助けたとして、また、侵略戦争への協力を拒んだということなどで、残酷な拷問、たらい回しの長期拘留、過酷な懲役や予防拘禁等を強制され、家族等も迫害された。そのため、虐殺や獄死、あるいは健康破壊による病死など、悲惨な運命に突き落とされた人々も少なくない。こうしたはかり知らない肉体的、精神的、物質的損害を被つた人々に對しなんの補償も行われないで今日に至っている。

第三九七六号 昭和五十六年五月七日受理

スペイ防止法の制定に関する請願

請願者 千葉県市川市大洲二ノ九ノ三 真

紹介議員 鍋宣忠

國家の独立と安全を保持し、國民の生命と財産を守るために、防衛及び外交機密を保護し、スペイを厳しく処罰する法律を定める必要があるの

た。

理由

現下の世界情勢は、インドシナ、アフガニスタン、中東、ボーランド等緊迫の度を深め、世界の平和は重大な脅威にさらされている。一方、我が国においても、北方領土におけるソ連軍の基地建設、北海道におけるレボボ事件等により、我が国の安全と防衛に対する脅威はますます増大しつつある。こうした脅威に対し、国内では防衛論議が急速に高まり、国民の自衛隊に対する支持率も八割を超えるまでになつた。ところで、我が国がいかに防衛力の増強に努力したとしても、肝心の防衛及び外交機密が外國に漏洩になつていては国防など成り立つはずがないのである。しかし、驚くべきことに、我が国には、米軍の機密を侵す罪（刑法特別法第六条及び日米秘密保護法）はあるものの、國家機密を保護する法律は存在せず、あるのは國家公務員の守秘義務（國家公務員法第百条等）のみである。これに反して諸外国では、共産諸国はもちろんのこと、言論の自由が高度に保障されている自由諸国においても、例外なくスペイを厳しく処罰する法律を定めて、防衛及び外交機密を保護している。このように、スペイ防止法の制定は世界の常識であるとともに、國家存立の前提条件ともいえる。我が国がその独立と安全を保持し、國民の生命と財産を守るために、スペイ天國の汚名をそぐことが緊急の課題である。

八九号)

第四〇二一号 昭和五十六年五月八日受理  
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 静岡県小笠郡菊川町半濟一、二八五ノ一 渡辺裕治外七百二十七名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

理由

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都武藏野市八幡町一ノ四ノ九 渡辺卓治外八百六名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第四〇九八号 昭和五十六年五月九日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 埼玉県大里郡寄居町折原九四 小林要外六百九十八名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第四一〇号 昭和五十六年五月九日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 埼玉県大里郡寄居町折原九四 小林要外六百九十八名

紹介議員 林要外六百九十八名

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第四一一〇号 昭和五十六年五月九日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 埼玉県大里郡寄居町折原九四 小林要外六百九十八名

紹介議員 林要外六百九十八名

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第四一二一〇号 昭和五十六年五月九日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 埼玉県大里郡寄居町折原九四 小林要外六百九十八名

紹介議員 林要外六百九十八名

一二 鈴木敏博外五百名

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第四一三三号 昭和五十六年五月十一日受理  
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 宮城県仙台市片平一ノ四ノ一 一、一〇一 高橋実外二百三十一名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

理由

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 札幌市豊平区月寒東一丁目六丁目木村忠義外七百七八八名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三九二四号と同じである。

第四一八九号 昭和五十六年五月十一日受理

スペイ防止法の制定に関する請願

請願者 茨城県水戸市松が丘二ノ五ノ三三三田寺ビル内スペイ防止法制定促進茨城県民会議内徳江徳

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。

第四一九号 昭和五十六年五月十一日受理

スペイ防止法の制定に関する請願

請願者 茨城県水戸市松が丘二ノ五ノ三三三田寺ビル内スペイ防止法制定促進茨城県民会議内徳江徳

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。

第四二〇号 昭和五十六年五月十一日受理

スペイ防止法の制定に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町一丁目三一號

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。

第四二一〇号 昭和五十六年五月十一日受理

スペイ防止法の制定に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町一丁目三一號

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。

第三九二四号 昭和五十六年五月七日受理  
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 長野県飯山市飯山三、〇七一 小

紹介議員 秦 豊君

日本国憲法の精神に照らし、治安維持法等による犠牲者に正当な損害賠償の措置を講ぜられたい。

理由

大正十四年に制定され、昭和三年に最高は死刑に改悪された治安維持法によつて、昭和二十年に廃止されるまでの二十一年間に、民主的革新思想の政党はもとより労働組合、農民組合等の活動家、更には平和主義者、一般文化人、宗教家に至るまで実に数万名が逮捕、投獄された。これらの人々は、社会の進歩を求めたがゆえに、あるいはそれを助けたとして、また、侵略戦争への協力を拒んだということなどで、残酷な拷問、たらい回しの長期拘留、過酷な懲役や予防拘禁等を強制され、家族等も迫害された。そのため、虐殺や獄死、あるいは健康破壊による病死など、悲惨な運命に突き落とされた人々も少なくない。こうしたはかり知らない肉体的、精神的、物質的損害を被つた人々に對しなんの補償も行われないで今日に至っている。

第三九七六号 昭和五十六年五月七日受理

スペイ防止法の制定に関する請願

請願者 千葉県市川市大洲二ノ九ノ三 真

紹介議員 仲川 幸男君

國家の独立と安全を保持し、國民の生命と財産を守るために、防衛及び外交機密を保護し、スペイを厳しく処罰する法律を定める必要があるの



紹介議員 降矢 敬雄君 この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	第四四八四号 昭和五六年五月十三日受理 スパイ防止法の制定に関する請願 請願者 奈良市あやめ池南四ノ四ノ一八ス バイ防止法制定促進奈良県民会議 紹介議員 堀内 俊夫君 この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。
紹介議員 鈴木 文雄 この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	第四四八九号 昭和五六年五月十三日受理 スパイ防止法の制定に関する請願 請願者 福島市大町八ノ二〇〇・Kビル内 スパイ防止法制定促進福島県民会議 紹介議員 鈴木 省吾君 この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。
紹介議員 新谷寅三郎君 この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	第四四九〇号 昭和五六年五月十三日受理 スパイ防止法の制定に関する請願 請願者 東京都渋谷区宇田川町三六ノ六ワ 一ルド宇田川ビル内スパイ防止法 制定促進都民会議内 大津英男外 紹介議員 堀江 正夫君 この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。
紹介議員 鈴木 正一君 この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	第四四九四号 昭和五六年五月十三日受理 スパイ防止法の制定に関する請願 請願者 宮崎市橋通東四ノ六ノ七小山ビル 内スパイ防止法制定促進宮崎県民会議 紹介議員 坂元 親君 この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。
紹介議員 坂野 重信君 この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	第四四九五号 昭和五六年五月十三日受理 スパイ防止法の制定に関する請願 請願者 三重県津市栄町二ノ九〇スパイ防 止法制定促進三重県民会議内 太 田清 紹介議員 斎藤 十朗君 この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。
紹介議員 松尾 官平君 この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	第四四五〇号 昭和五六年五月十三日受理 スパイ防止法の制定に関する請願 請願者 熊本市桜町一ノ二五〇三〇四機密 保護法制定促進熊本県民会議内 内藤睦義 紹介議員 三浦 八木君 この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。
紹介議員 森下 泰君 この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	第四四五〇一号 昭和五六年五月十三日受理 スパイ防止法の制定に関する請願 請願者 大阪市南区北岸屋町一五心齋橋M ビル内スパイ防止法(機密保護法) 制定促進大阪府民会議内 押谷富 三 紹介議員 森下 泰君 この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。
紹介議員 天野武一 この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	第四四五二号 昭和五六年五月十三日受理 スパイ防止法の制定に関する請願 請願者 東京都渋谷区宇田川町三六ノ六ワ スパイ防止法の制定に関する請願 第三部 法務委員会会議録第六号 昭和五六年五月二十一日【參議院】

紹介議員 安井 謙君	一ルド宇田川ビル内スパイ防止法 制定促進都民会議内 江木武彦	請願者 埼玉県浦和市別所三ノ一五ノ八ス バイ防止法制定促進埼玉県民会議 内 倉田信靖
この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。
第四五〇三号 昭和五十六年五月十三日受理	スパイ防止法の制定に関する請願	第四五〇八号 昭和五十六年五月十三日受理
紹介議員 安田 隆明君	石川県金沢市広坂一ノ九ノ一五石 川県郷友会館内スパイ防止法制定 促進石川県民会議内 杉野勝次	紹介議員 福島 茂大君
この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。
第四五〇四号 昭和五十六年五月十三日受理	スパイ防止法の制定に関する請願	第四五〇九号 昭和五十六年五月十三日受理
紹介議員 山崎 龍男君	青森市古川二丁目スパイ防止法制 定促進青森県民会議内 神守夫	紹介議員 福田 宏一君
この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。
第四五〇五号 昭和五十六年五月十三日受理	スパイ防止法の制定に関する請願	第四五一四号 昭和五十六年五月十三日受理
紹介議員 藤井 孝男君	岐阜市光町一ノ五五藤井ビル内ス パイ防止法制定促進岐阜県民会議 内 野田卯一	紹介議員 林 道君
この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。
第四五〇六号 昭和五十六年五月十三日受理	スパイ防止法の制定に関する請願	第四五一五号 昭和五十六年五月十三日受理
紹介議員 吉田 実君	富山市山王町五ノ一七スパイ防止 法制定促進富山県民会議内 岩谷 外次郎	紹介議員 平井 卓志君
この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。
第四五〇七号 昭和五十六年五月十三日受理	スパイ防止法の制定に関する請願	第四五一六号 昭和五六年五月十三日受理
紹介議員 福岡日出麿君	佐賀市中央本町一ノ二西北村ビル 内スパイ防止法制定促進佐賀県民 会議内 古沢伝	紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。
第四五一一号 昭和五六年五月十三日受理	スパイ防止法の制定に関する請願	第四五一七号 昭和五六年五月十三日受理
紹介議員 原 文兵衛君	東京都渋谷区宇田川町三六ノ六ワ トルド宇田川ビル内スパイ防止法 制定促進国民会議内 加藤陽三	紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。
第四五一二号 昭和五六年五月十三日受理	スパイ防止法の制定に関する請願	第四五一八号 昭和五六年五月十三日受理
紹介議員 原 文兵衛君	合保険社内スパイ防止法制定促進 勝部重治	紹介議員 秦野 章君
この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。







昭和五十六年六月一日印刷

昭和五十六年六月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C